

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	2
2. 学科の特色	21
3. 学科の名称及び学位の専攻分野の名称	26
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	28
5. 教員研究実施組織の編制の考え方及び特色	38
6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	42
7. 教育課程連携協議会について	47
8. 研究の実施についての考え方、体制、取組	49
9. 施設・設備等の整備計画	50
10. 入学者選抜の概要	53
11. 取得可能な資格	60
12. 実習の具体的計画	61
13. 管理運営	68
14. 自己点検・評価	69
15. 情報の公表	71
16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	72
17. 社会的、職業的自立に関する指導等及び体制	74

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 学校法人ミスパリ学園の教育理念と沿革

学校法人ミスパリ学園（以下「本学園」という。）の歴史は、その前身であるミス・パリエステティックスクールを開校した1990（平成2）年に遡る。当該スクールでは、それ以来18年に亘って、プロとしての誇りと確かな技術をあわせ持つセラピスト＜注1＞の養成に努め、2008（平成20）年4月に学校法人ミスパリ学園として認可を受け、ミス・パリエステティック専門学校名古屋校（現：ミス・パリ・ビューティ専門学校名古屋校）を開校した。

その後、2010（平成22）年4月に開校したミス・パリ・ビューティ専門学校では、セラピストの養成に加え、厚生労働大臣指定美容師養成施設として美容師の養成を開始した。本学園は創設以来、「美しく聡明で品格あるプロフェッショナルの育成」を教育理念とし、理論に裏付けられた実践を通して、国内はもとより、海外でも活躍できる人材を養成することを目指し、現在では、ビューティ&ウェルネス専門職大学、ミス・パリ・ビューティ専門学校及びミス・パリ・ビューティ専門学校大宮校を運営している。

2023（令和5）年4月に開学したビューティ&ウェルネス専門職大学（以下「本学」という。）では、それまで専門学校で築いてきた教育基盤の上に、多様な側面からの研究を加え、従来の「美と健康サービス産業」＜注2＞のみならず、学際的視座からの研究を推進して科学的裏付けを強化した新たな成長産業である「ビューティ&ウェルネス産業」＜注3＞に対応できる、高度な知識と技術及び課題解決能力を有する専門職業人を養成しており、ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科の1学部1学科を設置している。

＜注1＞セラピストとは、エステティシャン、アロマセラピスト、スパセラピスト、ネイリスト等の施術サービスを担う技術者の総称。

＜注2＞美と健康サービス産業とは、事業所や施設において美と健康サービスを提供する経済活動のこと。平成21（2009）年3月に経済産業省によって公表された「平成20年度『美と健康に関する技術者の人材育成のあり方に関する調査研究』報告書」において、「エステティック、アロマ・セラピー、スパ・セラピー、ボディ・リラクセーションなど、美と健康に関する領域における施術を含む対顧客サービスが「美と健康サービス」と定義されている。

＜注3＞ビューティ&ウェルネス産業とは、従来の美と健康サービスを、ビューティ&ウェルネス（心身の美と健康を追求することによって生み出される、社会的な安定と幸福感）をもたらすことを根本理念とする多角的な研究によって、科学的エビデンスに基づく「ビューティ&ウェルネスサービス」として提供する経済活動のこと。

（２）ビューティ＆ウェルネス学部ビューティサイエンス学科を増設する趣旨

人々の価値観が多様化している現代社会においては、それぞれの人が価値を置く心身の美しさ、生活の質（QOL）がどのようなものであるかを適切に理解した上で、科学的に裏付けられたクライアントの要請に応えるサービスを提供できる人材が求められている。ビューティ＆ウェルネス学部では、多様な領域にわたる知識を学際的に結び付けることで、新たな切り口を見出し、人々のストレスに対応してそれを軽減して、医療と日常生活のギャップを埋めるリエゾン（橋渡し）的な役割を果たす領域として「ビューティ＆ウェルネス」を位置づけている。この観点から、医療が必要となるリスクを低減させ、医療が終了した後の心身のケアに貢献することを目指した教育を実践している。そして、それぞれの人が求める「心身の美と健康」の実現を支援し、健康寿命の延伸に寄与するとともに、日々の健康で幸せな生活を実現するためのコンサルティング支援を担うことができる新たな人材の養成に努力している。

既設のビューティ＆ウェルネス学科では、「心身の美と健康を追求することによって生み出される社会的な安定と幸福感」こそが、本学が目指す「ビューティ＆ウェルネス」であるとの理念の下、科学的に裏打ちされた高品質な「ビューティ＆ウェルネスサービス」を学び、現代社会における多様な「心身の美と健康」を実現することによって、「QOL 向上」に資するための仕組みを社会に実装することができる能力を持つ高度専門職人材を育成している。肌や全身の状態、食や運動、心の状態、化粧、色彩心理などの基礎的知識を総合的・学際的に学びながら、それをクライアントの自己実現に導ける専門的技術と理論に昇華させ、「ビューティ＆ウェルネス産業」の経営管理・マネジメントを担える能力を養うことを目指し、さらには、本分野で新しい価値を創造する先導的な役割を果たすことにも期待している。

ア．美容業＜注４＞界を取り巻く状況

＜注４＞美容業（日本標準産業分類 7831）とは、「美容室」「美容院」「ビューティサロン」など、主としてパーマント・ウェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業所をいい、また、美容師法では「美容とは、パーマント・ウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。」と定義されている。

美容業の振興指針（令和 6 年厚生告示第 97 号）（以下「振興指針」という。）によれば、2022（令和 4）年度末における美容業を行う施設（以下「美容施設」という。）数は 269,889 施設であり、10 年前と比較して 38,755 施設の増となっている。美容師免許取得者数は、2004（平成 16）年から 2005（平成 17）年頃には約 3 万人と高い水準となっていたことから、美容施設の新規開設希望者数は今後増加していくことが予想されている。従業美容師数は 571,810 人であり、10 年前と比較して 92,301 人の増となっている（厚生労働省『衛生行政報告例』によ

る)。

一方で、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、価格転嫁や雇用の維持・確保が難しく、厳しい経営状況が続く美容業者も見受けられることから、振興指針では、「美容業は、衛生的で、かつ、容姿を美しくしたいという国民の文化的欲求に応えるサービスを提供することで、国民生活の充実に大いに寄与してきた。」ことを強調し、さらに、「こうした重要な役割を美容業が引き続き担い、国民生活の向上に貢献できるよう、経営環境や国民のニーズ、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められている。」と指摘し、現在の状況を改善するために以下のような課題（抜粋）を挙げている。

- ① 国民の「美と健康」に対する需要はますます高まってきており、その需要に応じて質の高いサービスを提供できるよう、業界全体が変わっていくことが必要である。
- ② 高齢者や障害者等のニーズに的確に即応することによって、美容業者が営業を行う地域の住民が日常生活を送る上での必要なセーフティーネットとしての役割や、地域における重要な構成員としての位置付けが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期待される。
- ③ パーマネント・ウェーブ用剤、染毛剤、化粧品等の安全性やアレルギー等への影響に対する消費者の関心も高くなっていることから、利用者に対して施術等の説明を十分に行い納得と安心感を提供していくことが求められる。また公衆衛生の見地から、感染症の発生状況を踏まえた対策を行い、衛生管理の徹底を図ることが求められる。
- ④ 美容施設の多くは個人や家族経営の零細事業者であり、経営基盤の脆弱さや営業者の高齢化、これに伴う後継者問題等の課題を抱えている。

このように、美容業界では、社会を取り巻く環境の変化による構造的な人手不足が見込まれていることから、美容の技術の習得にとどまらず、様々な分野の学問を学際的に学び、専門的かつ実践的な知識や技術を深化させた、豊かで健康な生活への期待に応えることができる人材を育成し、確保することが、重要な課題となっている。

イ. 停滞する社会の活性化を目指す「ビューティ&ウェルネス」への期待

頻発する地球規模での自然災害や戦争によって、多くの人々の命や財産が奪われ、未だ被災者の生活の建て直しや被災地の復興もままならない状況が続いている。また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによってもたらされた甚大な健康被害と、経済活動の停滞による失業者や貧困・格差の拡大、そして、うつ病や孤独などの心理的影響による自死者の増加などによって、社会全体が、今、大きな混乱と停滞の中にいる。先進諸国における少子高齢化の進行は社会構造の大きな変化をもたらし、将来社会の在り方に様々な課題を投げかけている。

世界の人々が心身ともに疲弊している中で、すべての人々が心豊かに健康な生活を送ることができる社会を実現するためには、これまでの考え方を大きく変えて、新しい思考法と技術を導入していくことが必要である。そして、新規技術や社会の変化を柔軟かつ速やかに受け入れて産業の成長を促進することや、誰もが自分自身の強みやポテンシャルを発揮しつつ活躍できる社会環境を整備すること、さらに、一人ひとりの個性を伸ばす教育を通じて多様性の向上を実現することが、これまで以上に求められている。

このような時代であるからこそ、人々の心の支えとなり、健康な生活を送ることを目指した産業の振興や、それを下支えする教育・研究への要請が高まっており、その要請に対応することが、停滞する社会に活力を与えることにつながる。「美」への感性を育み、心身ともに美しくあることを希求して、日常生活の中で「幸せ」という感情を五感から感じ取ることで、人は、自己肯定感を高め、ひいてはそれが、QOL を高め、健康増進につながる。

さらに、このように時代の進路が定まらず前例に乏しい状況では、美容業界においても、表面的な美の提供にとどまらない、確固たる学問的裏付けを持ち、確実な安全性が担保された技術を提供することが求められている。従来美容業界では、見た目に若くあることを目的として施術が行われてきたが、美容を科学と技術に裏打ちされた学問として体系的に捉えようとする動きが推進され、現在では、皮膚科学、形成外科学、栄養学、薬学、香粧品（化粧品）学などの多様な科学や技術を包含する領域として認識されつつある。

一方、ビジネス分野においては、美容をウェルネス（積極的に病気でない「健康」状態を目指す行動をとることによって、より良く生きるライフスタイルをつくること）と関連付ける新たなビジネスやサービスが提供されるようになっている。

本学においては、美容（ビューティ）とウェルネスを統合することによってもたらされる「心身の美と健康を追求することによって生み出される社会的な安定と幸福感」を「ビューティ&ウェルネス」と定義し、ビューティとウェルネスを発展的に統合した学際領域としての「ビューティ&ウェルネス」における研究と技術開発の成果を科学的・学際的に深化・統合させることで、そのシナジー効果としての新たな価値を生み出していくことを目指している。ビューティ&ウェルネス学部に新設するビューティサイエンス学科においては、それに加えて、現在、美容業界が抱える課題解決に向けて具体的な提案をし、解決することができる人材を養成することを目標としている。学問に裏打ちされた豊かな職業教育を受けた本学科の卒業生は、「ビューティ&ウェルネス」のプロフェッショナルとして、また現場の最前線におけるリーダーとして、美容業界を牽引し、発展させることが期待される。さらに、将来的には、社会環境の変化に呼応したイノベーションを生み出し、美容業界に新たな針路を拓くことが期待される。

ウ． 超高齢社会における人々の生活の質の向上と社会参加を支える新産業・市場の創出と新しい職業の開拓に資する教育・研究の必要性

すべての人々が、心身ともに健康で幸せに暮らせる社会環境を整えることの重要性はいうまでもないが、超高齢社会先進国であるわが国においては、特に、高齢者が元気で社会の各種の活動に参加できる環境を構築することが、国の経済基盤を破綻させないためにも、極めて重要である。

2020（令和 2）年度厚生労働白書＜注 5＞によれば、同省の調査＜厚生労働省人口動態・保健社会統計室「完全生命表」、同「簡易生命表」、同「人口動態統計」＞、総務省の調査＜総務省統計局「人口推計」＞、厚生労働科学研究費補助金による研究報告「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」をもとに算出した平均寿命と健康寿命の推移から、日常生活に制限のある「不健康な期間」である平均寿命と健康寿命の差は、2001（平成 13）年には男性 8.67 年、女性 12.28 年であったが、2016（平成 28）年に男性 8.84 年、女性 12.35 年となり、僅かながら広がっている。さらに、国立社会保障・人口問題研究所から、医療技術の発展などで、平均寿命も健康寿命もさらに延伸されとの推計が示されている＜注 6＞。

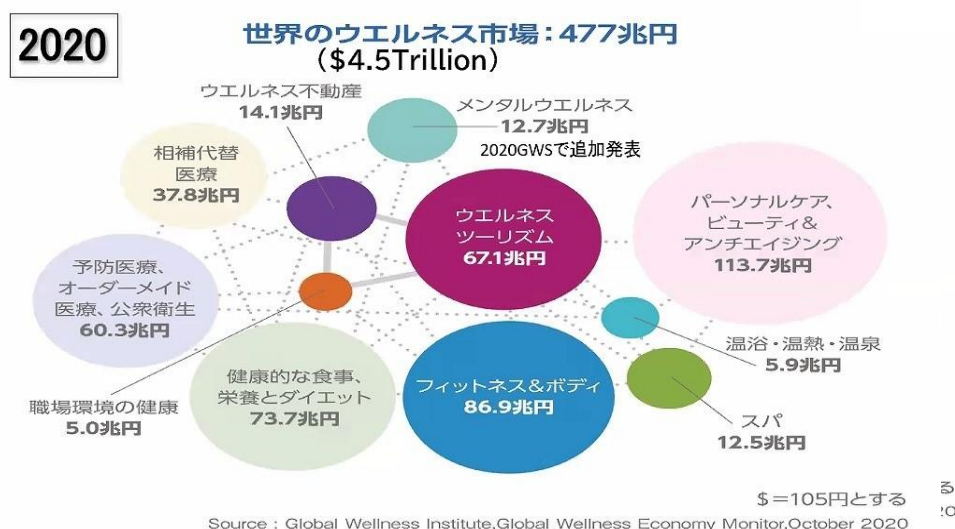
しかし今後、平均寿命の延伸に健康寿命の延伸が伴わない場合には、その差が拡大することによって、医療費や介護給付金などの大幅な増加につながることが予想される。厚生労働省は、現状のままで推移すれば、2018（平成 30）年度の医療給付 39.2 兆円、介護給付 10.7 兆円に対して、2025（令和 7）年度にはそれぞれ 48.7 兆円、14.6 兆円に、2040（令和 22）年度には 68.3 兆円、24.6 兆円に膨らむと試算している＜注 7＞。従って、人々の心身の健康づくりが推進され、健康寿命の延伸が図られることは、個々人の QOL の低下を防ぎ、社会参加を促進できるとともに、社会保障負担を軽減させて、医療経済の破綻を防げる可能性がある。

これらの状況に鑑みて、ウェルネス産業への期待が、今後益々大きくなると予想される。この産業は、人々の健康と幸福を目指した「未来志向型」の産業であり、いわゆる「ヘルスケア」という考え方を大きく超えて、衣・食・住などのライフスタイルの側面、文化・芸術活動からの側面、経済や環境の側面などからの参入が可能であることから、様々な業種・職種間での連携による相乗効果がもたらす新局面への展開や、新たな市場の拡大が期待されている。

本学では、「ビューティ&ウェルネス」研究の推進と教育体系の構築を通じて、「ビューティ&ウェルネス産業」や「美容業界」における多様な要望に応じて活躍できる人材を育て、社会に送り出すことを目標としているが、その成果は日本のみにとどまらず、世界中の人々の多様な健康と幸福（Well-being）の実現に貢献できると考えられ、わが国が「課題解決先進国」として海外展開するための一助ともなる。

なお、Global Wellness Institute の報告＜注 8＞によれば、「ビューティ&ウェルネス産業」や「美容業界」を包含する「ウェルネス産業」の世界的規模は 2017 年で 4.2 兆ドル（1 ドル 105 円として 441 兆円）、2020 年で 4.5 兆ドル（同 477 兆円）に上っており、さらに拡

大することが期待されている。さらに、高齢者の増加に伴う「健康・長寿」への関心が高まることは必至であるから、必然的にそこに投資が集まることは確実であろう。



『三菱地所ら調査「働く女性の摂取カロリー、終戦直後以下」の衝撃 ～日本が抱える深刻なウェルネス課題とは～』（ビジネス+IT 2021.8.13）より転載

企業にとっても、従業員への健康投資は、生産性向上・業績の向上につながることから、わが国でも「働き方改革」の考え方に沿った「健康経営」の取組が始まっている。これらの取組は、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成にも資するものであり、超高齢社会の課題解決のためにも、極めて有効な施策となり得る。これからの「ビューティ&ウェルネス産業」や「美容業界」の発展と新たな人材の養成に資するために、本学では、併設のビューティ&ウェルネス研究所（2020（令和 2）年月設立）の力を結集し、また、国の内外の卓越した研究者や教育者の協力を得て、「ビューティ&ウェルネス産業」や「美容業界」を対象とした研究を推進し、学問領域としての「ビューティ&ウェルネス」の科学的基盤と学際的学術理論・教育理論を構築する。そして、学生たちが、社会の課題解決を目指した多様な講義・実習などを学び、科学的エビデンスに基づく理論や技術を提供できる人材として育つことを目標に、多様なカリキュラムから成る教育を進めていく（カリキュラムの内容については後述）。卒業後の就業支援、リカレント教育についても、十分な手当てを考えている。さらに本分野の研究の深化や高度な人材養成への要望が高まることを視野に入れて、「ビューティ&ウェルネス学会」の設立や、数年後には専門職大学院を設置することも構想している。

<注5>『令和2年版 厚生労働白書—令和時代の社会保障と働き方を考える—』（厚生労働省 2020）

<注6>『日本の将来推計人口—平成29年度推計の解説および条件付推計—』（国立社会保障・人口問題研究所 2019）

<注7>『令和3年版 厚生労働白書—新型コロナウイルス感染症と社会保障—』(厚生労働省 2021)

<注8>『Global Wellness Summit~Joining Together, Shaping the Future 』(Global Wellness Institute Report 2018, 2020)

エ. 美容業界に必要とされるビューティ&ウェルネスの専門職人材

本学の附置機関である「ビューティ&ウェルネス研究所」では、ビューティ&ウェルネス領域に関連する美容やそのビジネス、医学・保健衛生などの様々な分野に通底する重要な概念である「美しく幸せに生きること」を根本理念とする、多面的な研究が進められている。新設するビューティサイエンス学科では、既設のビューティ&ウェルネス学科で培ってきた学術的研究を深化させ、教育方法をさらに充実させた教育体制を構築する。そのうえで、これまでに美容師が担ってきたヘアスタイリングやメイクアップなどの技術の高度化と、職業人としての企画力や研究・開発力の強化を図る。

本学部には、基礎科学(化学、生化学、生命科学)、基礎医学・臨床医学(生理学、循環器学、免疫学、アレルギー学、リウマチ学)、栄養学(脂質栄養学、女性・母体の栄養学)、心理学(美容、色彩、顔形態の心理学)、運動(舞踊学)分野において傑出した業績を有する教員が在籍している。これらの専門家と、美容実務家・教育者として活躍する実務家教員が相互に協力して、科学的知識・理論と感性を有し、人々の日々の生活をより豊かにすることを志向する人材を養成する。すなわち、クライアントの個別の健康状態や要望を総合的に評価する能力を持つとともに、より安全で最適な美容サービスを提供できる高度職業人材を養成する。加えて、関連分野における先進的な技術開発者、指導者として、さらに、大学院や専門機関での研鑽を重ねることで、研究機関に所属する研究者や大学・専門学校の教員としても活躍できる人材の養成を目指す。特に、学生の研究への関心、研究能力の向上を強力にサポートし、施術の効果を分析的、客観的に測定・評価できる能力を持ち、施術をより安全に、効果的に向上させていくことができる人材を育てることに注力する。

現在の美容業界においては、管理職、独立経営者、起業する者、企画・開発者、分野横断的なコンサルタント等として活躍する人材の養成に大きな期待が寄せられていることから、多様な分野をカバーする既設学科の教員に加えて、美容業界において経営管理、マネジメント、コンサルティングに豊富な経験を持つ実務家教員を配置して、従来の美容師教育の深化と高度化を図り、美容業界における中核的な存在となり得る能力を備えた人材を育成して、社会に送り出す。

こうした目標の下、既設のビューティ&ウェルネス学科と新設するビューティサイエンス学科が、互いに協力し、連携し合い、横断的に教育・研究を進展させることで、学問としての「ビューティ&ウェルネス」の内容がより充実したものとなり、科学的基盤に立った高度職業人材を養成する。

また、本学では、日本の伝統芸術への造詣を深めるための教養教育にも力を入れており、科学

的基盤と文化的素養を持った人材をビューティ＆ウェルネス産業界や美容業界に送り出すことを目指している。さらには、これらの人材が、新たな理論構築や技術開発に従事し、自ら研鑽し向上する機会を提供するために、リカレント教育やリスキリングにも力を入れる予定である。将来的には、卒業生たちが社会で活躍することが、「日本発のビューティ＆ウェルネス」を世界に向けて発信し、分野のさらなる発展を促し、ひいては日本の産業界の発展に寄与することができると確信している。

現在、美容師資格を取得する課程を持つ大学は2校（大阪樟蔭女子大学（大阪府）、東亜大学（山口県））存在し、人材養成に尽力されているが、それぞれの課程から社会へ送り出される人数は、それぞれ40名、25名／年であり、美容領域をリードできる人材への社会からの期待と需要には、供給が追いついていない状況である。このことから、本学で新学科を設置することの意義は大きい。

（3）ビューティサイエンス学科の教育・研究

ア．科学、医学の原理に基づく「ビューティ＆ウェルネス」教育

「ビューティ＆ウェルネス」の基本は従来の美容と同様にクライアントに対する美容師の誠実な奉仕によりクライアントの求める「美」の要請を実現することにあるが、本学が推進する「ビューティ＆ウェルネス」における「美」は、上述したように、従来よりも遥かに多様性に富み、クライアントの個別性を重視するものである。そこでは、クライアントの身体的・気質的特性、職業や社会との関わり、生活様式、さらに個人の美学的あるいは時代的な嗜好を反映させながら、クライアントがその場面ごとに求める美を追求し、希望を叶え、さらにホスピタリティの実践によって希望を超える成果を達成することを目標としている。このような施術を施されることによって、クライアントは外見的な美を得るとともに、自分らしさの感覚、安定感と活力といった心の充実を得ることになり、ひいては心身の健康や活力、自己実現の可能性など広義の「ウェルネス」へと導かれる。

従来の専門学校で行われている美容師養成においては、国家資格である美容師免許の取得を第一の目的とし、美容師養成施設指定規則や美容師養成施設指導要領に沿った画一的な教育が行われてきた。施術のバリエーション技法の教授は実施されてきたが、サービスの現場において、創造的な付加価値の高い施術が行われることはほとんどなかった。この限界は、従来の専門学校教育では、美容師は施術を成り立たせている「原理的」な側面、すなわち、施術の医学的な有効性とリスク、その背後にある自然科学的な原理、美学における歴史的・現代的な洞察などを深く理解し、教養として身につける機会を得ることができなかったためと考えられる。人は原理を理解して初めて、応用的かつ自由に振る舞えるのであり、このことは臨床医学の現場で常に解剖、生

理、基礎医学の知識が参照されることと変わりはない。本学科では、医学、保健衛生、生命科学及び物質化学など自然科学、そして美学の分野で多くの業績を持ち、先進的、実践的に活躍する教授陣を擁し、質の高い教養教育と専門教育を実践し、学生自身が課題を発見し解決できるアクティブラーニングプログラムを提供する。学生たちはこれらの知識を消化し、リスクを理解することになり、効果的かつ安全な、付加価値の高い施術のバリエーションを初めて実践することが可能となる。

施術の結果としての「美」はクライアントに大きな満足を与え、「ウェルネス」につながる事が期待されるが、施術が与えるウェルネスにはもう一つの重要な側面がある。美容の施術は「パーマネント・ウェーブ用剤、染毛剤、化粧品等を使用し、毛髪や皮膚に直接接触れる」行為であり、クライアントは美容師を深く信頼して自らの髪や肌に触れることを許容する。人が進んで自らの髪や肌に触れることを許すという場面は極めて稀であり、医療を除いては、美容、そして本学が提唱するビューティ&ウェルネスの場面に限られると言ってもよい。美容師は奉仕の心を持って髪や肌に触れ施術を行うが、使用する化粧品等の安全性やアレルギー等への影響に対する納得と安心感を基盤とすることで、クライアントに深い安らぎがもたらされ、総合的な健康感とも言える「ウェルネス」に導かれる。この過程は従来、経験的に捉えられているのみであったが、明らかに科学的、医学的、生理学的な過程であると考えられ、近年の脳科学進歩によるエビデンス、例えば、母子の接触によるオキシトシン系の活性化を介する安心感、報酬系の活性化による深い心の満足感などに見られるように、クライアントに対する施術の際には、科学的、医学的、生理学的な過程が生じていると考えることが自然である。本学科では、そのことを検証し、施術の改変に繋げ、自身が行う施術の効果を分析的、客観的に測定し、公衆衛生の見地から感染症の発生状況を踏まえた対策を行い、衛生管理の徹底を図り、医学的な根拠を持って、施術をより安全に、効果的に進化させていく能力を持つ美容師を養成することを目指している。

施術の安全性は最も重要な観点であり、単にマニュアル化された禁忌事項を羅列的に教育するのみでは有効にリスクを回避することはできない。多様なリスクに自信を持って対処するためにはリスクの医学的、自然科学的な原理を知ることが最も有効かつ確実な方法であり、本学科では化学や生命科学などの基礎、過敏症やアレルギーなど医学的な人体反応を教育し、リスク回避の方法を深く理解させる。無知に起因する化粧品や施術法による健康被害は許容されないことは言うまでもないことから、さらに、被害の可能性が予見される場合には、率先して情報を公開し、発信する態度を養成する必要がある、総論的な医学教育でこれらの美容師のミッションを深く理解させる。

上述のように、本学科が養成する人材は、医学的な知識と洞察力を有し、健康リスクに対する理論と鋭い感覚を備え、付加価値の高い施術を常に探究し実践する美容師であるが、その一方で、

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、多くの美容施設が厳しい経営状況が続く中で、美容業界を牽引していく担い手でもある。事業を発展させることを目指した企業マインド、経営能力、管理能力、人材のマネジメントに目を向けさせ、意欲を刺激することの重要性を鑑み、経営の理論・実践など、指導的なマネジメントを行うための資質を養成するプログラムを用意している。また、市場におけるビッグデータの解析やマーケットリサーチではデータサイエンスの手法が必須である。同時に、古典的な記述統計、一般化線形モデルなどの基礎概念の修得、汎用的な統計ソフトウェアの使用法修得が必要となる。本学科では授業科目「データサイエンス入門」としてこれらを教育するプログラムを準備している。

以上、本学科の教育が目的とするところは、高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力をあわせ持ち、人々が健康で QOL の高い人生を送ることへの貢献を志向する美容師、実業人の養成である。本学科が輩出する人材が、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するために積極的な役割を担うとともに美容業界に関する新しい価値を創造することが強く期待される。

イ。「ビューティ＆ウェルネス」を実証、展開する科学研究

施術が単に一過性の満足では止まらず、より本質的な効果がもたらされることはこれまでの経験から理解されていた。しかし、この分野においてこれまで、標準化された医学的、科学的な検証方法が導入される機会が得られなかったことから、経験的な施術の有効性を論理的に再評価し、施術のプログラムを客観的な指標を持ってより効果的に改善、再構築することはほとんど行われてこなかった。本学科においては、医学的、科学的な知識を有する美容師の養成を行い、さらに研究面を強力にサポートして、施術の効果を分析的、客観的に測定し、医学的な根拠を持って施術をより安全に、効果的に進化させていく能力を養成する。本学の特色あるリソースとして、広義の施術のバリエーションが挙げられる。

例えば、皮膚科学的な観点からすると、皮膚の美しさを保ち、老化を遅らせるために、皮膚細胞の様々なストレスへの応答反応を明らかにすることは美容の重要な側面である。一例を挙げると、本学学長の室伏きみ子は、新たな生体物質である「環状ホスファチジン酸 (cPA)」を世界に先駆けて発見し、cPA が皮膚線維芽細胞等に働きかけて、その機能の維持と活性化にはたらき、また、老化皮膚のヒアルロン酸合成を大幅に促進するなど、皮膚の健康維持に好ましい効果を有することを見出しており、cPA を添加物として含有する化粧品は、十数年前から国内外の複数の企業で商品化されている。なお、皮膚の炎症や老化の研究、また、細胞レベルや個体レベルにおけるストレス応答反応の分子機構に関する研究は本学でも継続されている。化粧品開発に関しては、(株)資生堂の研究者として長いキャリアを持ち、准教授として就任する石舘周三は、世界における開発動向などについての授業を行う予定である。

人に対する施術は長年安全に行われているものであり、人体に非侵襲的に作用すると考えられ、人を対象とする研究においても極めて安全に効果を検証することができる。人を対象とする医学生物学的研究に関しては、人を対象とする生命科学・医学系研究の実施に関する規則を策定し、学内で厳正な倫理審査体制を構築している。

(4) ビューティサイエンス学科で養成する人材と求められる能力・資質

ア どのような人材を養成するのか

人々の価値観が多様化した現代社会では、それぞれの人々が価値を置く美しさとは何か、QOLとは何かを適切に理解したうえで、ビューティ&ウェルネスサービス施設や美容施設を利用するクライアントが満足するサービスを提供することが求められている。その要請に応えるために、個人それぞれが求める「心身の美と健康」の実現を支援し、健康寿命を延伸させるための健康で幸せな生活に対するコンサルティングを担う人材の養成が急務である。

ビューティ&ウェルネス学部で養成する人材像は、「ビューティ&ウェルネス産業や美容業界において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスや美容サービスを実践することによって、現代社会における多様な美と健康を実現し、人々の QOL の向上に資することができる人材であるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設や美容施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」である。

イ 養成する人材に求められる能力

前述の振興指針で述べられているように、美容業は、衛生的で、かつ、容姿を美しくしたいという国民の文化的欲求に応えるサービスを提供することで、国民生活の充実に大いに寄与してきた。美容業がこうした重要な役割を引き続き担い、国民生活の向上に貢献できるよう、経営環境や国民のニーズ、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の美容業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められている。

新設するビューティサイエンス学科で養成する人材に求められる具体的な資質の一つは、美容師としてマニュアル的なルーティンに陥ることなく、高価値な創造性を有しながら確実に安全性が担保された施術を行うことである。美容業は、人の身体の一部である毛髪及び皮膚に化粧品などを使用して容姿を美しくする行為であり、安全面の問題に対して、特に注意が必要な業態である。衛生上の危害を防止し、クライアントに対して安全で良質なサービスを提供することは美容師の責務である。本学の基盤的な心身医学プログラムは、アレルギーのメカニズム、化学薬品の

作用機序、皮膚科学的なリスク管理の学習から、また、臨地実務実習においてリスク管理の実際を学ぶ機会から、リスクを感知する能力を涵養する。このように、系統的な医学教育、科学的な知識と態度の養成、データ分析、データサイエンスの手法の習得は、一つは施術の質を向上させ付加価値を高めるといった価値の創造の観点から、そしてもう一つはリスクを確実に回避し安全を担保するリスク管理の観点から必須の教育課程である。それにもかかわらず、これまで専門学校の教育では行われてこなかったものである。

養成する人材に求められる具体的な資質の一つは、このように理論に裏打ちされた高度な実践力と論理的思考力をあわせ持つ美容師であることだが、本学科では、美容師としてのアイデンティティを前提としながら、独立経営者、起業する者、企画・開発者及び管理職、分野横断的なコンサルタントとして活躍する人材の養成を重視しており、そのような資質を持つ人材が本学科が養成する美容師に求められる二つ目の資質となる。すなわち、将来の美容業界の発展を支えるためには、美容業界に関するビジネスモデルを理解し、健全な事業運営を行うための知見を有することが必須である。このため、美容業界における経営管理能力、マネジメント能力を身につけさせることを目的に、「展開科目」の「経営の基礎」に関連科目を配置し、理論に裏打ちされた高度な実践力と経営者・管理職としてのマネジメントやコンサルティングの資質を備え、美容業界における中核的な存在となる専門職人材を養成する。本学科では、世界を先導する高い技術に裏打ちされた美容師の養成にとどまらず、美容業界を発展させるためのマネジメント能力の養成や、さらには、変化する社会の要請に应运て新たなサービスを開発し展開して、美容業界を牽引し、新たな道を拓くことができる人材を養成する。

本学科の卒業生の多くは、修得した科学的知識と考え方、芸術的感性と先進的な美容技術を活かして、美容施設において安全且つ高度なサービスを提供し、クライアントの美と健康に貢献できる美容師として活躍することが想定される。さらに、経営管理能力やリーダーシップ力を身に付けていることから、早期に美容施設の運営管理を行う役割を担うことが可能であり、美容施設の営業計画の策定、実行管理等の日常的なマネジメントを確実に推進し、組織の方針策定とその達成に向けたマネジメントを推進することで、企業利益の拡大にも貢献することができる。活動の場所は、美容サロン等の施設に限らず、学校、病院、介護施設、ホテル、地方公共団体、化粧品開発・製造企業、安全性等の試験会社、健康機器の開発・製造企業など、多岐にわたることが期待される。

さらに、卒業生の継続的な自己啓発を支援する体制をつくり、その一環として、現在、リカレント教育や大学院教育を構想中である。

将来、卒業生たちには、起業して経営者になることや革新的なサービスを提案できる高度なヘアスタイリスト・メイクアップアーティストとして、さらにブライダル産業や化粧品業界、美容健康機器業界等でトータルな美の創造に寄与できる人材となって活躍することが想定され、美容

業界全体の発展や美容師の地位向上に貢献することが期待される。その結果として、人々の心身を豊かに育み、健康で幸せな社会を創ることに貢献できると考えられる。

(5) ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

ビューティサイエンス学科の増設に伴い、ビューティ&ウェルネス学部の3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針））を以下のように設定する。

ア. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針、DP）

ビューティ&ウェルネス学部では、教育目的に基づき、所定の単位を修得し、以下に定める能力を持つ者に対し、ビューティ&ウェルネス学士（専門職）の学位を授与する。

- DP1. ビューティ&ウェルネス産業や美容業界で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。
- DP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。
- DP3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。
- DP4. 個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスや美容サービスを提供するための知識と技術を身につけている。
- DP5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界や美容業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。

イ. カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針、CP）

ビューティ&ウェルネス学部は、ディプロマ・ポリシーに示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの関係を概念図として示す。〈資料1〉

専門職大学の制度の趣旨に則って、理論を重視した専門知識と職業的実践能力を修得し、新たな価値創造を担う人材を養成するために、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を体系的かつ有機的に組み合わせ、段階的に履修できるような教育課程を編成・実施する。

学修の成果は、授業科目の特性、授業形式を踏まえ、シラバスに記載された評価方法に従い、

到達目標の達成状況を適正に評価するとともに、GPA を用いて教育課程における学習達成度を客観的に評価する。

- CP1. ビューティ＆ウェルネスサービスや美容サービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性を身につけ、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための科目を配置する。
- CP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、個人が理想とする美しさと健康の実現への支援に主体性を持って取り組み、多様な人々に対応できるコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う科目を配置する。
- CP3. 個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得する科目を配置する。
- CP4. ビューティ＆ウェルネスサービス施設や美容施設において、個人の価値観やニーズに合わせてサービスを提供するための知識と技術を修得する科目を配置する。
- CP5. ビューティ＆ウェルネスサービス施設や美容施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するための経営・マネジメントを学び、ビューティ＆ウェルネス産業や美容業界の振興に貢献するための課題発見力と問題解決力を養う科目を配置する。

ウ. アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針、AP）

ビューティ＆ウェルネス専門職大学の教育理念や教育目標を十分に理解し、ビューティ＆ウェルネス産業や美容業界の専門職業人（セラピストや美容師）として成長しようとする意欲のある、次のような学生を受け入れる。

- AP1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎学力を有している人（知識・技能）
- AP2. 周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、実践に向けて努力できる人（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）
- AP3. ヘルスプロモーションの視点から、人々の豊かな生活に資することを意識し、専門的な知識と技術を身につけようとする人（目標を持って主体的に学ぶ能力）
- AP4. ビューティ＆ウェルネス産業や美容業界で活躍するセラピストや美容師を志し、高い学習意欲を持って、資格取得に積極的に取り組むことができる人（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）
- AP5. ビューティ＆ウェルネスサービス施設や美容施設の経営に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）

教育課程編成にあたっては、①ビューティ&ウェルネス産業や美容業界において、生涯に亘って自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するための基礎科目、②ビューティ&ウェルネスサービス施設や美容施設で実施される具体的サービスをめぐる医学的知識やサービスの背景とサービス向上のための技術を修得するための職業専門科目、③ビューティ&ウェルネス産業や美容業界を、ウェルネス産業分野を構成する重要な分野と位置づけ、新たなサービスや職域を生み出す能力を養成する展開科目、④修得した知識や技術等を総合し、それぞれの学生が専門性と実践的かつ应用能力を総合的に向上させる総合科目という、段階を踏んだ4つの科目分類を設け、それぞれの科目を配置する。これによって、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材像に到達するための総合的かつ専門職業人としての能力と技術を修得することを可能にする。

ビューティサイエンス学科の①基礎科目では、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担う姿勢や豊かな人間性及び職業倫理を涵養するために、以下の4つの領域を設けている。1)自身の職業的自立を促すためのキャリア教育領域、2)コミュニケーションを円滑にするために必要となる言語とコミュニケーションに関する領域、3)人の多種多様な価値観や考え方を理解する人間と文化に関する領域、4)職業専門科目、展開科目及び総合科目を学修するうえで必要な教養を身につける自然科学と社会領域。

②職業専門科目においては、それぞれの科目を次の2つの領域に位置づける。1)人体に直接触れる職種である美容師が、基礎的な医学や公衆衛生の学びを基盤として、個人の健康状態を科学的に分析し、健康の維持・増進をサポートできる能力を養成する領域（基礎医学とヘルスプロモーション）、2)美容師に必要な専門知識と技術、及び接客の知識と技術を身につける領域（心身の美の追求）、これらの科目を学修することで、現代社会における美容・健康の在り方を理解し、それらを具現化するや美容サービスに対する知識と技術を体系的に修得することが可能になる。

③展開科目においては、専門職業人としての能力を活かし、その職域を広げようとすることを企図する、以下の2つの領域を設定する。1)美容施設の経営、マネジメントに必要な基本的な知識（経営学の基礎）を学修する領域、2)経営学の基礎領域で修得した経営における基礎理論に基づき、美容業界をウェルネス産業の重要な構成分野と位置づけて、創造的な役割を担うための知識を身につける美容・ウェルネス産業の振興を目指す領域。これらを学修・修得することで、経営・マネジメントの素養を身につけ、美容業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる能力を涵養する。

④総合科目においては、総合演習Ⅰを3年次後期、総合演習Ⅱを4年次前期に配置する。個別の学生の問題意識に応じるため演習（ゼミナール）形式を取り入れて、それぞれの教員がグループ指導や個別指導にあたる。そして、それぞれの学生が自らの問題意識に基づいて探究活動や研究を行うことを通じて、これまでに修得してきた知識と技術の体系化を図り、職業活動において創造性を発揮することを可能にする。

授業形態は、専門知識や美容サービスを体系的に学ぶ機会を提供する講義と、実践と深く結びついた理論の理解と効果的な施術方法を実践的に身につける演習・実習に大別される。いずれの科目においても、専門職大学の趣旨に鑑み、双方向の少人数教育を重視し、ディスカッションに加えて、ケース・スタディ、ワークショップ等の形式での授業を積極的に取り入れる。これによって、学生たちが、体系的かつ実践的な理解に基づき、自ら携わる実務やヘルスプロモーションを推進するための的確な判断と柔軟な思考を修得できるような、学修機会を提供する。

授業科目の学修成果は、筆記試験、レポート試験、演習・実習成果等に加え、各科目の性格に応じて、授業内課題、質疑応答や討論への貢献状況、期間中の調査・準備の状況等に基づいて評価する。成績評価は 100 点満点で行い、90 点以上を A、80 点から 89 点までを B、70 点から 79 点までを C、60 点から 69 点までを D、59 点以下を F とし、A・B・C・D の評価に対して単位を認定する。成績評価の具体的な方法は、シラバスにおいて授業科目ごとに明示する。

（6）専門学校の教育との違い・専門職大学で人材を養成する必要性

我が国の大学では、学問を重視した教育が行われている。一方で、専門学校は特定の職業、実務での即戦力として直接必要な実践的知識、技術の養成を主として行われている。専門職大学は、より高度な実践力と新たなサービスを創り出せる創造力を有する人材の養成が喫緊の課題となっている中、大学制度の中に実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして、産業界との密接な連携により専門職業人材の養成強化を図るとともに、大学の強みと専門学校の強みの双方をあわせ持った新しい職業教育の枠組みが求められたことから制度化されたものであり、本学は、このような専門職大学の理念・特性に基づいて、新たにビューティ&ウェルネス学部「ビューティサイエンス学科」を設置する。

美容業界における美容師の養成は、本学園が運営する専門学校において引き続き実施することができる。しかし、（2）で述べたように、人々の心身の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るためには、これまでの専門学校における資格取得を目標とする教育による人材養成のみでは不十分であり、ビューティ&ウェルネスの視座で人々の QOL 向上に資する高度な人材養成への要請が高まっている。その要請に応えるため、専門学校ではなく専門職大学における理論と技術の両面から構築された教育課程で幅広く学ぶことが必要である。

既設の専門学校の教育課程では、美容師国家資格取得を主目的としていることから、そのための標準化・体系化されたマニュアルとしての知識と技術の修得に重点を置いている。人々はなぜ美しさを希求するのか、外見の美しさと内面の美しさとは何かといった、美しさと健康の関連などの問いかけや、その問いかけに対応することなく、資格取得のための知識や実践の技術修得に力を入れた教育カリキュラムが中心になっており、実践教育に比べて、理論教育が大幅に不足している。また、専門学校で美容師国家資格を取得後 2～3 年間は、美容施設において先輩美容師

のアシスタントとして開店・閉店準備、掃除、受付対応を、技術面では、シャンプー、カラーリング、パーマの補助を行いながら、実践的な技術を習得する必要があることから、本来、美容師にとって必要となる髪や肌に関する悩みや希望を聞き、カウンセリングに基づいた施術を行う能力、クライアントとの信頼関係を築くために必要な接客スキルやマネジメント能力や、アシスタントを指導し、成長をサポートする能力を修得するためには相当の時間を要することになる。

本学科では、専門職大学の使命として、専門学校では養成することができなかった“理論に裏打ちされた”技術を備えた美容師、言い換えれば、最新かつ高度な専門的な知識や技術を修得し、施術に関する技術の革新を目指す人材を育てる。また、製品やサービスの質を向上させるための研究・開発に従事できる論理的思考力を持ち、クライアントの要求を受け止めて共有しつつ、質の高いサービスを提供できる人材の養成を進める必要がある。さらに、世界的にも評価の高い日本の美容の技術や知識を有する人材を、グローバル化が急激に進む中で海外への美容サービスの展開を進め、販路拡大に資する有益な人材として育てるべく一層教育を深化させていく。

ア. 学位の違い

現在、我が国の美容専門学校を卒業しても、海外で就労するための資格とならないことがあることが、かねてより課題となっていた。日本ならではのきめ細かい優れた美容施術を海外に広めるためにも、また海外からの留学生を受け入れるためにも、高度な専門知識や多様な教養を学んだ学士相当の資格を取得できる専門職大学の必要性は極めて大きい。専門学校で取得できる「専門士」は、専門技術に対する評価を与える日本特有の称号であり、国際的な通用性は伴わないが、専門職大学では「学士（専門職）」の学位が取得でき、これは世界に通用する資格である。

なお、本学科で取得できる学位名称は、「ビューティ&ウェルネス学士（専門職）」、英語名称を「Bachelor of Science in Beauty & Wellness」とする。

イ. 教員の違い

美容師国家資格の取得を目指せる専門学校において、授業を担当する教員は、基本的には美容師として4年以上の実務経験を有した者で、美容師養成施設の教員になるために公益社団法人日本理容美容教育センターが実施する理容師美容師養成施設教員資格認定研修会を受講し、認定試験に合格した者である。本学園が運営する専門学校においても、その豊富な実務経験や知識と卓越した技術を活かして、美容師を目指す学生に教授・指導している。既設の専門学校のひとつであるミス・パリ・ビューティ専門学校美容学科の専任教員は11名であるが、全員が美容師の実務経験を有する実務家教員で、美容師養成施設としての認可を得ているものの、博士や修士の学

位取得者は1名のみであり、美容師国家資格の取得を主な目的とした知識と技術を教育するための教員組織となっている。そのため、本来美容師に必要とされる基礎医学や経営の知識については、マニュアル的な知識を教えているに過ぎない現状がある。

それに対して、専門職大学では、基礎医学や自然科学、人文社会系や芸術系の教養科目、語学などにおいて高度な知見を有する研究者教員を配置し、実務家教員と研究者教員がバランスよく教育・研究に従事することにより、理論に裏付けられた高度な実践力を養うことが可能である。本学科の基幹教員は、博士8名、修士3名の学位取得者を含む12名（完成年度）を予定しており、その内訳は、大学等で各専門分野において優れた教育研究業績を有する研究者教員（6名）と主に美容業界で実務経験を積んだ実務家教員（6名（実務研究者教員2名を含む））を適切に配置し、理論と実践を架橋する教育を提供できる教員組織となっている。

ウ. 教育課程の違い

専門学校の教育課程においては、美容師養成施設指定規則に則り、美容師国家資格取得に必要な講義と実習を組み合わせた授業を行っており、授業内容も資格を取得することを主目的とした標準化・体系化されたマニュアルとしての内容となっている。

なお、美容師養成施設指定規則別表第一に定める教科科目及び単位数は、以下のとおりである。

課目		単位数	課目		単位数
必修課目	関係法規・制度	1 単位以上	必修課目	美容技術理論	5 単位以上
	衛生管理	3 単位以上		運営管理	1 単位以上
	保健	3 単位以上		美容実習	30 単位以上
	香粧品化学	2 単位以上	小計		47 単位以上
	文化論	2 単位以上	選択課目		20 単位以上
合計					67 単位以上

対して本学科では、多様な学問分野を学際的に学ぶことで、相乗的な教育効果を挙げることを企図している。例えば、マニュアル的な美容技術の効果を学ぶだけでなく、数多くの美容機器類と化粧品と技術とを複合的に組み合わせることを学ぶことにより、最も効果のある組み合わせを検証し、最適な組み合わせを理解することが可能になる。また、クライアントの異なる毛髪、肌、心の特徴や状態を踏まえながら、施術、化粧品、機器、用具等を選び出し、使用することで、個々人に適した毛髪や肌を健康で美しい状態にできるかを検証することができる。そして得られたデータに基づいて、美容師として適切なカウンセリングや施術ができるように学びを重ねる。

また、臨地実務実習やインターシップを通して、美容業界における新たな価値を導き出す営みにもつながり、そこから産学連携研究への参画の可能性も見えてくる。さらに、美容施設の運営に参画するための経営管理能力を身につける「展開科目」として、経営・マネジメントの知識と

理論を応用的な学問として修得させる。それによって、マネジャーや経営者としての素質を備え、将来的には当該業界における中核的な存在となる専門職人材を養成できると考えている。斯界の市場拡大に鑑みて、卒業生の活躍範囲は、美容業界だけでなく、ビューティ&ウェルネス産業を含めた多様な業界、グローバル企業、公務員や教員などへの展開も考えられる。

本学科の教育課程は、美容師養成施設指定規則に定める美容師国家資格取得に必要な授業科目を含め、専門職大学制度の特徴である高度な実践力と豊かな創造力を有する美容師を養成するために、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」の4つの区分で教育課程を設定している。卒業要件単位数は124単位（内訳…基礎科目：27単位、職業専門科目：73単位、展開科目：20単位、総合科目：4単位）以上となっており、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」には選択科目を配置し、全ての授業科目が必修科目である既設の専門学校と異なり、学生が自身の将来を見据えた自主的な学びを選択することが可能となっている。「基礎科目」においては、「データサイエンス入門」「国際関係論」「現代社会論」などの専門職大学特有の講義科目を、「展開科目」においては、「経営の基礎」及び「美容・ウェルネス産業の振興」の科目区分に講義科目と演習科目を配置しており、「職業専門科目」の講義科目、演習科目、実験・実習科目によって、理論と技術を幅広く学修することができるように設定している。

さらに、教育課程の編成についても、一般の大学や専門学校にはない「教育課程連携協議会」を設置し、美容業界並びに地方公共団体と緊密に連携して、そのニーズを教育に反映するための不断の見直しを図っていくという制度上の大きな違いを有している。

エ. 臨地実務実習の違い

専門学校では、現場実習は必修ではない。現場実習を行っている学校もあるが、実際の実務を経験するという教育的な意味よりも、就職活動の一環としての事前研修的な意味合いが強く、教育効果という意味では十分とは言えない状況である。

専門職大学における臨地実務実習は、教育課程の重要な一部を構成する授業科目として、教育課程全体の到達目標を踏まえながら、目指すべき学習成果や、その教育内容を設定している。学内で、臨地実務実習に必要な理論を講義科目に置き、技術を実習科目に置いて、事前にバランスよく学修し、それらを現場で実践して、さらに学修を深められるような、体系立ったカリキュラムとなっており、臨地実務実習の時間数も4年間で20単位（600時間）と長期間に亘る。そのための場所の確保や指導体制も万全に整えられており、充実した内容となっている。

2. 学科の特色

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、ビューティ&ウェルネス学部ビューティサイエンス学科の機能については、「高度専門職業人養成」及び「社会貢献機能」を重点的に担う教育を特色とする。

ビューティサイエンス学科は、「高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が満足して自己実現を達成できる美容サービスを提供できる美容師、実業人を養成する。その過程で、心身の美の追求を通して、人々の心豊かな生活と健康寿命の延伸を具現化するとともに、これらの知識と技術をマネジメントできる力を身につけて、美容業界を牽引する力を養う。さらに、獲得した知力・技術力を基盤として、新しい価値を創造し、イノベーションを生み出すことができる人材を育て、社会に送り出す。」ことを教育目的としている。即ち、従来、専門学校で行われてきた美容師国家資格取得を目的とした教育ではなく、理論と技術の両面から構築された教育課程によって、理論に裏付けられた実践力を養成するための教育を行うことで、美容業界の発展に貢献できる高度な専門職人材、言い換えれば、ディプロマ・ポリシーに示す能力を備えた人材を養成する。そのための具体的な教育上の特色として、以下の5点を掲げる。

また、これらの教育上の特色を備えた本学の教育課程が、理論と実践を架橋する専門職大学としてふさわしく適切に編成されており、配置されている授業科目やその内容、体系性などにおいて専門学校の教育課程と異なっている点について示す。

（1）価値観が多様化する現代社会で通用する教養を養う教育

ビューティサイエンス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP1. ビューティ&ウェルネス産業や美容業界で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」ことを達成するため、価値観が多様化する現代社会に対応し、ウェルネスの実現を目指す専門職業人に必要な教養を学べる教育課程を整備する。美容業界において、生涯に亘り自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するための授業科目である「基礎科目」を通じて、専門性が求められる美容業界を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担う姿勢や豊かな人間性及び職業倫理観を涵養する。

「基礎科目」には、4年間の学びの基礎となる教養科目として「生命科学」「化学」「データサイエンス入門」「経済学」など、語学科目として「英語Ⅰ・Ⅱ」などを配置する。さらに、必修科目として「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を開講し、職業人としての基盤となる物事の考え方を学び、学生の自律的なキャリアの設計・形成、そのための学習・能力開発を支援する力を養成する。

社会においてその実現を目指す「ウェルネス」を涵養する授業科目としては、「ビューティ&ウ

「ヘルネス入門」で基本概念を学び、「職業専門科目」に「ヘルスプロモーション総論」を配置し、その概念を発展的に教育する。さらに「基礎科目」の「心理学」「ジェンダーとダイバーシティ」や「職業専門科目」の「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」で、「ウェルネス」教育を重層的に実施する。

また、職業倫理観を段階的に醸成していくため、2年次から4年次まで、毎年度に臨地実務実習を実施し、美容業界や職業に対する問題意識を高めていく。

一方、専門学校における教育課程の基盤となる美容師養成施設指定規則に定めるカリキュラムの必修課目には、いわゆる教養科目は設定されていない。（P19.「美容師養成施設指定規則別表第一」参照）

既設の専門学校では、専門職大学の「基礎科目」に相当する「一般教養」に、「美容教養1（マナー、英会話、コミュニケーション）」「美容教養2（ビジネスコミュニケーション）」の2科目を設定しているものの、その目的は、大学教育で学ぶような幅広い教養ではなく、美容師として身につけておくべき一般的な作法などを教育することにある。

（2）コミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う教育

ビューティサイエンス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。」ことを達成するため、クライアントが求める「心身の美と健康」を理解するための能力を養成する。現代社会では、価値観が多様化し、人それぞれが美しいと思うもの、また快適と感じるものも多様化していることから、美容業界においては、クライアントの心が満たされるような心が通じ合うコミュニケーション、さらに相手の立場に立った言動を心がける必要がある。また、コミュニケーション能力は、美容業界で他者と協働して業務を行うためにも必要な能力である。

美容業界において提供されるサービスには、専門技術と接客技術があり、専門技術とは、クライアントの来店目的を達成するための技術であって、パーマメント・ウェーブ、結髪、化粧などの施術サービスそのものである。接客技術とは、クライアントと信頼関係を築き、安心して身体を委ねてもらい、クライアントの望むサービスを聴取するためのコミュニケーション能力である。コミュニケーションは適切な会話、カウンセリング、ホスピタリティの提供から成立するものであり、美容業界において提供されるサービスは専門技術に加えて、それらを行う過程や雰囲気なども含めた接客技術についても評価がなされるため、どんなに専門技術が秀でた者であっても、接客技術が伴わなければクライアントは満足することはない。

接客技術を学ぶ授業科目としては、「基礎科目」の「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」「心理学」において、価値観の多様性を学び、「職業専門科目」の「ホスピタリティ論」

「ホスピタリティ演習」「カウンセリング論」「カウンセリング演習」において、実用的なコミュニケーションやホスピタリティの理論について学び、臨地実務実習である「サロン実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を通じて、実践的なコミュニケーション能力やホスピタリティ能力を養成する。

他方、専門学校のエdukation課程の基盤となる美容師養成施設指定規則に定めるカリキュラムの必修科目には、コミュニケーション能力やホスピタリティ能力を醸成する授業科目は設定されていない。既設の専門学校の授業科目では、「美容教養1（マナー、英会話、コミュニケーション）」「美容教養2（ビジネスコミュニケーション）」において、あいさつ、身だしなみ、言葉遣いなどの接客マナーを体得させることにとどまっている。

美容師は、カウンセリングによってクライアントの目的・意図を十分に推察して、クライアントが求める施術を確実にを行い、具現化する。しかしながら、カウンセリングに必要となるコミュニケーション能力については、美容施設に就職した後、アシスタントとして勤務している間に向上させる必要がある。

（3）ヘルスプロモーションを実践するための知識と技術を養う教育

ビューティサイエンス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」ことを達成するため、人々の健康管理ができる能力を養成する教育課程を整備する。少子高齢社会の進展や疾病構造が大きく変化する中で、健康を維持・増進したいと考えている人々に対して、知識を提供するだけでなく、いつまでも活力を維持し、美しく健康でQOLの高い人生を送るための直接的な運動指導や食事指導を可能とする。また、健康運動実践指導者の養成校（本学科の設置届出後、公益財団法人健康・体力づくり事業財団に養成校としての認定を申請予定。）としての教育課程を整備し、希望者は当該資格を取得できるようにする。

個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進するためには基礎的な医学知識を修得する必要がある。本学科では「生命科学」「ヘルスプロモーション総論」「人体の構造及び機能」「皮膚の構造及び機能」「香粧品学」「生化学」「栄養学」「衛生学」「公衆衛生学」「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」「救急法」「身体運動学」「運動生理学」「運動指導演習」などの授業科目を配置し、それらを大学における教育研究の経験を有する教員が担当することで、理論にもとづく実践力の育成が可能となり、クライアントの健康管理指導に当たる能力やクライアントそれぞれの健康づくりに適した運動プログラムなどを提案・サポートする能力が養成される。

一方で、専門学校のエdukation課程の基盤となる美容師養成施設指定規則に定めるカリキュラムの必修科目には、「衛生管理」「保健」「香粧品化学」が設定されている。施術の安全性は最も重要な観

点であるが、既設の専門学校の教育は、各授業科目について美容師経験を有する実務家教員によるマニュアル化された禁忌事項などを教育するにとどまっている。

（４）美容業の基本的知識と技術を養う教育

ビューティサイエンス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP4. 個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスや美容サービスを提供するための知識と技術を身につけている。」ことを達成するため、「職業専門科目」の「心身の美の追求」領域の科目を通じて体系的に教育する。専門的な講義や実習を通じて、美容サービスにおいて必要とされる理論的かつ実践的な能力を養成し、また、臨地実務実習を通じて、美容サービスの業務全般に亘り必要な能力を養成する。

本学の教育課程では、美容師国家資格取得を目的とした美容技術を学ぶだけでなく、数多くの美容機器類と化粧品、及び技術を複合的に組み合わせることで、様々な組み合わせを検証し、最適な組み合わせを理解することを可能にする。また、それぞれのクライアントの異なる毛髪、肌、心の特徴や状態を踏まえながら、施術、化粧品、機器、用具等を選び出し、使用することで、個々人に適した毛髪や肌を健康で美しい状態に維持・改善できるかを検証することができるようになる。

クライアントそれぞれの価値観やニーズに合わせたサービスの実践を可能とするために、美容師に必要な専門知識を身につける授業科目として、「美容技術理論Ⅰ・Ⅱ」「美容技術の理論と方法」「美容技術応用理論」「美容総合演習Ⅰ～Ⅵ」を配置する。さらに、美容師の専門的なスキルを身につける授業科目として、「美容実習Ⅰ～Ⅷ」「メイクアップ実習Ⅰ・Ⅱ」「ネイルデザイン実習Ⅰ・Ⅱ」などの授業科目を配置する。さらに、身につけた専門的知識とスキルを実践へとつなげるため、臨地実務実習「サロン実習Ⅰ～Ⅲ」を行う。また、「総合演習Ⅰ・Ⅱ」では、学内外での学修によって身につけた専門的知識と技術を統合し、美容師として実践的かつ応用的な能力を総合的に向上できるようにする。

本学科における臨地実務実習は、教育課程の重要な一部を構成する授業科目として、教育課程全体の到達目標を踏まえながら、目指すべき学習成果や、その教育内容を設定している。学内で、臨地実務実習に必要な理論を講義科目に置き、技術を実習科目に置いて、事前にバランスよく学修し、それらを現場で実践して、さらに学修を深められるような、体系立った教育課程を構築しており、臨地実務実習の時間数も２年次から４年次の３年間で２０単位（６００時間）と長期間に亘る。そのための場所の確保や指導体制も万全に整えられており、充実した内容となっている。

それに対して、専門学校の教育課程の基盤となる美容師養成施設指定規則に定めるカリキュラムの必修課目には、「美容技術理論」「美容実習」が設定され、それらの課目を通して、器具の取り扱い、基礎技術、頭部・顔部及び頸部技術、特殊技術、和装技術、美容デザイン等の知識と技術

を習得する。しかしながら、科学的に安全で合理的な施術は重要な視点であるにもかかわらず、美容師国家資格取得が主たる目的となり、美容師経験を有する実務家教員による経験主義的な教育にとどまっている。また、専門学校においては、現場実習は必修ではないことから実施していないことも多く、実施していたとしても、実際の実務を経験するという教育的な意味よりも、就職活動の一環としての意味合いが強く、十分な実務実習とは言えない状況である。

（５）美容・ウェルネス産業界の発展に貢献できる能力を養う教育

ビューティサイエンス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界や美容業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。」ことを達成するため、美容施設の経営やマネジメントに必要な経営学的な専門知識を「展開科目」に配置する授業科目を通じて教育する。美容師に必要な専門的な知識や技術に加え、美容施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するために必要な知識を学修する授業科目として、「経営学概論」「ファイナンスの基礎」「人材育成論」「経営組織論」「マーケティング論」「経営戦略論」を配置し、大学における教育研究の経験を有する教員と実務家教員が担当することで、理論と実践を架橋する教育を展開する。また、臨地実務実習を通じて、美容業界における経営的な実践力を身につけさせる。これらの学修によって、美容施設において、円滑な組織運営、業務改善を行い、実務リーダーとして活躍するための能力を養成する。

さらに、美容・ウェルネス産業に関連する経営・マネジメントの知識を学修する授業科目として、「ヘルスケア産業論」「サービス科学の基礎」「美容関係法規」「商品企画論」などを配置する。これらを学修することによって美容・ウェルネス産業が抱える課題を理解し、解決するための具体的な方策、例えば新たな経営の仕組みや新商品やサービスの開発などを実行する能力を養成する。

他方で、専門学校の基盤となる美容師養成施設指定規則に定めるカリキュラムの必修科目には、美容施設を運営するために必要な経理事務や労務管理など、実務の基本を学ぶ「運営管理」が設定されているが、必要単位数は1単位以上と少ない。授業の担当者も美容師経験を有する実務家教員であることが多く、内容も接客マナーや職場管理の基本能力の養成にとどまっている。

3. 学科の名称及び学位の専攻分野の名称

(1) 学部・学科の名称

本学は、「ビューティ&ウェルネス」研究の推進と教育体系の構築を通じて、「ビューティ&ウェルネス産業」における多様な要望に応えて活躍できる人材を育て、社会に送り出すことを目的とする専門職大学であることを端的に示すため、本学の名称を「ビューティ&ウェルネス専門職大学」、英語名称を「Professional University of Beauty & Wellness」とし、設置する学部の名称を「ビューティ&ウェルネス学部」、英語名称を「Faculty of Beauty & Wellness」としている。

新設する学科においては、心身の美の追求を通して、人々の心豊かな生活と健康寿命の延伸の実現を図る「ビューティ&ウェルネス」の理念の下で、多様な授業科目の学修を通して、皮膚・毛髪や全身の状態、食や運動、心の状態、化粧と化粧品、色彩心理などについての知識を総合的・学際的に習得させる。そして、体質に合わない染毛剤やパーマ液、化粧品などによる毛髪の疲弊や皮膚のかぶれなどの健康事故を回避し、安全性に十分な配慮をした上で、クライアントが満足して自己実現を達成できる専門的技術とサービスを提供できる、美容師資格を持つ専門職業人を育てることを目指している。

科学的に裏打ちされた高品質な「美容サービス」を学び、現代社会における多様な心身の美と健康を実現することによって、「QOL 向上」に資するための仕組みを社会に実装することができる能力を育成することから、新設する学科の名称は「ビューティサイエンス学科」、英語名称を「Department of Beauty Science」とする。

(2) 学位の名称

ビューティサイエンス学科で授与する学位名称を「ビューティ&ウェルネス学士（専門職）」、英語名称を「Bachelor of Science in Beauty & Wellness」とし、所定の期間在学し、学科の教育目的に沿って設定した授業科目を履修し、卒業要件となる単位数を取得した者に学位を授与することとする。

ビューティ&ウェルネス学部で養成する人材像は、「ビューティ&ウェルネス産業や美容業界において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスや美容サービスを実践することによって、現代社会における多様な美と健康を実現し、人々の QOL の向上に資することができる人材であるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設や美容施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」である。ビューティ&ウェルネスの理念の下、既設のビューティ&ウ

エルネス学科と新設のビューティサイエンス学科とが連携・協力し、ビューティ&ウェルネス産業や美容業界で活躍することができる専門職人材を養成することから、ビューティ&ウェルネス学部の両学科ともに「ビューティ&ウェルネス学士（専門職）」の学位を授与することとする。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

ビューティ＆ウェルネス学部で養成する人材像は、「ビューティ＆ウェルネス産業や美容業界において、科学的で高品質なビューティ＆ウェルネスサービスや美容サービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々の QOL の向上に資することができるセラピストであるとともに、ビューティ＆ウェルネスサービス施設や美容施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」である。ビューティ＆ウェルネス学科とビューティサイエンス学科が連携・協力し合い、横断的に教育・研究を進展させることで、学問としての「美と健康」の内容を深く豊かにし、科学的基盤に立った高度専門職業人材を養成することが容易となる。ビューティ＆ウェルネス学部では、この養成する人材像やディプロマ・ポリシーを達成するため、体系的に教育課程を編成する。

（１）カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

ビューティ＆ウェルネス学部の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のとおりである。

- CP1. ビューティ＆ウェルネスサービスや美容サービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性を身につけ、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための科目を配置する。
- CP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、個人が理想とする美しさと健康の実現への支援に主体性を持って取り組み、多様な人々に対応できるコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う科目を配置する。
- CP3. 個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得する科目を配置する。
- CP4. ビューティ＆ウェルネスサービス施設や美容施設において、個人の価値観やニーズに合わせてサービスを提供するための知識と技術を修得する科目を配置する。
- CP5. ビューティ＆ウェルネスサービス施設や美容施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するための経営・マネジメントを学び、ビューティ＆ウェルネス産業や美容業界の振興に貢献するための課題発見力と問題解決力を養う科目を配置する。

ビューティサイエンス学科では、美容師国家資格の受験に必要な科目を配置するとともに、学生一人ひとりの興味や関心、希望進路（キャリア設計）に応じて専門知識や技術を身につけることが

できるよう、科目履修指導を行う。養成する人材像やディプロマ・ポリシーを達成できる教育課程となっていることを明確にするため、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー及び履修モデルを添付資料として示す。（資料2「カリキュラムマップ」資料3「カリキュラムツリー」資料4「履修モデル」）

（2）カリキュラム・ポリシーと教育課程の体系性

ビューティ&ウェルネス学部が掲げる 5 つのカリキュラム・ポリシーを踏まえ、ビューティサイエンス学科では、以下のとおり科目を配置する。

CP1. ビューティ&ウェルネスサービスや美容サービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性を身につけ、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための科目を配置する。

美容サービスを担う多様な職種の人々と協働するために必要なコミュニケーション能力及び協調性を養うための授業科目として、「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」を配置する。美容業界で活躍する人材を養成するために必要な資質の向上を図り、同業界を取り巻く環境を理解するための教養教育（「産業」を理解し、活躍するための教育）を重視し、専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を身につけるために必要な授業科目として、「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「生命科学」「化学」「データサイエンス入門」「経済学」などを配置する。

また、「ウェルネス」を涵養する教育（「概念」の教育）の重要性に鑑みて、基盤となる授業科目である「ビューティ&ウェルネス入門」を入り口として、「ヘルスプロモーション総論」を配置し、「ウェルネス」の概念を発展させ、「心理学」「ジェンダーとダイバーシティ」「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」で重層的な教育を実施していく。

これらの授業科目の学修を通して、美容師に必要な素養や態度を理解するとともに、責任ある美容師としての素養や態度を実践的に身につけるため、臨地実務実習である「サロン実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を学年進行に合わせて配置する。

CP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、個人が理想とする美しさと健康の実現への支援に主体性を持って取り組み、多様な人々に対応できるコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う科目を配置する。

現代社会における多様な価値観を理解し、美容師として必要なコミュニケーション能力を養う

ための基礎となる授業科目として「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」を配置し、「英語Ⅰ・Ⅱ」などで外国語でのコミュニケーションに必要な語学力を養い、選択必修科目として配置する「比較芸術論」「身体表現論」「伝統文化演習」「ジェンダーとダイバーシティ」を通して、DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）という視点、思考を身につける。

さらに、クライアントと相対する職種である美容師にとって、その関係性を構築するために必要不可欠となるホスピタリティについて学修する授業科目として「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習」などを配置する。また、多様な価値観を理解したうえで、クライアントが理想とする美しさと健康の実現を支援するための能力を涵養する授業科目として、「カウンセリング論」「カウンセリング演習」などを配置する。

学内での学修によって、コミュニケーションやホスピタリティの理論を理解し、基礎的な能力を備えたうえで、臨地実務実習「サロン実習Ⅰ・Ⅱ」での実践を通して、クライアントとの関係性を構築するための実務的能力を身につける。

CP3. 個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得するための科目を配置する。

人の毛髪や肌に直接触れる職種である美容師にとって、パーマネント・ウェーブ用剤、染毛剤、化粧品等の安全性やアレルギー等を理解し、また、公衆衛生の見地から感染症の発生状況を踏まえた対策を行い、衛生管理の徹底を図る上で、基礎的な医学知識は必須である。さらに、ビューティ&ウェルネスの考え方の下、個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するため授業科目として、「ヘルスプロモーション総論」「人体の構造と機能」「皮膚の構造と機能」「化粧品学」「生化学」「栄養学」「衛生学」「公衆衛生学」「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」「救急法」「身体運動学」「運動生理学」「運動指導演習」などを配置する。

CP4. ビューティ&ウェルネスサービス施設や美容施設において、個人の価値観やニーズに合わせてサービスを提供するための知識と技術を修得する科目を配置する。

美容施設において、それぞれの個人の価値観やニーズに合わせたサービスを実践するため、美容師に必要な専門知識を身につける授業科目として、「美容技術理論Ⅰ・Ⅱ」「美容技術の理論と方法」「美容技術応用理論」「美容総合演習Ⅰ～Ⅵ」を配置する。さらに、美容師の専門的なスキルを身につける授業科目として、「美容実習Ⅰ～Ⅷ」「メイクアップ実習Ⅰ・Ⅱ」「ネイルデザイン実習Ⅰ・Ⅱ」などの授業を配置する。そして、身につけた専門的知識と技術を実践へとつなげるため、臨地実務実習「サロン実習Ⅱ」「サロン実習Ⅲ」を行う。

また、「総合演習Ⅰ・Ⅱ」では、学内外での学修によって身につけた専門的知識と技術を統合し、美容師として実践的かつ応用的な能力を総合的に向上できるようにする。

CP5. ビューティ＆ウェルネスサービス施設や美容施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するための経営・マネジメントを学び、ビューティ＆ウェルネス産業や美容業界の振興に貢献するための課題発見力と問題解決力を養う科目を配置する。

美容師に必要な専門的な知識や技術に加え、美容施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するために、経営・マネジメントについて学ぶ。美容施設を経営・マネジメントするうえで必要となる基本的な経営学の知識を学修する授業科目として、「経営学概論」「ファイナンスの基礎」「人材育成論」「経営組織論」「マーケティング論」「経営戦略論」を配置する。

また、美容業界に関連する経営・マネジメントの知識を学修する授業科目として、「ヘルスケア産業論」「サービス科学の基礎」「美容関係法規」「商品企画論」などを配置する。美容業界が抱える課題を理解し、解決するための具体的な方策、例えば新たな経営の仕組みや新商品やサービスの開発などを実行する能力を養成する。

(3) 教育課程の枠組み

ビューティサイエンス学科では、専門職大学設置基準に則して、授業科目を「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」の教育課程に編成する。専門職大学制度の趣旨を踏まえ、知識・理論を養う科目と実践力を養う科目とのバランスを考慮しながら、それぞれを学年進行とともに段階的に着実に身につけるよう、「基礎から応用」「理論から実践」のプロセスを基本として学修する教育課程を編成し、学生個々人が持つ将来の進路や目標に対する責務を果たせるよう学士課程の教育を行う。学修成果の評価については、各授業科目の学修内容、修得する知識・能力、到達目標、成績評価の方法・基準をシラバスにより学生に周知し、それに則した厳格な成績評価を行う。

教育課程編成にあたっては、美容業界において、生涯に亘って自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するための基盤となる基礎科目、美容施設で実施される具体的サービスに関わる医学的知識やサービスの背景とサービス向上のための技術を修得することを目的とした職業専門科目、美容業やウェルネス産業を構成する重要な分野と位置づけ、新たなサービスや職域を生み出す能力を養成する展開科目、修得した知識や技術等を総合し、それぞれの学生が専門性と実践的かつ応用能力を総合的に向上させる総合科目という段階を踏んだ4つの科目分類を設け、それぞれの授業科目を配置する。これによって、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材像に到達するための総合的かつ高度な専門職業人としての能力と技術を修得することを可能にする。

なお、学科開設後は、教育課程連携協議会の意見を反映させながら、美容業界の変化を踏まえて、教育課程の不断の見直しを行っていく。

ア. 基礎科目

基礎科目は、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担う姿勢や豊かな人間性及び職業倫理を涵養することを目標とし、「キャリア教育」「言語とコミュニケーション」「人間と文化」「自然科学と社会」の4領域で構成する。学生的人格形成の根幹となるものであり、教育目標や養成する人材像を達成するための第一歩となることから、すべての科目を1・2年次に配当する。専門職業人として必要となる総合的な判断力や、豊かな人間性を涵養するとともに、自主的勉学の意欲を高めることも目的としている。配置した21科目のうち12科目を必修科目とし、選択科目は、学生各自が履修計画を組み立てることで、自身の興味に応じた学修を可能とする。

「キャリア教育」領域には、自身の職業的自立を促すことを目的とした3科目を配置する。ディプロマ・ポリシーに示す「ビューティ&ウェルネス産業や美容業界で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい職業倫理観」(DP1)を備えさせる領域である。「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を必修科目とし、専門職業人として基盤となる物事の方法を学年進行に合わせて、段階的に学ぶ。「ビューティ&ウェルネス入門」は、本学開学の趣旨を学び、ビューティ&ウェルネスについて理解を深め、美容業界における自らの未来を描くための授業である。入学直後の学生を対象として、本学の特色を知り、自らの将来をイメージしながら学生が在学期間を有効に過ごすための導入的授業である。「キャリアデザインⅠ」は、いわゆる初年次教育の位置づけとして、大学で学習を進めるために求められる基礎スキルを修得し、社会人として将来の目標を立てるための知識と方法を学ぶ。2年次の「キャリアデザインⅡ」で職種研究、業界研究の方法を学び、学生の将来設計のためのキャリア教育を行う。学生の自律的なキャリアの設計・形成、そのための学習・能力開発を支援する力を養うことで、組織に依存するのではなく、自律的に考え、行動できる専門職業人・社会人となる力が育まれる。

「言語とコミュニケーション」領域には、コミュニケーションを円滑にすることを目的とした6科目を配置する。ディプロマ・ポリシーに示す「専門職業人として相応しい教養」(DP1)と「現代社会における多様な価値観を理解し、他者と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力」(DP2)を身につける領域である。接客を行う美容師にとって、クライアントが望むサービスを聴取し、多様化した「美しさ」を理解するために必要不可欠な能力であるコミュニケーション能力を備えるため、コミュニケーションの基本を学ぶ授業科目として、「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」を必修科目として配置する。また、外国語科目として、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」を必修科目とし、美容師に必要な基本的な語学力を身につける。さらに語学力を高めたいと考えている学生を対象として、選択科目「英語Ⅲ」「中国語入門」を配置し、インバウンド需要に対応したコミュニケーション能力を培うことを可能とする。

「人間と文化」領域には、人の多種多様な価値観や考え方について理解することを目的とした

5科目を配置する。ディプロマ・ポリシーに示す「社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養」(DP1)を身につけ、「現代社会における多様な価値観を理解する」(DP2)領域である。人と人との関係においては、心の通いあった円滑なコミュニケーションが求められるため、多様な異文化を知り、情報伝達における心のあり方、手段・方法等について学ぶ必要があることから、その基礎となる「心理学」を必修科目として配置する。この他、美の造形を学び体験し、それを日本の文化や美術工芸との対比において理解する「比較芸術論」、身体表現とはどのようなものかを身体、運動、表現、コミュニケーションの観点から学ぶ「身体表現論」、華道・茶道を通しておもてなしや美学を学ぶ「伝統文化演習」、多様性の視点から、人はどのように生きるべきかを考える「ジェンダーとダイバーシティ」を選択必修科目として配置する。

「自然科学と社会」領域には、職業専門科目、展開科目及び総合科目を学修するうえで必要な教養を身につけることを目的とした7科目を配置する。ディプロマ・ポリシーに示す「専門職業人として相応しい教養」(DP1)を身につける領域である。職業専門科目で基礎医学を学ぶうえでその基本となる「生命科学」「化学」、展開科目で経営学を学ぶうえで最低限必要となる知識として「経済学」を必修科目として配置する。また、大学での学修や研究のための基本的な知識・技術として必要となることから、「データサイエンス入門」を必修科目とする。その他、選択必修科目として、世界の各地域における対立、協調、連携等について学ぶ「国際関係論」、日常生活に様々な角度から法が関わっていることを理解し、社会で活躍するために必要な法的知識・思考力を身につける「法学概論」、複雑な社会問題を的確に把握・解明して、解決策立案能力を身につけていく「現代社会論」を配置し、展開科目を学修する前に、基礎となる教養を学ぶことができるようにする。

イ. 職業専門科目

職業専門科目は、現代社会における美容・健康の在り方を理解し、それらを具現化する美容サービスに対する知識と技術を体系的に修得することを目標とし、「基礎医学とヘルスプロモーション」「心身の美の追求」の2領域で構成し、「基礎医学とヘルスプロモーション」には20科目、「心身の美の追求」には43科目の計63科目を配置する。

「基礎医学とヘルスプロモーション」領域では、人の毛髪や肌に直接触れる職種である美容師が、医学的基礎知識や公衆衛生を基盤として、施術で使用するパーマメント・ウェーブ用剤、染毛剤、化粧品等の安全性やアレルギー等を理解し、また、個人の健康状態を科学的に分析し、健康の維持・増進をサポートできる能力を養成するために必要な授業科目を配置する。ディプロマ・ポリシーに示す「個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進」(DP3)するために必要な身体の働きや皮膚の構造、栄養、運動などの知識を身につけさせるために重要な科目であり、配置する20科目のうち8科目を必修科目とする。

必修科目としては、ヘルスプロモーションの意義を学び、その推進のための美容師の役割を知るため、ヘルスプロモーションの基本的な概念を学ぶ「ヘルスプロモーション総論」を1年次に

配置し、総合的な健康観であるウェルネスを涵養する。また、美容師が医学的根拠に基づき、理論的に施術を行うための基礎となる授業科目として、人体の個々の器官、臓器の基本構造やその役割について学ぶ「人体の構造及び機能」、皮膚やその付属器官について、構造、機能及び反応といった視点から理解する「皮膚の構造及び機能」、化粧品、医薬部外品の一類である薬用化粧品、石けん類など香粧品類について、その定義、成分と製造法、品質、機能などについて学修する「香粧品学」を配置する。1年次の選択科目としては、生体を構成する成分の構造と機能、食物から摂取された栄養素が酵素によりどのように分解され、生きるためのエネルギー物質やからだを構成するののかについて学修する「生化学」を配置する。

これらの授業科目を履修し、人体の構造や機能についての知識を深め、段階的にヘルスプロモーション推進のための知識や技術を学修できるよう、2年次の必修科目として、健康を保持・増進するための方策や美容施設を運営する上で必要な衛生管理について学ぶ「衛生学」「公衆衛生学」、選択科目として、五大栄養素を中心にその生理学的な機能、欠乏症、過剰症などについて学ぶ「栄養学」を置く。3年次の必修科目として、疾患の病態生理、診断・治療法の基礎について、美容師に最低限必要な医学的知識を学ぶとともに、ウェルネスを発展的に涵養する「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」、美容師が職業上必要とされる実践的な救急処置の基本を修得する「救急法」、選択科目として、自然及び社会的環境が健康に影響を与える各種の要因を理解し、人が運動するときの神経系・筋肉系・骨格系・呼吸循環器系の機能を理解する「身体運動学」、運動時の生理機能を理解し、運動によって起こる様々な身体の変化、適応について学ぶ「運動生理学」、人それぞれの年齢や体力、美容やダイエットなどの目的に合わせた適切且つ、効果的な正しい運動指導方法を修得する「運動指導演習」を配置する。その他の選択科目としては、人体の機能が異常をきたし、病気となる原因について学ぶ「病態生理学」、老化のメカニズムと抗老化について学ぶ「アンチエイジングの科学」、温泉療法などの代替医療について学ぶ「統合医療論」を配置し、また、「フィットネス実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4科目は、ウェルネスの実現に寄与する健康運動実践指導者資格を取得するために必要な授業科目を置く。

「心身の美の追求」領域では、美容師に必要な専門の知識と技術及び接客の知識と技術を身につけるための授業科目を配置する。主にディプロマ・ポリシーに示す「ビューティ&ウェルネスサービスや美容サービスを提供するための知識と技術」(DP4)を修得することを目標とし、配置する43科目のうち、美容師国家資格を取得するために必要となる科目を含む29科目を必修科目とする。

必修科目としては、美容師に必要な専門の知識を身につけるための授業科目として、1年次に配置する必修科目「美容文化論」では、美容ファッションの変遷や美容業における流行の意義と役割を学び、「美容技術理論Ⅰ・Ⅱ」では、美容施術の基礎となる内容について学修する。2年次に施術の理論について理解を深めることができるよう、「美容技術応用理論」を配置する。また、その理論と技術を結びつけるための実践的知識を学ぶ「美容技術の理論と方法」を配置し、実習科目の履修時に「理論と実践」を体系的に学修できるよう工夫する。3・4年次に「美容総合演

習Ⅰ～Ⅵ」を配置し、1・2年次の講義科目で学修した内容を活かし、美容施設運営も含めた臨地実務実習を効果的に実施するための方法を学ぶ。これらの学修した知識に関連付けて専門の技術を身につけるための授業科目として、1年次に「美容実習Ⅰ・Ⅱ」「メイクアップ実習Ⅰ」「ネイルデザイン実習Ⅰ」を配置し、美容の基本的な施術について実習により学ぶ。2年次に「美容実習Ⅲ・Ⅳ」「メイクアップ実習Ⅱ」、3年次に「美容実習Ⅴ・Ⅵ」を配置し、美容の技術を向上させる。美容師として必要な技術修得の総まとめとして「美容実習Ⅶ・Ⅷ」を4年次に配置する。接客の知識と技術を身につけるための授業科目として、2年次に「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習」「カウンセリング論」「カウンセリング演習」を配置し、美容施設において、カウンセリングによって、クライアントの希望を理解するための方法を学ぶ。

選択科目としては、多様なビューティ&ウェルネスサービスについて学ぶことを目的として、認定エステティシャン資格（一般社団法人日本エステティック協会及び一般社団法人日本エステティック業協会）の取得に必要な「トリートメント基礎理論Ⅰ・Ⅱ」「トリートメント技術の理論と方法」「ボディトリートメント実習Ⅰ・Ⅱ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ・Ⅱ」、ネイルデザインの応用技術を学ぶ「ネイルデザイン実習Ⅱ」、嗅覚と香り分子に関する基礎知識と、香りによる心理的効果を理解する「アロマセラピー演習」、自然療法、伝統療法、運動や食事指導なども含めたホリスティックケアを学ぶ「ホリスティックセラピー実習」、美の本質、基準、価値など美しさについて学ぶ「美の変遷と展望」、個々の色のイメージ、組み合わせ、感情効果など色彩に関する知識を学ぶ「色彩学」、ヘアアレンジや着付けをトータルで仕上げる基礎的技術を身につける「ファッションコーディネート実習」、トータルビューティに関連する知識と応用を実習を通して学修する「トータルコーディネート実習」の14科目を配置し、学生の興味に合わせて履修できるようにし、美容師の業務に関係する各種資格取得のために履修が必要な授業科目や学生自らの関心や興味に合わせて履修する。

臨地実務実習については、2年次から4年次に毎年次配置し、学生が主体的に学習に取り組む態度を養う。2年次の「サロン実習Ⅰ」では、美容師資格を取得するための学習に対する意欲を高めることを目的に、美容施設で見学実習を行う。美容施設の現場、働く人々を見学し、仕事の流れや内容を知り、美容師という職業の理解を深める。3年次の「サロン実習Ⅱ」では、学内授業で身につけた知識や技術に基づき実践を行い、接客技術を向上させるとともに、現場でのクライアントとの対話を実際に体験することで、クライアントの多様性や求める「美しさ」に対する理解を深め、美容師に必要なコミュニケーションの実際を知る。4年次の「サロン実習Ⅲ」では、学内授業での学修により修得した知識とスキル及び3年次までの臨地実務実習の経験を踏まえ、理論に裏付けられた専門技術についてより実践的な深い理解を育み、卒業後に理論に裏打ちされた技術を持つ美容師としての能力を備えたことを確認する。

ウ. 展開科目

展開科目は、専門職業人としての能力を活かし、その職域を広げようとすることを目標として、

「経営の基礎」「美容・ウェルネス産業の振興」の2領域に授業科目を設定する。本学を卒業し、美容師として企業等に就職した後、早期に美容施設のリーダーや管理職を務め、又は自ら起業することが想定され、その際には、組織の進むべき方向性を主導し、その実行のための人材マネジメントを行う等、経営・マネジメントの素養が求められる。ディプロマ・ポリシーに示す「経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界や美容業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。」(DP5)能力を養成する領域である。

「経営の基礎」領域は、美容施設の経営やマネジメントに必要な基本的な知識を修得することを目的とし、経営学の基礎を学ぶ「経営学概論」をはじめ、経営に必要不可欠な授業科目として、財務会計やファイナンス分野の基礎を学ぶ「ファイナンスの基礎」、人が企業社会の中で多様なキャリア形成を通じて多様な職業能力を獲得することの意義と方法、課題について理解する「人材育成論」、経営組織の構造とプロセスについて、リーダーシップや経営資源として変化する人に焦点を当て、組織の安定的な活動について理解し、多面的に考察する力を磨く「経営組織論」、マーケティングの体系について事例紹介を含めて総合的に学び、PDCAやベンチャー起業の実践を学ぶ「マーケティング論」、これからの社会に求められている企業経営の在り方を実現していくための知見を修得する「経営戦略論」の6科目を必修科目として配置する。

「美容・ウェルネス産業の振興」領域は、「経営の基礎」領域で修得した経営における基礎理論をもとに、美容業を、ウェルネス産業を構成する重要な分野と位置づけ、創造的な役割を担うための知識を身につけることを目的とした当該産業界の特性を踏まえた授業科目を配置する。ヘルスケア産業の実態を学ぶ「ヘルスケア産業論」をはじめ、サービス産業で注目される利益を生み出すためのサービスのシステム化について学ぶ「サービス科学の基礎」、美容業界で問題視されてきた消費者問題について学ぶとともに、美容師や理容師など特定の資格を有する者のみが行うことができる業務と区別するための関連法令を学ぶ「美容関係法規」、マーケティングの知識をもとに企業に利益をもたらす製品やサービスの開発について学ぶ「商品企画論」の4科目を必修科目として配置する。選択科目としては、国内外での産業界動向や起業家としての在り方を学び、商品販売や企画力など売り上げにつながる方法を身につける「起業論」、地域の現状や課題について様々な事例を挙げて検証しながら、地域産業が活性化するためには何が必要なのかを学修する「地域産業活性論」、訪日外国人市場において求められる価値や事業化に必要な課題を発見する力を養う「インバウンド論」、国内外のウェルネスツーリズム最新動向や地域資源をウェルネス資源として新しく高付加な価値を生み出す方策を学ぶ「ウェルネスツーリズム論」、消費者の購買行動の心理的变化や社会心理学的メカニズムを理解する「消費者心理論」、様々なメディアのうちWebなどに使用されるコンピュータ上でのメディアデザイン設計と映像メディアを中心に学び、コンテンツ制作の基本技術を学ぶ「ウェブメディア演習」、ビジネスの現場で効果的なプレゼンテーションを行うための基本知識と実践力とプレゼンテーションを成功に導くためのマネジメント能力を修得する「ビジネスプレゼンテーション演習」、事例を参考にしてビューティ&ウェルネスサービス施設や美容施設における経営・マネジメントを学ぶ「サロンマネジメント演習」、商品や技術の

開発やその効果を検証する方法を理解し、発想力を身につける「商品開発と効果検証」、海外の美容業界の実態を自らの目で確かめることができる「海外研修」の 10 科目を配置し、新たな価値を創造し、美容業界の発展に寄与するために必要な経営的知識について、学生の興味や将来展望に合わせて学ぶことを可能とする。

工．総合科目

総合科目は、教育課程の授業科目の履修や教育課程外での様々な活動も含めて学生が身につけた資質・能力が、専門職業人として最小限必要な資質・能力として有機的に統合され形成されたかについて、大学が自らの養成する人材像や到達目標に照らして最終的に確認することをそのねらいとする“まとめの科目”として、必修科目「総合演習Ⅰ・Ⅱ」を配置する。授業形態は、個別の学生の問題意識に応じるため、学生 10 人前後のゼミナール形式で実施する。自らの問題意識に基づいて研究することを通じて、これまでの修得してきた知識と技術の体系化をはかり、職業における創造性を身につけることを可能にする。

3 年次後期に配当する「総合演習Ⅰ」では、研究の進め方や方法の基本について学ぶとともに、研究テーマについて整理する。4 年次前期に配当する「総合演習Ⅱ」では、具体的な研究計画をもとに研究を進め、最終的には、研究発表というかたちでこれまでの学修成果をまとめ、専門職業人としての素養が身につけられていることを確認する。

5. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

(1) 基幹教員の配置

ビューティ&ウェルネス学部ビューティサイエンス学科の教員組織においては、本学の目的及び本学科の教育目的を達成するため、教育課程の実施に必要な教員を配置する。そのため、必修科目などの重要な授業科目については基幹教員が担当することを原則とし、その他の授業科目についても当該授業科目について十分な業績を有する教員を配置する。

ビューティサイエンス学科の開設年度である2026（令和8）年度には、基幹教員10名が就任し、開設2年目である2027（令和9）年度に1名、開設3年目である2028（令和10）年度に1名が就任し、合計で12名の基幹教員を配置するが、既設のビューティ&ウェルネス学科から11名、本法人の専門学校から1名が異動する。この基幹教員数は、専門職大学設置基準上の必要専任教員数（8名以上）を十分に満たしている。学生への指導という観点で見ても、1年次入学定員40人、収容定員160人に対して12名の基幹教員を配置しており、オフィスアワー等を設定することによって、学生の相談等に対応することは十分に可能である。基幹教員12名の職位の内訳は、教授5名、准教授4名、講師2名、助教1名である。

研究者教員は、該当する専門分野において十分な教育研究業績を有する者を選び、その業績から教授3名、准教授2名、講師1名の合計6名を配置する。なお、研究者教員6名のうち5名が博士の学位を有する者である。

専門職大学の特色でもある実務家教員は、卒業生の想定される進路先である美容業界で実務経験を積んだ者を中心に、企業等において5年以上の職業実務の経験を有する者6名を配置した。この実務家教員は、専門職大学設置基準上の必要実務家教員数（おおむね4名以上）を上回っており、高度な実務能力を有する者を結集し実践的な教育内容の充実を図っている。中でも、大学の専任教員歴を有する者、博士又は修士の学位を有する者又は企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者であり、実務経験・能力等に加え研究能力を併せ持つ者2名を実務研究者教員として配置する。6名のうち5名が修士以上の学位を有し、うち3名は博士の学位を有する者である。実務家教員の職位については、実務経歴、研究業績、学位、教育能力等を総合的に勘案し、教授2名、准教授2名、講師1名、助教1名を配置する。

(2) 教育体制

各教員は、基本的には単独で授業を実施するが、演習や実習の一部科目については、学生の教育効果を考慮し、他の教員が補助教員として授業に参加する。併せて、学生からの授業内容に関する質問や学習の方法を中心に、将来の進路などの課外の相談も受けるために、基幹教員が研究室等で待機するオフィスアワーを設けるなど、学生のフォローアップ体制を構築する。

ア. 基礎科目

基礎科目は、生涯に亘り自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するための多様な授業科目であり、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担う姿勢や豊かな人間性及び職業倫理を涵養するため、以下の4つの領域を設けている。①自身の職業的自立を促すための「キャリア教育」領域、②コミュニケーションを円滑にするために必要となる「言語とコミュニケーション」に関する領域、③人の多種多様な価値観や考え方を理解する「人間と文化」に関する領域、④職業専門科目、展開科目及び総合科目を学修するうえで必要な教養を身につける「自然科学と社会」領域、それぞれの領域に配置した授業科目について、専門分野における教育研究業績を有する教員を配置した。

イ. 職業専門科目

職業専門科目は、美容業界で活躍できる美容師となるための重要な授業科目であり、それぞれの科目を次の2つの領域に位置付ける。①人の身体に直接触れる職種である美容師が、基礎医学や公衆衛生の学びを基盤として、個人の健康状態を科学的に分析し、健康の維持・増進をサポートできる能力を養成する領域「基礎医学とヘルスプロモーション」、②美容師に必要な専門知識と技術、及び接客の知識と技術を身につける領域「心身の美の追求」。これらの科目を学修することで、現代社会における美容・健康の在り方を理解し、それらを具現化するビューティ&ウェルネスに対する知識と技術を体系的に修得することを可能とするため、それぞれの専門分野における豊富な教育研究業績及び実務経験を有する専任教員やその分野を専門とする教員を配置する。

「基礎医学とヘルスプロモーション」領域では、生体の構造や機能を理解させるために医療に精通した教員が必要であることから、医師をはじめとした医学に見識深い教授職を中心に配置し、「心身の美の追求」領域では、美容師に必要な実践的な知識と技術を身につけさせるため、専門学校において教育経験豊富な教員や当該分野において実務経験豊富な実務家教員を中心に配置する。

ウ. 展開科目

展開科目においては、専門職業人としての能力を活かし、その職域を広げることを企図する、2つの領域を設定している。①美容施設の経営やマネジメントに必要な基本的な知識を修得する「経営学の基礎」、②経営の基礎領域で修得した経営における基礎理論に基づき、美容業界をウェルネス産業の重要な構成分野と位置づけ、その中で創造的な役割を担うための知識を身につける「美容・ウェルネス産業の振興」の2つの領域であり、これらを学修・修得することで、経営管理・マネジメントの素養を身につけ、美容業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案や

新しい価値を創造する能力が涵養される。この目的のために、経営学の分野から教育研究業績や実務経験豊富な教員を配置する。

工. 総合科目

総合科目については、総合演習Ⅰを3年次後期、総合演習Ⅱを4年次前期に配置する。個別の学生の問題意識に応じるため演習（ゼミナール）形式を取り入れて、それぞれの教員がグループ指導や個別指導にあたる。そして、それぞれの学生が自らの問題意識に基づいて探究活動や研究を行うことを通じて、これまでに修得してきた知識と技術の体系化を図り、職業活動において創造性を発揮することを可能にする授業科目であることから、それぞれの専門分野における教育研究業績や実務経験豊富な基幹教員を中心に配置する。

（３）研究体制

本学では、基幹教員が授業以外に研究を遂行することを考慮し、個人研究費や共同研究費制度の構築や大学研究紀要の作成などの研究支援対策を講じている。同時に、教員には受託研究や共同研究などに積極的に取り組むことを促し、科学研究費などの各種競争的資金の獲得を奨励する。各種競争的資金の取り扱いにあたっては、公正かつ効率的な使用をさせるための規程の策定やルール作りを行い、定期的な研修会を開催する。

また、本学では、既設のビューティ＆ウェルネス学科や附置機関であるビューティ＆ウェルネス研究所において、組織としてビューティ＆ウェルネスに関係が深い研究を推進しているが、本学全体で博士の学位を有する基幹教員が多く（14名）在職することから、一般の大学水準の研究機能を果たすことは十分に可能である。

（４）年齢構成

基幹教員は、教授・准教授には60歳代から70歳代のベテランを中心に配置し、本学科の将来を担う40歳代から50歳代の講師や助教を後継者として指導できるよう編成する。本学科の完成時における基幹教員12名の年齢構成は、別記様式第3号（その3の1）のとおり、40歳代が1名、50歳代が2名、60～64歳までが4名、65歳～69歳までが1名、70歳以上が4名となっている。基幹教員の定年については、教授が70歳、それ以外は65歳（本学科開設前に採用した者は67歳）に達した日以降における最初の3月31日を退職日とする。学年進行中に定年退職日を超えて在職する基幹教員は4名いるが、授業を担当するだけでなく、その知識や経験を活かして、本学の管理運営や研究活動を通じた若手教員の指導などに積極的に関わる予定であり、将来に向けて、教育研究を継続させ、本学が発展していくための礎を築くという使命

を負っていることから、教職員定年規程の附則にもあるとおり、完成年度まではその役割を担う。

（資料5「ビューティ＆ウェルネス専門職大学教職員定年規程」）

基幹教員が定年も含めて退職する場合の後任については、適正な年齢構成を考慮しながら、速やかな教員補充を行う。短中期的には①退職者からの推薦、②公募による採用、③学内教員の昇格を基本とし、設置計画と同じ基幹教員数を確保することで、教育研究水準を維持する。また、教育研究水準の向上及び教育研究の活性化を図るため、①②については、高齢教員の採用は避け、30代から50代の基幹教員を積極的に採用するように努め、③については、将来に向けた教育の質の向上の観点から、若手教員の教育・研究力の育成を図るため博士・修士の学位未取得の教員の学位取得を奨励し、研究業績を積むための環境を整えることで、上位職位への昇格につなげる。教育研究の継続性を踏まえると、長期的には本学の卒業生が助手を経て基幹教員へとキャリアアップしていくことが望まれる。

さらに教育については、優れた教員による教授法・指導法や授業方法の伝承などFD・SD活動の充実など、研究については、十分な教員研究費の配分、外部研究資金の獲得支援、ビューティ＆ウェルネス研究所の活用による研究の活性化など、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に取り組むこととしている。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

授業形態は、講義、演習、実習の授業形態で実施するが、いずれの授業においても、学生の自主的、積極的な参加を奨励することによって、教員の一方的な授業にならないよう心がける。そのため、教員は学生を十分に理解して、教育内容や教育方法を工夫に努め、教員・学生の協働によって創りあげる授業を目指す。

講義の授業科目は、学生自らが学習課題を設定し、学習目標・課題解決の方法を明らかにした上で、情報収集・分析を行い、問題解決のプロセスを修得する問題解決型授業を意識した授業を実施する。この授業展開を通して問題発見・解決能力、思考能力を養い、自己教育力の向上、生涯学習能力、コミュニケーション能力等の養成を図る。講義を聴くだけでなく、学生の知的好奇心を刺激し自己学習により学びが深められるようグループ討議、フィールドワークや体験型の授業を積極的に取り入れる。

演習・実習の授業科目は、美容施設で提供するサービスができる総合力を養う専門教育及び臨地実務実習等を体系的に編成しており、学修した知識や技術を速やかに実践できるよう、少人数グループを構成して担当教員と学生が質疑応答を行いやすい状況を設定し、具体的助言を行う。グループでディスカッションを行う際に、教員が各グループを巡回することにより、グループのディスカッション内容に応じた具体的な質疑応答を行う。学内実習の科目では、ペアを基本とし、ペアの構成は、効果的な学修を行うために、多種多様なクライアント対応をすることを想定して行う。実際に模した環境のもとでグループにて実行する際に、教員が各グループを巡回し、学生が模擬クライアントと美容師に分かれて技術の練習を実施している場面を確認する。実行することによって生じた疑問に対する質疑応答を行うとともに、手法の手順等について誤りがあれば、その場で教員が手本を見せ修正を行う。理論と実践の関連を基盤とした実践活動ができるよう、一部の科目については実技に基づく実技理論の時間を設ける。なお、グループは、授業内容など、必要に応じて再編成を行う。

(2) 同時に授業を行う学生数

授業は、1 クラス 40 人以下のクラス単位で行うこととする。なお、基礎科目の言語とコミュニケーション領域「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」と人間と文化領域「伝統文化演習」については、教育効果を考慮し、1 クラスを最大 20 人に設定する。

選択科目で、履修を希望する学生が 40 人を超えるクラスについては、履修者抽選を行い、抽選に漏れた学生については、平日の 5・6 限や土曜日など時間割の空き時間に当該科目を追加開講することとする。（資料 6「時間割」参照）

この対応により、すべての授業科目が学生 40 人以下での実施となる。

(3) 卒業要件

本学は、単位制を採用し、各授業科目を履修し、試験は単位付与要件を満たすことで単位が与えられる。単位計算は、講義・演習は 15 時間から 30 時間をもって 1 単位、実習については、30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

本学科の卒業要件は、4 年以上在籍し、必修科目 118 単位、選択科目 6 単位の計 124 単位以上修得することである。

また、科目区分別に、次のとおり卒業要件を定める。

ア. 基礎科目

必修 23 単位、選択必修 4 単位を含め 27 単位以上修得

① 下記 4 科目から 2 単位以上

比較芸術論（2 単位）、身体表現論（2 単位）、伝統文化演習（2 単位）、ジェンダーとダイバーシティ（2 単位）

② 下記 3 科目から 2 単位以上

国際関係論（2 単位）、法学概論（2 単位）、現代社会論（2 単位）

イ. 職業専門科目

必修 73 単位以上修得

ウ. 展開科目

必修 18 単位、選択 2 単位を含め 20 単位以上修得

下記 10 科目から 2 単位以上

起業論（2 単位）、地域産業活性論（2 単位）、インバウンド論（2 単位）、ウェルネスツーリズム論（2 単位）、消費者心理論（2 単位）、ウェブメディア演習（2 単位）、ビジネスプレゼンテーション演習（2 単位）、サロンマネジメント演習（2 単位）、商品開発と効果検証（2 単位）、海外研修（2 単位）

エ. 総合科目

必修 4 単位修得

卒業要件を満たすことで、美容師国家試験の受験資格を得ることができる。

（４）成績評価

各授業科目の成績評価については、授業目標の到達度を示すものであり、評価基準をシラバスで明確に示し、学生の不利益にならないよう配慮する。

評価の区分については、以下のとおりとする。

区分	評点	判定	内 容
A	90～100 点	合格	目標を十分に達成できた
B	80～89 点	合格	目標の大部分は達成できた
C	70～79 点	合格	目標の基本的な部分は達成できた
D	60～69 点	合格	目標の最低限は達成
F	0～59 点	不合格	目標の最低限も未達成

A～Dの成績を取得した学生に該当科目の単位を認定する。

（５）GPA の導入

ア．導入の目的

GPA 制度（グレード・ポイント・アベレージ制度）を導入する。GPA 制度の導入の目的は、厳格な成績評価を行うことにより、適切な履修指導を行うため、また、優秀な成績を修めた学生に特典を与えることにより、学生の学習意欲を刺激するためである。学期ごとに GPA を算出し学生と教員が学習達成度を確認し、学生自身が自己の学力を考えながら GPA を保持するための学習計画を立てられるようにする。

イ．実施方法

① 成績評価及び GP 付与

授業科目ごとに次の基準により成績を評価し、GP を付与する。成績評価及び GP の付与は、学期ごとに行う。

評価区分	評点	判定	GP
A	90～100 点	合格	4.0
B	80～89 点	合格	3.0
C	70～79 点	合格	2.0
D	60～69 点	合格	1.0
F	0～59 点	不合格	0.0

② GPA の計算方法

GPA は、次の計算式により単位当たりの平均を算出する。

$$\text{GPA} = \frac{\text{〔(科目の単位数) × (その科目で得たグレードポイント)〕 の総和}}{\text{〔履修登録した単位数〕 の総和}}$$

(※小数点第 3 位以下切り捨て)

ウ. 制度の運用

① 学習指導及び退学勧告

GPA2.0 未満の者に対して担任教員が学習指導を行い、3 期連続して 1.5 未満の場合、成業の見込みがないものとして退学を勧告することができる。

② 2 期以上連続して GPA3.5 以上の者に対しては、学力に余裕あるものとして、1 年間に登録できる制限単位数を超えた履修登録を認めることができるものとする。

③ 大学等における修学の支援に関する法律の規定において、入学 2 年目以降の支援対象者の基準として、GPA が上位 2 分の 1 以上であることを必要とする。GPA が下位 4 分の 1 以下に属した場合は支援の廃止を警告し、2 期連続して警告に該当する場合は支援の廃止となる。

(6) 履修モデル

ビューティ＆ウェルネス学部が養成する人材像は、「ビューティ＆ウェルネス産業や美容業界において、科学的で高品質なビューティ＆ウェルネスサービスや美容サービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々の QOL の向上に資することができる人材であるとともに、ビューティ＆ウェルネスサービス施設や美容施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」である。この人材像及びディプロマ・ポリシーを達成するため、学生が 4 年間で必要な科目を確実に履修することができるよう履修モデルを編成した。(資料 4「履修モデル」参照)

なお、学生が入学を検討している段階から、卒業までの履修方法について想定しやすいようにするために、本学のホームページで公表する。

(7) 履修科目の登録上限の設定 (CAP 制の導入)

1 年間の授業期間を前期、後期の 2 セメスターとし、1 年間に登録できる履修単位数は原則として 48 単位を超えないものとする。過度な授業出席時間を軽減するために登録できる単位数に

上限を設け、その分、学生の自発的な学習時間を確保することを目的とする。学生が能力を超えた過剰な登録を行ったり、いわゆる「保険」として登録することを防ぎ、選択科目の履修登録者数の適正管理も期待される。なお、編入学生については、履修登録の単位の上限を設けないこととする。

(8) 履修指導方法

学生が高度の専門性を有した美容師を目指し、主体的で高い学習意欲を持ち、授業に積極的に取り組めるよう、履修指導する。具体的には、クラス担任（基幹教員）が、学生の履修方法や学生生活に関する相談に応じ指導にあたる。また、事務局の学務・キャリア支援課とも連携し、随時学習面・生活面等の相談・指導ができるようにする。

なお、クラス担任には、1 クラス（学生 40 人）あたり、基幹教員 1 名を置き、クラスごとに学生が教員と交流し、的確な助言が得られるようにする。また、学部共通で各学年には学年主任を置き、学年全体を取りまとめる。学生の学習ニーズに合った指導、学習到達度を確認しながら一人ひとりの学生の学習支援や指導をする。事前学習を積極的に行えるようアドバイスし、提示された課題に対して、どこをどのように修正すればよくなるかを適切に助言するなど、学習の仕方を具体的に指導する。個々の学生の学修・生活状況などをしっかり観察し、学生が必要なときに教員から適切な指導が受けられるように、各教員はオフィスアワーを設ける。

また、適宜、以下のような履修ガイダンスを実施する。

ア. 新入生

- ① 新入生全員を対象としたオリエンテーションにおいては、本学の理念や教育目的等を認識させるとともに、履修方法について総括的に説明する。特に、履修登録に際しての選択科目の選定について注意を促す。学生一人ひとりが卒業までの履修目標を設定し、4 年間の履修計画を立てられるよう、科目相互の履修順序や学習目標に沿った履修モデルを示す。
- ② 個々の学生に対しては、授業科目の履修相談日を設ける。履修登録表を確認し、必要に応じて個々の学生に対する指導を行う。

イ. 在学生

在学生については、毎年度当初に履修ガイダンスを行う。実施方法は新入生の場合に準ずる。

この他、学生の 4 年間の履修計画を支援するために、すべての授業科目においてシラバス・講義要項を作成し、教育目的・目標・教育内容・評価方法、テキスト・参考図書等を学生に明示する。

7. 教育課程連携協議会について

(1) 教育課程連携協議会の構成員

本学は、専門職大学設置基準第 11 条により、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するために、ビューティ＆ウェルネス専門職大学教育課程連携協議会（以下「教育課程連携協議会」という。）を設けている。教育課程連携協議会は、次の者をもって構成している。

- ア. 学長が指名する教員その他の職員として、ビューティ＆ウェルネス専門職大学副学長を任命する。
- イ. 本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活躍するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するものとして、特定非営利活動法人日本エステティック機構事務局長を任命する。
- ウ. 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者として、横浜市都筑区区政推進課課長を任命する。
- エ. 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者として、（株）シェイプアップハウス人事部長を任命する。
- オ. 本学の教員その他の職員以外の者で、専門職大学及び専門職教育の教学マネジメントに精通する者として学長が必要と認めた者として、社会構想大学院大学実務教育研究科長を任命する。

教育課程連携協議会の構成員の任期は、原則 1 年間とするが、構成員の更新や変更等の必要が生じたときは、速やかに適正な経験と実績のある教員や産業界の実務家等を、協議会の構成員や教授会が協議の上、配置する。

(2) 教育課程連携協議会

教育課程連携協議会は、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。原則として、定例開催は年 1 回とする。ただし、必要に応じて開催するものとする。

- ア. 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- イ. 産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

以上、教育課程連携協議会に関する学内規定は、「ビューティ＆ウェルネス専門職大学教育課程連携協議会規程」を添付する。＜資料 7＞

(3) 教育課程の見直しの検討を行う学内の体制

教育課程連携協議会の議論された事項は、構成員である副学長から運営会議（運営会議については、後述の13. 管理運営を参照）に報告される。必要に応じて、教務委員会において教育課程の見直しについて検討、結果を運営会議に報告し、運営会議は教授会に議題として提出するか否かを審議する。

8. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学は、教員の研究活動活性化を推進するため、開学前の 2020（令和 2）年 に全学組織として「ビューティ&ウェルネス研究所」を設置しており、全学的に教員への研究支援を制度化して実施している。また、2024（令和 6）年には、事務組織内に研究協力・産学連携課を設置し、専任職員 1 名を配置した。科学研究費補助金等の競争的資金への応募・申請、学外機関との産学連携、研究計画策定等様々な相談に対応している。

本学の基幹教員には一人当たり 300 千円／年の研究費を予算化している。科学研究費補助金等外部からの研究費の獲得による研究活動の活性化も図っており、科学研究費補助金の採択者に対して、間接経費の半額を個人の研究資金として使用できる制度を整備している。

2024（令和 6）年には、本学の研究成果の社会への発信を進めるため、研究紀要の発刊に向けて、紀要編纂委員会を設置した。研究紀要は、2025（令和 7）年 5 月に第 1 巻を公表する予定である。本学では、領域横断的な共同研究に加えて、他大学の研究者との連携による共同研究も積極的に推奨している。

9. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地の整備計画

本学は、(株)ミス・パリ・グループが神奈川県横浜市都筑区牛久保に所有する土地を賃借し、校地として使用している。当該校地は、横浜市営地下鉄ブルーライン中川駅より徒歩 14 分、東京急行電鉄田園都市線鷺沼駅より徒歩 17 分の場所にあり、複数の路線が利用できることから、通学する学生にとっても利便性の高い場所である。また、臨地実務実習を実施する地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心としており、学生の交通の便を考慮すると、実習の円滑な実施のために適切な立地といえる。

校地は、13,676.71 m²の面積があり、専門職大学設置基準第 46 条に規定する学生一人当たり 10 m²（収容定員 788 人×10 m²=7,880 m²）を満たしており、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を十分に確保できている。

運動場及び体育館については整備していないが、運動指導実習室（トレーニングルーム）や多目的室を授業の時間帯以外は開放し、学生が使用できるようになっている。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学は、(株)ミス・パリ・グループが所有していた建物の寄附を受け、校舎として使用している。寄附された建物は、以前はアパレル企業の研修所として使用されていたものであり、研修棟（地上 3 階地下 2 階）と宿泊棟（地上 5 階地下 2 階）の 2 棟で合計 16,779.88 m²の延床面積がある。そのうち、校舎としては、研修棟部分と宿泊棟部分の一部を合わせて 11,553.17 m²を使用し、これは専門職大学設置基準第 47 条に規定する収容定員に対する保健衛生学関係（看護学関係を除く。）の学部に必要な校舎面積（8,830.8 m²）を満たしている。新設するビューティサイエンス学科で使用する実習室は、令和 8 年（2026 年）1 月までに改装工事を終了させる予定であり、教育課程が十分に遂行できるよう整備を行い、学生が満足して修学できる体制を整える。（資料 8「実習室改装工程表」）

校舎には、講義室、演習室、実習室、情報処理室、図書館、学生控室（兼自習室）、学長室、副学長室、専任教員室（個人研究室）、講師室（共用研究室）、事務室、医務室、会議室等、専門職大学設置基準第 45 条に定める施設に加え、臨床心理士等が学生生活をサポートする学生相談室、キャリアカウンセラー等が職業指導を行うためのキャリア支援センターを設置している。

校舎の各フロアの共用スペースや学生控室には、テーブルとイスを設置し、学生が休息や交流等の多様な活動を可能とする空間を確保している。また、学内に無線 LAN が利用できるネットワーク環境を整備しており、学生の教育環境の充実を図っている。

ア. 研究室の整備

教員の研究室として、学長室 1 室、副学長室 1 室、専任教員室（個人研究室）42 室、を整備している。専任教員室は、教授、准教授及び専任講師にそれぞれ用意し、その多くは 1 室あたり 17.5 m²の広さを有し、オフィスアワー時の学生対応や研究を行うのに十分な広さを確保できている。専任教員室の備品としては、机、イス、パソコン、本棚、成績や重要書類を保管できる鍵付きのキャビネットの他、ミーティング用のテーブル等を配置している。助教は研究室を共用しているが、それぞれに専用の本棚や鍵付きキャビネットを用意しており、研究の秘匿性を守り、学生の成績管理等を機能的に行えるようになっており、教育研究活動には支障がないと考えている。

教育研究活動を支える重要な学術情報基盤である図書館資料の利用については、蔵書の検索や電子ジャーナル、オンラインデータベースが研究室でも閲覧できるよう整備している。

学生の個人面談については、専任教員室を使用する教員は各室で実施するが、研究室を共用している教員は、併設する懇談室等を利用することで対応する。また、研究室等で一人の学生と接する場合、プライバシーに配慮しながらも、ハラスメント対策として、室内が見えるように入出口のドアを開けておくなどの指導を行う。

イ. 講義室等の整備

講義室は、大学全体で概ね 70～135 m²の広さの 19 室を整備し、講義室には 1 クラスの上限人数である 40 人分の机・イスを設置している。この他、ゼミ形式の授業やカウンセリングの授業を実施する演習室（約 20 m²）を 2 室整備している。情報処理室には、データサイエンスやウェブメディア演習等の授業を実施できるようパソコンの使用環境を整備し、また、授業の時間帯以外には開放し、学生が自由に利用できるようにしている。

ウ. 実習室の整備

主に職業専門科目の実習科目を実施する実習室については、実習室 7 室、サロン実習室 2 室、運動指導実習室 1 室、多目的室 2 室の合計 12 室を整備する。

実習室 7 室のうち、講義室を転用することにより、ビューティサイエンス学科専用の美容実習室 2 室（70～90 m²）を新たに整備する。（資料 9「美容実習室 図面」）なお、残りの実習室 5 室とサロン実習室 2 室では、主に既設のビューティ & ウェルネス学科のトリートメントの実習科目を実施している。実習室内には、実習用機器を収納できる棚と学生が手荷物を収納するロッカーを設置する。美容実習で使用する機材や備品については、整備する物品の一覧を添付する。（資料 10「実習用機器備品一覧」）

美容実習室内や隣接するスペースには給排水設備を整備し、シャンプー台、流し台、シャワー室、実習で使用するタオル等を洗濯するための洗濯機や乾燥機を設置する。

運動指導実習室には、フィットネス実習Ⅳで実施予定のフリーウェイトトレーニングやマシントレーニングを実施するため、トレーニング機器を整備し、多目的室 2 室では、運動指導演習や

フィットネス実習の授業を実施するが、授業時間以外は学生に開放し、健康増進を図ることができる。また、多人数参加のイベントを行う場合は、多目的室 2 室の間の可動壁を取り払うことで、大ホールとして使用することが可能である。

（３）図書等の資料及び図書館の整備計画

図書館（361.99 m²）は校舎 1 階に設置し、閲覧席 96 席を備え、無線 LAN が使える環境を整備し、学生が自習できるようになっている。書庫は開架式で、最大で 30,000 冊の収蔵を可能である。図書等については、図書館は大学の教育研究活動を支える重要な学術情報基盤であることから、学生や教員のニーズを踏まえながら整備を進める。図書館の蔵書資料は、図書 10,000 冊（うち和書 9,300 冊、外国書 700 冊）、和雑誌 15 種、外国誌（電子ジャーナル）1 種、オンラインデータベース 1 種、視聴覚資料 20 点を整備している。

ビューティサイエンス学科の新設に合わせて、教育課程に沿って、一般図書 1,000 冊（うち和書 950 冊、洋書 50 冊）、和雑誌 5 種、視聴覚資料 24 点を新たに整備する。（資料 11「図書館に整備する雑誌一覧」）外国誌については、学術誌から一般誌、新聞、報告書、事典、ビデオまで総計約 19,800 タイトルを搭載し、医学や法学、経済学など主要な分野が網羅されている「Gale Academic OneFile（AONE）」を電子ジャーナルとして導入している。オンラインデータベースとしては、国内発行の、医学・歯学・薬学・看護学及び関連分野の定期刊行物、のべ約 7,500 誌から収録した約 1,400 万件の論文情報を検索することができる「医中誌 Web」を利用できる。

カウンターでは図書の貸出サービスに加えて、国立情報学研究所に加盟し、ILL（図書館間相互貸借システム）を利用することで、他大学との相互利用を扱うレファレンスサービスを行っている。図書館資料利用のため図書館情報管理システムを導入し、蔵書検索、貸出予約等が電子的な方法で可能となっている。蔵書の検索については、図書館内のパソコンで検索できる他、学内において自由に検索できるように整備され、教員の教育研究活動を支援し、学生の学を手助けするため、調査・研究活動の援助、相談を図書館専門職員により行っている。また、学生及び教職員が図書館資料を複写できるよう、閲覧室内に複写機を配置している。

開学時は、平日・土曜のみの開館（開館時間：平日 8 時 30 分から 18 時 30 分、土曜 9 時から 17 時）とし、学生及び教職員のみが利用できることとしているが、休日開館や近隣の地域住民の利用を検討していく。

10. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー（入学者の受入れ方針）

ビューティ&ウェルネス学部ビューティサイエンス学科は、「高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が満足して自己実現を達成できる美容サービスを提供できる美容師、実業人を養成する。その過程で、心身の美の追求を通して、人々の心豊かな生活と健康寿命の延伸を具現化するとともに、これらの知識と技術をマネジメントできる力を身につけて、美容業界を牽引する力を養う。さらに、獲得した知力・技術力を基盤として、新しい価値を創造し、イノベーションを生み出すことができる人材を育て、社会に送り出す。」ことを教育目的としていることから、入学者の受入れにおいては、以下のような知識・能力・態度を有した人を選抜することを基本方針（アドミッション・ポリシー）とする。入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価することができる方法とする。

- AP1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎学力を有している人（知識・技能）
- AP2. 周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、実践に向けて努力できる人（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）
- AP3. ヘルスプロモーションの視点から、人々の豊かな生活に資することを意識し、専門的な知識と技術を身につけようとする人（目標を持って主体的に学ぶ能力）
- AP4. ビューティ&ウェルネス産業や美容業界で活躍するセラピストや美容師を志し、高い学習意欲を持って、資格取得に積極的に取り組むことができる人（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）
- AP5. ビューティ&ウェルネスサービス施設や美容施設の経営に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人（広い視点から、新しい試みに挑戦しようとする態度）

AP1. に関して、3要素の「知識・技能」は、DP1「ビューティ&ウェルネス産業や美容業界で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」を達成するための基礎能力となる。特に一般選抜では、専門職にとって必要な知識を得るために必要な論理的思考力、語学力を重視するため、国語、外国語（英語）、理科の試験を実施する。

AP2. に関して、3要素の「思考力・判断力・表現力」は、DP2「現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を

築くことができる。」を達成するために必要な能力である。美容業界の美容師にとって、接客技術の評価を左右するコミュニケーション能力が特に求められることから、すべての入学者選抜において、面接試験を行うこととする。

AP3. に関して、学力の３要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」として、DP3「修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」を達成するために必要な能力であり、プレゼンテーション試験、面接試験、調査書で評価する。

AP4. に関して、学力の３要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」として、DP4「個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ＆ウェルネスサービスや美容サービスを提供するための知識と技術を身につけている。」を達成するために必要な能力であり、プレゼンテーション試験、面接試験、調査書で評価する。

AP5. に関して、学力の３要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」として、DP5「経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ＆ウェルネス産業界や美容業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。」を達成するために必要な能力であり、プレゼンテーション試験、面接試験、調査書で評価する。

入学資格は、学校教育法第 90 条の規定により、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、もしくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力がある者と認められた者とする。

（２）入学者選抜の体制

中立・公正かつ適切な方法により入学者の選抜を行うことを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、副学長を委員長とする入試委員会を設けている。この委員会は、入学者選抜の企画及び実施、合格者判定資料の作成、その他入学者選考に関する事項を審議するとともに、入学試験の運営を担当する。高等学校教育や社会情勢に留意しつつ、安定的な入学生を確保するため、適宜選抜方法について検討していく。また、入学者の選抜に関する事務処理は、入試課において行う。

（３）募集人員と入学者選抜の方法

ア. 入学定員及び収容定員

ビューティサイエンス学科の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員
ビューティ&ウェルネス学部 ビューティサイエンス学科	40 人	160 人

イ. 入学者選抜の方法及び募集人員

入学者の選抜は、全国各層から広く、多角的に人材を集めるため、多様な方法の組み合わせにより行う。それぞれの受験生の状況を鑑み、受験生自らの判断により真の能力、十分な力が発揮でき、それを評価できるよう複数の選抜方式として、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人選抜を実施する。各選抜方法の募集人員の内訳は、一般選抜 5 人（12.5%）、総合型選抜 19 人（47.5%）、学校推薦型選抜 15 人（37.5%）、社会人選抜 1 人（2.5%）とした。

入学 年次	入学 定員	一般選抜	総合型 選抜	学校推薦型 選抜	社会人 選抜
1 年次	40 人	5 人	19 人	15 人	1 人

専門職大学設置基準第 3 条第 2 項「実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した選抜を行うよう努めるものとする。」という専門職大学制度の趣旨に沿って、学力試験によって学力に秀でた者を選抜するだけでなく、面接試験や調査書によって意欲や適性、人物を評価・選抜することを重視することとし、総合型選抜や学校推薦型選抜の割合を多くした。

a. 一般選抜

高等学校での学習の達成度を見るとともに、本学での学修に必要な基礎学力を身につけており、専門知識を得るための論理的思考能力や語学力等を重視した試験を実施する。AP と照らし合わせると、AP に掲げている 5 つの項目を全て満たすことを前提とした上で、主として「知識・技能」（AP1）及び「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」（AP2）の評価を重視する。

一般選抜では、学力試験と面接試験を行い、書類審査（出願書類）と合わせて、総合的に判定する。学力試験 300 点、面接試験（出願書類の志望理由書を含む）50 点、調査書 50 点の合計 400 点満点で評価する。

学力試験の科目は以下のとおりとし、入学後の修学に必要な基礎学力を検査する。

教科	科目	配点
国語	現代の国語 言語文化（古典（古文、漢文）を除く）	100 点
外国語	英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ 論理・表現Ⅰ	100 点
理科	化学基礎 生物基礎	100 点

面接試験では、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由や美容業界や美容サービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。

一般選抜とアドミッション・ポリシーとの関係

選抜方法	AP1（知識・技能）	AP2（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）	AP3（目標を持って主体的に学ぶ能力）	AP4（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）	AP5（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）
学力試験	◎	○			
面接試験		◎	○	○	○
調査書	○		○	○	○

b. 総合型選抜

総合型選抜は、受験生が本学の設置趣旨に賛同し、自分が学びたいことが学べる大学であるかどうかを確かめてもらうため、原則、オープンキャンパスに参加した者を対象とする。APと照らし合わせると、APに掲げている5つの項目を全て満たすことを前提とした上で、主として「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」（AP2）「目標を持って主体的に学ぶ能力」（AP3）「高い意欲を持って目標達成に取り組む態度」（AP4）「広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度」（AP5）の評価を重視する。

総合型選抜では、プレゼンテーション試験と面接試験を行い、書類審査（出願書類）と合わせて、総合的に判定する。プレゼンテーション試験 50 点、面接試験（出願書類の志望理由書を含む）50 点、調査書（出願書類の活動報告書を含む）50 点の合計 150 点満点で評価する。

プレゼンテーション試験については、教養及び美容業界に関する知識を問う内容とする。コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力とともに、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度を評価する。

面接試験では、事前に提出された志望理由書・活動報告書を参考にしながら、本学の志望理由や美容業界や美容サービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。

総合型選抜とアドミッション・ポリシーとの関係

選抜方法	AP1（知識・技能）	AP2（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）	AP3（目標を持って主体的に学ぶ能力）	AP4（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）	AP5（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）
プレゼンテーション試験		◎	◎	◎	◎
面接試験		◎	◎	◎	◎
調査書・活動報告書	○		◎	◎	◎

c. 学校推薦型選抜＜指定校推薦入試＞

学校推薦型選抜＜指定校推薦入試＞は、本学が指定する高等学校を卒業見込みで、本学が定める基準を満たし、高等学校長の推薦を受けた者を対象とする。AP と照らし合わせると、AP に掲げている 5 つの項目を全て満たすことを前提とした上で、主として「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」（AP2）「目標を持って主体的に学ぶ能力」（AP3）「高い意欲を持って目標達成に取り組む態度」（AP4）「広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度」（AP5）の評価を重視する。

学校推薦型選抜＜指定校推薦入試＞では、面接試験（口頭試問を含む）と書類審査（出願書類）を行い、総合的に判定する。面接試験（出願書類の志望理由書及び口頭試問を含む）50 点、調査書 100 点の合計 150 点満点で評価する。推薦基準、推薦人数等は、本学への実績等に基づき、学校ごとに別途定め通知する。

面接試験では、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由や美容業界や美容サービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。面接試験の中で実施する口頭試問については、教養や美容業界や美容サービスに関する知識を問う内容とし、本学での学修に必要な基本的な知識を確認する。

学校推薦型選抜＜指定校＞とアドミッション・ポリシーとの関係

選抜方法	AP1（知識・技能）	AP2（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）	AP3（目標を持って主体的に学ぶ能力）	AP4（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）	AP5（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）
面接試験（口頭試問含む）	○	◎	◎	◎	◎
調査書	○		○	○	○

d. 学校推薦型選抜＜公募推薦入試＞

学校推薦型選抜＜公募推薦入試＞は、高等学校を卒業見込み又は卒業後 1 年以内の者で、人物及び学力ともに優れ、出身高等学校長の推薦を受けた者を対象とする。AP と照らし合わせると、AP に掲げている 5 つの項目を全て満たすことを前提とした上で、主として「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」（AP2）「目標を持って主体的に学ぶ能力」（AP3）「高い意欲を持って目標達成に取り組む態度」（AP4）「広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度」（AP5）の評価を重視する。

学校推薦型選抜＜公募推薦入試＞では、面接試験（口頭試問を含む）と書類審査（出願書類）を行い、総合的に判定する。面接試験（出願書類の志望理由書及び口頭試問を含む）50 点、調査書 100 点の合計 150 点満点で評価する。

面接試験では、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由や美容業界やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。面接試験の中で実施する口頭試問については、教養や美容業界や美容サービスに関する知識を問う内容とし、本学での学修に必要な基本的な知識を確認する。

学校推薦型選抜＜公募＞とアドミッション・ポリシーとの関係

選抜方法	AP1（知識・技能）	AP2（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）	AP3（目標を持って主体的に学ぶ能力）	AP4（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）	AP5（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）
面接試験（口頭試問含む）	○	◎	◎	◎	◎
調査書	○		◎	◎	◎

外国人留学生を対象とする特別入学試験については、当面の間、実施しない方針であり、日本国内の高等学校等に在籍している留学生等については、一般入学試験を始めとする通常の入学試験をもって合格した者を受入れるのみとする。

（４）既修得単位の認定

既修得単位の認定については、本学が教育上有益と認めるときは、美容師養成施設指定規則の定めるところにより、他の美容師養成施設における授業課目の履修単位に限り、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなす。他大学・短期大学・専門学校において修得した単位の認定については、学生の願い出に基づき、シラバス等で授業内容を確認の上、教授会の議を経て、学長が行う。また、既修得単位の認定は 60 単位を超えないものとし、そのうち、美容師としての実務経験による単位の認定については、30 単位を超えないものとする。

（５）科目等履修生、特別聴講学生

本学において特定の授業科目の履修を志願する者があったときは、正規の学生の妨げにならない場合に限り、教授会の議を経て、科目等履修生、特別聴講学生として入学を許可する。

11. 取得可能な資格

(1) 在学中に取得可能な資格

ア. 卒業要件を満たすことで取得できる資格

- ・美容師国家試験受験資格
 - ・サービスマナー検定受験資格
- 3 級：必修科目「コミュニケーション演習」の単位を取得すること
- 2 級：3 級に合格すること。

イ. 指定する選択科目を履修する必要がある資格

資格の種類	履修条件
AJESTHE 認定エステティシャン 受験資格 （一般社団法人日本エステティック協会） AEA 認定エステティシャン 受験資格 （一般社団法人日本エステティック業協会）	必修科目「人体の構造及び機能」「皮膚の構造及び機能」「化粧品学」「衛生学」「公衆衛生学」「救急法」「カウンセリング論」「美容関係法規」選択科目「栄養学」「運動生理学」「トリートメント基礎理論Ⅰ」「トリートメント基礎理論Ⅱ」「トリートメント技術の理論と方法」「ボディトリートメント実習Ⅰ」「ボディトリートメント実習Ⅱ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」「サロンマネジメント演習」の 18 科目の単位を取得すること。
健康運動実践指導者 受験資格 （公益財団法人健康・体力づくり事業財団）	必修科目「心理学」「ヘルスプロモーション総論」「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」「救急法」選択科目「栄養学」「身体運動学」「運動生理学」「運動指導演習」「フィットネス実習Ⅰ」「フィットネス実習Ⅱ」「フィットネス実習Ⅲ」「フィットネス実習Ⅳ」の 12 科目の単位を取得すること。

12. 実習の具体的計画

(1) 実習の目的

臨地実務実習は、企業の現場での実習を通して、DP（ディプロマ・ポリシー）で示した能力を身につけることを目的とする。

サロン実習Ⅰ（2年次後期）では、主にDP1「ビューティ&ウェルネス産業や美容業界で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」に掲げる能力、サロン実習Ⅱ（3年次前期）では、主にDP2「現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。」及びDP4「個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスや美容サービスを提供するための知識と技術を身につけている。」に掲げる能力、サロン実習Ⅲ（4年次前期）では、DP1・DP2・DP4の能力に加え、DP5「経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業や美容業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。」に掲げる能力を包括的に身につける。

臨地実務実習は、学内で学んだ理論・知識・技術を応用し、様々な職場でクライアント等対象者と関わることで、対象を包括的に捉え、自己の学びを統合し、より実践的な技術や職業に対する倫理観を養うことを目的とする。臨地でのみ経験できる専門職としての喜びや難しさを実感することで、自身の役割や責任を自覚し、主体的に学ぶ姿勢を身につける。特に3年次以降の臨地実務実習では、より専門性の高い実務や日進月歩する知識・技術に直接触れ、クライアントに喜びや感動を与えるサービスを創意工夫し提供することで、専門職として求められる自己啓発能力、人間関係形成能力やマネジメント能力を養い、将来的に美容業界の中核的人材を目指すことを可能とする。

(2) 実習先の確保の状況

臨地実務実習を実施する地域は、本学の設置場所及び近隣地域である神奈川県と東京都に所在する実習の目的に合った企業と提携し、サロン実習の受け入れ施設数は、26施設である。（資料12「臨地実務実習施設一覧」）

実習施設では、様々なクライアントや従業員と接することで、美容師としての視野が広がり、将来的に自分に合った職場を見つける機会にもつながる。

なお、実習先の学生配置については、学生の居住地を踏まえた上で決定する。

(3) 実習先との契約内容

臨地実務実習に際して、安全管理・事故防止、個人情報保護等について企業と協定書を締結し、不測の事態にも対応できるようにしておく。（資料 13「臨地実務実習協定書」）

なお、学生に対する報酬については、非雇用型（無給）とする。

（４）実習水準の確保の方策

ア．実習の内容

臨地実務実習は、教育課程における職業専門科目の必修科目「サロン実習Ⅰ」「サロン実習Ⅱ」「サロン実習Ⅲ」であり、「サロン実習Ⅰ」は4単位、「サロン実習Ⅱ」「サロン実習Ⅲ」は各8単位の科目である。臨地実務実習等実施計画は添付資料のとおりである。（資料 14「臨地実務実習実施計画の骨子」）（資料 15「臨地実務実習実施スケジュール」）

2年次：

【授業科目】サロン実習Ⅰ

【単位数】4単位

【実習期間】10月～1月の15日間（週1日実施）

【実習施設】美容室

【学生数】1施設あたり1～2人

【実習概要】現場の見学と働く方からの講話を中心に、美容師という職種を知るための学びの場とする。実際の現場で仕事の流れや、実際に行うであろう作業を知ることによって自分が働くときにどのような能力が必要となるか理解をする。また、美容施設でのクライアントの来店から退店までの流れを知り、クライアントがサービスを受けるスペースの準備、受付業務、ご案内、サービス終了後のお見送りの方法を実践し、美容サービスに必要な基本的なマナーを身につける。事前に各項目のロールプレイングを行い、実習指導者より合格とされた項目から提供をする。クライアントが使用する空間で快適に過ごしていただくために必要な清掃や準備の方法を身につける。その成果が、どの程度身につけているか評価を受ける。また、その内容をまとめ発表し、評価を受ける。

3年次：

【授業科目】サロン実習Ⅱ

【単位数】8単位

【実習期間】8月～9月にかけての30日間（集中授業として実施）

【実習施設】美容室

【学生数】1施設あたり1～2人

【実習概要】美容師が使用する機器や器具の使用方法、メンテナンス方法を学び、安全に使用できる状態に整えるなどのアシスタント業務を行う。接客面では、実習を通して、受付でクライアントに満足いただくための接客能力を身につける。クレーム対応やリピート客のフォローアップなど、より高度なクライアント対応のスキルを身につける。また、美容師のカウンセリング技術を学び取り、クライアントのニーズに応じた提案力を養えるようにし、クライアントの満足度を高めるために必要なものは何か考察する能力を身につける。さらに、美容施設で行われる技術研修会に参加をする機会を利用して、ウィッグやモデルを使用した技術練習を行い、実践力を高めていく。

4 年次：

【授業科目】サロン実習Ⅲ

【単位数】8 単位

【実習期間】春休み～4月にかけての 30 日間（集中授業として実施）

【実習施設】美容室

【学生数】1 施設あたり 1～2 人

【実習概要】美容施設の事前準備と美容師がスムーズに施術を提供するのに必要なアシスタント業務を行う。特殊なヘアカラー技術や最新のパーマメント技術、トレンドを取り入れたスタイリングなど、専門性の高い技術を見習う。また、個々のクライアントに対するパーソナルなサービスの提供を目指し、カウンセリング力の強化を図る。独立を視野に入れた経営知識やマーケティング、ブランディングの基本も学ぶことを目標にしていく。実習の最終段階では、美容施設の運営を模擬的に一部任せていただき、実践的な経営スキルを体感できるようにする。

イ. 臨地実務実習支援センターの設置

臨地実務実習支援センターを設置し、実習施設との連絡調整や学生に対する実習目的の周知など、円滑な実習を実施するための全学的な連携体制を構築する。実習水準を確保するため、実習マニュアルの見直しを行うとともに、教員と実習指導者が参加する研修会を開催し、実習内容に関する情報交換を行うとともに、課題を検証し、以後の実習の改善につながる機会を設ける。

ウ. 実習要綱の策定

学生に対して、臨地実務実習に係る情報をまとめ、あらかじめ周知し、当該実習に対する学生の理解度を高め、教育効果のより一層の向上を図るとともに、実習先の決定プロセスや成績評価基準・方法等に係る公平・公正性を担保する方策として、実習要項を策定する。（資料 16「臨地実務実習学生実習要項」）

(5) 実習先との連携体制

安全で教育効果の高い臨地実務実習を可能とするためには、実習施設との連携体制を維持することが前提となることから、本学担当教員と実習指導者間で綿密な連絡を取り合う。

ア. 実習前協議

臨地実務実習前に担当の基幹教員が実習施設を訪問し、実習指導者と目標達成状況、個々の学生に合わせた指導方法、臨地実務実習上の問題点などの情報交換を行う。

イ. 実習中の連絡体制

臨地実務実習の経過について学生の臨地実務実習の状況の把握に努めるため、実習指導者との連絡体制を構築する。また、本学の基幹教員は、大学から携帯電話を全員に支給されるため、実習施設からの急な連絡にも対応が可能である。

ウ. 実習の指導の方針

臨地実務実習の担当教員は、実習日に他の担当する学内授業と重ならないよう時間割を組んでおり、巡回訪問や実習中の事故にも対応できるようにしている。巡回訪問は、学生の実習中の様子や実習の進捗状況を適切に把握するため、臨地実務実習期間中に最低2回は実施し、実習指導者との情報交換を行う。

(6) 実習前の準備状況

ア. 事故への対応

臨地実務実習中における安全の確保のため、実習前のオリエンテーションにおいて、事故防止策や事故発生時の対応について、周知徹底する。

事故への対応については、本学では、学生の入学時に「学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）」及び学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）」に全員が加入することとしており、臨地実務実習中の学生自身の傷害や実習先での事故の保障に対応する。学生が安全にかつ円滑な実習を行うための制度整備として、臨地実務実習支援センターに臨地実務実習支援窓口を設け、学生の臨地教育状況を一括して管理する。保険の申請等も含め、臨地実務実習を支援するための体制を組織的に整備し、担当の専任教員とともに、必要な職員がこの運営に携わる。

イ. 守秘義務への対応

学生は、企業の秘密情報や施設利用者の個人情報等を容易に入手できる環境で実習を行う。当然、

学生には守秘義務が生じることから、学生が実習期間中に知り得た情報についての取扱いや実習施設が管理する記録類の取扱い、SNS の利用に係る注意点などについて、実習前のオリエンテーションにおいて教育・指導し、情報の漏洩は不法行為であることを学生に認識させる。

（７）事前・事後における指導計画

ア．事前指導

すべての臨地実務実習において、担当の基幹教員が事前指導を行う。限られた実習期間で臨地実務実習の学習効果を高めるには、重要な意味を持つ。具体的には、学生各自が実習施設の特徴をまとめ、目標と課題を設定し、日程や手続きの説明を行う事前オリエンテーションで発表させる。

イ．学内指導

前述のとおり、本学の臨地実務実習は、「サロン実習Ⅰ」は、毎週特定の曜日に時間割に組み入れて実施し、「サロン実習Ⅱ」「サロン実習Ⅲ」は、長期休暇期間等に集中型で行う。担当教員が学生と面談・指導しながら実習を進め、毎回、各自で目標を設定して、予習と復習を繰り返しながら実習に取り組むことで、教育効果を高める。

ウ．事後指導

各臨地実務実習終了後に、臨地実務実習報告会を実施する。学生が実習内容・体験を報告することで、実習の総括と自己評価を行い、次の実習に向けての、あるいは美容師になるにあたっての課題を明確化する。学生同士が実習内容・体験を報告し合い情報を共有することによって、自己の経験を客観的に捉えるとともに、他者の経験から新たな知見を獲得する。

（８）教員の配置並びに巡回指導計画

すべての実習指導を行う基幹教員は、個別指導（巡回指導・学内指導）を担当するが、臨地実務実習の教育の質を保証するため、基幹教員のうち 1 名を科目責任者とし、当該臨地実務実習の全体の監督を行う。科目責任者は、他の実習指導教員から日々の報告を受け、実習に対する責任を持つ指導体制とし、最終的に成績を認定する他、学内で実施する全体指導（事前指導・事後指導）も担当する。

臨地実務実習中の学生指導は、主に実習施設指導者によるものであるが、学内の担当教員との連携を密に行うことを基本とする。具体的には、担当教員が実習施設への巡回訪問を行い、目標達成状況、臨地実務実習上の問題点などについて、実習指導者と情報交換を行う。また、巡回指導では学生からの相談に応じ、実習の進行状況の確認、学生の健康状態等を確認する。学生一人

に対する巡回指導時間は、実習中の学生の状況に合わせて、必要な時間を確保する。基幹教員が実習先と本学を短時間で行き来できるように配慮する。（資料 17「臨地実務実習巡回計画」）

臨地実務実習を確実に履行できるよう、担当の基幹教員は巡回指導時以外にも実習指導者並びに学生と綿密に連絡をとり、臨地実務実習の状況を確認するとともに、学生及び実習指導者が抱える悩みや問題等について指導・援助できる体制をとる。

臨地実務実習の実習指導教員は、実務経験のある基幹教員を3名配置した。各教員が担当する学生や人数については、実習施設や学生の状況等を踏まえた上で決定する。臨地実務実習期間中に2回以上、あるいは要請もしくは必要に応じて複数回の訪問を行う。

（９）実習施設における指導者の配置計画

ア．実習指導者の選任基準

実習指導者は、実習に係る職業分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、実習指導に当たって必要な能力を有していることを担保するため、管理美容師又は概ね3年以上の実務経験を有する方に依頼した。

イ．実習指導者会議の開催

実習指導者会議を臨地実務実習前に開催し、実習先での教育の質の保障を図る。会議の内容は以下のとおりとする。

- ① 実習指導者に臨地実務実習の目的・目標並びに学生の評価方法を明確に説明し、教員と実習指導者との間で共通の理解を得ておく。
- ② 学生の臨地実務実習前の教育内容の到達度について、教員と実習指導者の間で確認しておく。
- ③ 過去の臨地実務実習結果を検討し、当該年度の実習に活用する。

ウ．個別指導

臨地実務実習前に担当の専任教員が実習施設を訪問し、実習指導者と目標達成状況、臨地実務実習上の問題点などの情報交換を行う。

（１０）成績評価体制及び単位認定方法

臨地実務実習の成績評価は、臨地実務実習等評価シートによる実習指導者の評価を基本とするが、施設間もしくは実習指導者間による成績格差を是正するため、施設の実習指導者の評価だけに依存せず、学生の自己評価（実習期間中に学生が向上した点など）や実習終了後に実施する臨地実務実習報告会での担当教員による評価を盛り込んで、総合成績として判断する。（資料 18「臨地実務実習評価シート」）

臨地実務実習の単位の認定については、実習ごとに担当教員全員で成績検討会を開催し、実習施設で学習した専門職としての知識、技術、態度の統合を図り、最終的に科目責任者である基幹教員が単位を認定する。

なお、臨地実務実習の欠席は原則として認めないこととする。

1 3. 管理運営

(1) 運営会議

大学全体の管理運営に関する重要事項を審議するため、「運営会議」を置く。学長が議長となり、副学長、学生部長、図書館長、学部長、その他学長が必要と認めた教職員をもって構成し、毎月1回以上開催し、以下の事項を審議する。

- ア. 本学の事業計画に関する事項
- イ. 教授会への提出議題に関する事
- ウ. その他、本学の運営に関する重要事項

(2) 教授会

運営会議が大学全体の管理運営に関する重要事項を審議するのに対し、教育研究に関する事項を審議するため、学長が議長となり、専任の教授、准教授、講師及び助教、その他学長が必要と認めた教職員により構成する「教授会」を置く。教授会は、毎月1回以上開催し、次に掲げる事項を審議する。

- ア. 学生の入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍、卒業及び賞罰に関する事項
- イ. 教育課程及び履修に関する事項
- ウ. 研究計画に関する事項
- エ. 学生の厚生補導に関する事項
- オ. 教員選考に関する事項
- カ. 学則その他学内諸規程に関する事項
- キ. 学長の諮問した事項
- ク. その他本学の教育研究に関する重要事項

(3) 各種委員会

大学運営に必要な以下の委員会を置いている。

教務委員会、学生委員会、図書委員会、入試委員会、研究倫理審査委員会、知的財産管理委員会、キャリア支援センター運営委員会、FD・SD委員会、国際交流委員会、自己点検・評価委員会、ビューティ&ウェルネス研究会運営委員会、ハラスメント防止委員会、防火・防災委員会、衛生委員会、紀要編纂委員会、広報委員会

1 4. 自己点検・評価

(1) 実施体制

教育研究水準の向上、大学の質保証、大学の目的及び社会的使命の達成を図るため、教育研究活動、地域貢献活動、管理運営状況等について、自ら客観的な点検及び評価を継続的に行う「自己点検・評価委員会」を設置している。

自己点検・評価委員会は、副学長を委員長とし、専任の教職員から選出された委員をもって構成する。自己点検・評価のための基礎資料の調査、整理その他必要な事務は、総務課が処理する。

(2) 実施方法・評価項目

自己点検・評価委員会は、評価項目ごとに評価基準を定め、自己点検・評価を実施する。本学が行う自己点検・評価の結果について、その客観性及び妥当性を担保するとともに諸活動全般の改善・改革に資する実質的な外部評価を実施することを目的に、外部有識者からなる外部評価委員会を開催する。なお、評価は以下の項目としている。

- ア. 理念・目的
- イ. 内部質保証
- ウ. 教育研究組織
- エ. 教育課程・学習成果
- オ. 学生の受け入れ
- カ. 教員・教員組織
- キ. 学生支援
- ク. 教育研究等環境
- ケ. 社会連携・社会貢献
- コ. 大学運営・財務

(3) 結果の活用・公表

自己点検・評価結果は、自己点検・評価報告書として取りまとめ、本学ホームページ上に掲載する方法により公表するとともに、学生、関係部署にフィードバックし、結果に対する意見や対応策を自己点検・評価委員会に報告し、継続的な教育研究活動の改善、次期の自己点検・評価に利用する。これらを通じて、学生、教職員が評価結果を共有し、全学的な改善向上に資する。

(4) 認証評価

文部科学大臣によって認証された評価機関による評価を実施し、自己点検及び評価の結果について第三者の立場からより客観的な評価を行う。

15. 情報の公表

本学の目的、教育研究の体制・活動状況、財務・経営状況などの情報を関係者及び広く一般に提供し、もって本学の活用を促し、関係者の理解と協力を得ることにより、教育研究活動の一層の活性化を期する。情報の公表については、本学ホームページを中心とする媒体において行っている。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める以下の項目について公表するホームページのアドレスは、本学ホームページを開設した後に公表している。

- 一、大学の教育研究上の目的に関すること、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入に関する方針に関すること
- 二、教育研究上の基本組織に関すること
- 三、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四、入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること
- 七、校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八、授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九、大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 十、教育課程連携協議会の構成員及び審議状況に関すること

また、次の事項についてもホームページ上で閲覧できるようにする。

財務情報、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等

上記の他、専門職大学である本学と美容業界との連携について、専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況を公表していく。

16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学は、質の高い教育を行い、時代の変化や社会の要請に適切に対応した教育研究活動を行うことが求められていることから、学生の学習意欲を喚起し、理解しやすく教育効果の高い授業を行うため、教育内容の充実、授業方法の改善について次の方策を実施し、教員の教育力の一層の向上を図る。

なお、この方策の企画・運営は、非教育系職員（事務職員）の能力開発を含め、FD・SD委員会が行う。

（１）研修会の実施

全教員（非常勤教員を含む。）を対象とした教育方法に関する研修会を定期的（年３回）に開催する。特に新任の教員に対しては、本学の設置理念や目的の共有化を図り、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーを正しく認識させるためのワークショップを行う。

（２）学生による授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートを実施したうえで、その結果について、教員に還元するとともに、自己点検評価に反映することで、教育の質保証を図る。

アンケートにおいては、シラバスの有効性、授業の分かりやすさ、教育内容に対する興味等について評価を受ける。具体的なアンケートの方法や質問項目については、FD・SD委員会で検討する。

（３）教員相互の授業参観

他の教員の優れた授業を参観し、自らの授業の改善を図る。授業後に、担当教員と参観教員による意見交換会を開催して授業のあり方を検討し、教員相互の啓発を図る。

（４）シラバスの充実

学生が、教育内容を理解できるよう、授業を受けるための準備学修、授業時における理解、授業後の自己学修などの手引きとして、シラバスを効果的に活用する。このため、全学的に合意されたシラバスの記載内容を定めるとともに、その記載事項の改善を図る。シラバスには、教育目標、１回ごとの講義内容、テキスト及び参考書、成績評価基準、その他の特記事項、などを記載する。

(5) SDへの取組

本学の効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識・技術を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるため、SD活動を推進する。SD活動は、事務職員のみならず、教員及び技術職員も対象とし、各教職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に以下に掲げる項目により実施する。

- ア 大学の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質の向上を図るための研修に関すること
- イ 教育理念や3つのポリシーに照らした大学等の取組みの自己点検・評価と内部質保証、及び大学等の改革に資する研修に関すること
- ウ 教職員として求められているリーダーシップ能力、マネジメント能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、危機管理能力、政策提案・実現能力、問題解決能力及び事務処理能力等の向上を図るための研修に関すること
- エ 学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導、援助等の研修に関すること
- オ 職員のスキルアップに役立つ資格取得に関すること
- カ 大学組織における業務の見直しや事務処理の改善等に関すること
- キ その他SD活動として必要と認める事項

なお、研修会等については、外部団体が主催して行う「学外研修会等」と本学が独自に企画して開催する「学内研修会等」に大別し、さらに、これら学内外の研修会等を次のとおり区分して実施する。

- ・ 階層別：新任教職員、中堅職員、指導的職員など、経験や役職（職階）に応じて必要な知識を得るための研修会等
- ・ 目的別：特定の知識・技能を修得するための研修会等
- ・ 業務別：業務ごとの質的向上や改善等に役立つための研修会等
- ・ 個別：教職員個々が自主的に自己啓発、スキルアップ等を図るための研修会等

17. 社会的、職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 教育課程内の取組について

1 年次から社会的・職業的自立に向けて必要な知識、技術、態度を身につけさせ、学生自身が将来を広い視野で捉えられるように、体系的・総合的に教育課程を展開していく。

ア. 基礎科目

基礎科目において、社会的・職業的自立に向けて必要な知識を学ぶ。具体的には、「キャリアデザインⅠ」（1 年次前期）「キャリアデザインⅡ」（2 年次後期）では、職業人として基盤となる物事の方法を学年進行に合わせて、段階的に学ぶ。学生の自律的なキャリアの設計・形成、そのための学習・能力開発を支援する力を養うことで、組織に依存するのではなく、自律的に考え、行動できる職業人・社会人となる力も育つ。「コミュニケーション演習」（1 年次後期）では、礼儀マナーやビジネスマナーなど社会人としての基礎力を身につけさせる。

イ. 臨地実務実習

「サロン実習Ⅰ」（2 年次後期）で現役の職業人との対話を通して、多様な社会との関わり方を主体的に学ぶことで職業観を養う。

3 年次以降の臨地実務実習「サロン実習Ⅱ」（3 年次前期）「サロン実習Ⅲ」（4 年次前期）では、今後社会で活かしたいとする分野、自己の適性について、課題を見つけながらそれぞれに相応しいかたちで見出し、技術や態度として身につけていく。

(2) 教育課程外の取組について

ア. 資格取得に向けた指導

キャリア支援センターが中心となり、クラス担任の教員と連携しながら、学生主体の資格取得に向けた支援をしていく。

イ. ボランティア活動

ボランティア活動を通じて社会や地域に貢献することで、学生が社会とのつながりを理解し、より広い視野を獲得することを期待する。基幹教員の中から担当を置き、ボランティアを希望する学生をサポートできる体制を構築する。

(3) 適切な体制の整備について

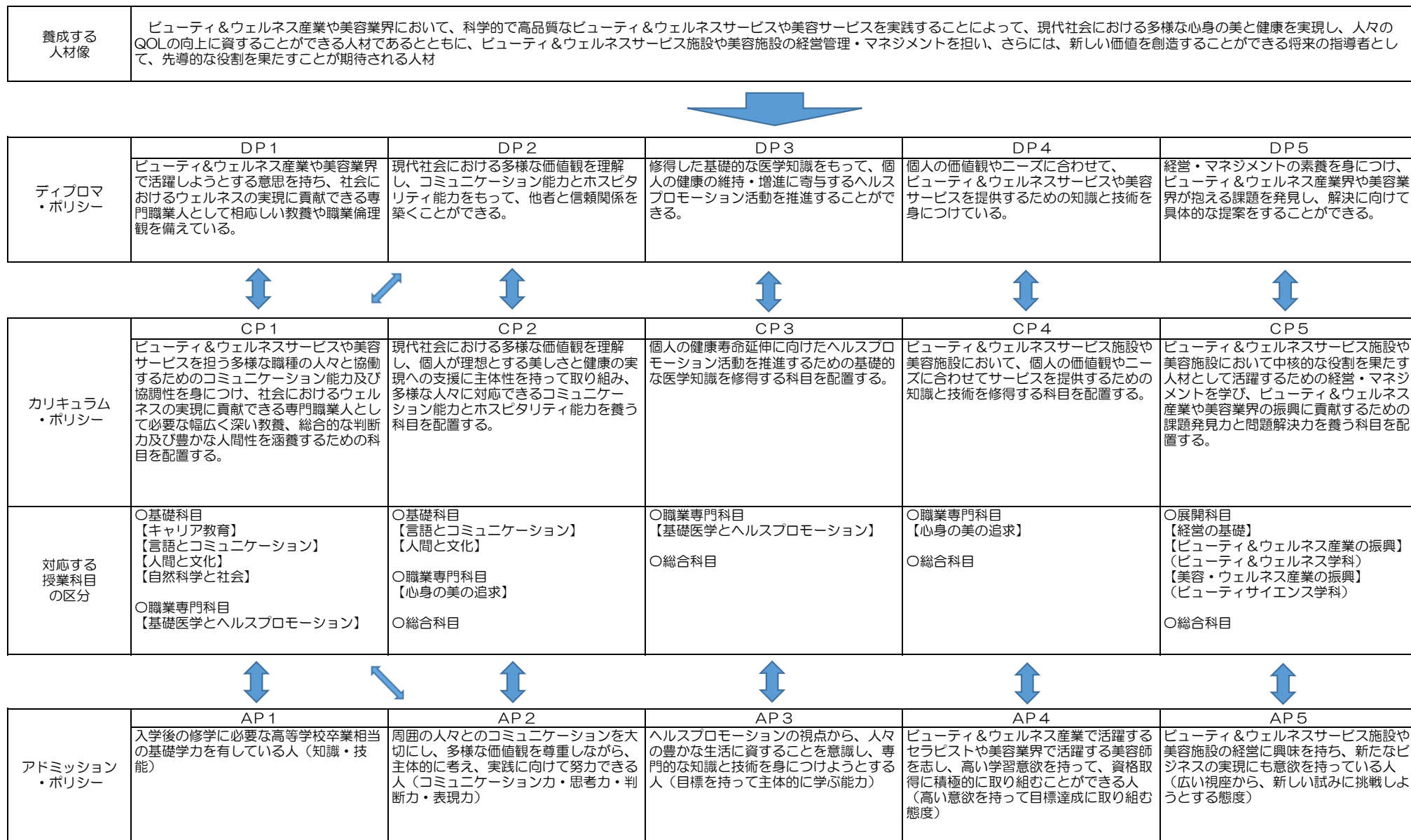
学内にキャリア支援センターを設置し、求人情報の公開だけでなく、キャリアアドバイザー又はキャリアコンサルタント資格を有する職員を配置して、個人面談、履歴書添削、模擬面接に加え、就職活動支援講座の開催など学生の就職活動に関する企画の発案・実施、及び就職先の確保を行う。また、1・2年次に早くから社会的・職業的自立を意識させるため、クラス担任の教員と有機的・緊密に連携し、全学的な進路支援体制を構築する。

設置の趣旨等を記載した書類

添付資料 目次

資料 1	ビューティ＆ウェルネス学部 養成する人材像、3つのポリシーの 関連図
資料 2	カリキュラムマップ
資料 3	カリキュラムツリー
資料 4	履修モデル
資料 5	ビューティ＆ウェルネス専門職大学 教職員定年規程
資料 6	時間割
資料 7	ビューティ＆ウェルネス専門職大学 教育課程連携協議会規程
資料 8	校舎改装工事 工程表
資料 9	美容実習室 図面
資料 10	実習用機器備品一覧
資料 11	図書館に整備する雑誌一覧
資料 12	臨地実務実習 施設一覧
資料 13	臨地実務実習 協定書
資料 14	臨地実務実習 実施計画の骨子
資料 15	臨地実務実習 実施スケジュール
資料 16	臨地実務実習 学生実習要項
資料 17	臨地実務実習 巡回計画
資料 18	臨地実務実習 評価シート

【資料1】 ビューティ&ウェルネス学部 養成する人材像、3つのポリシーの関連図



養成する人材像

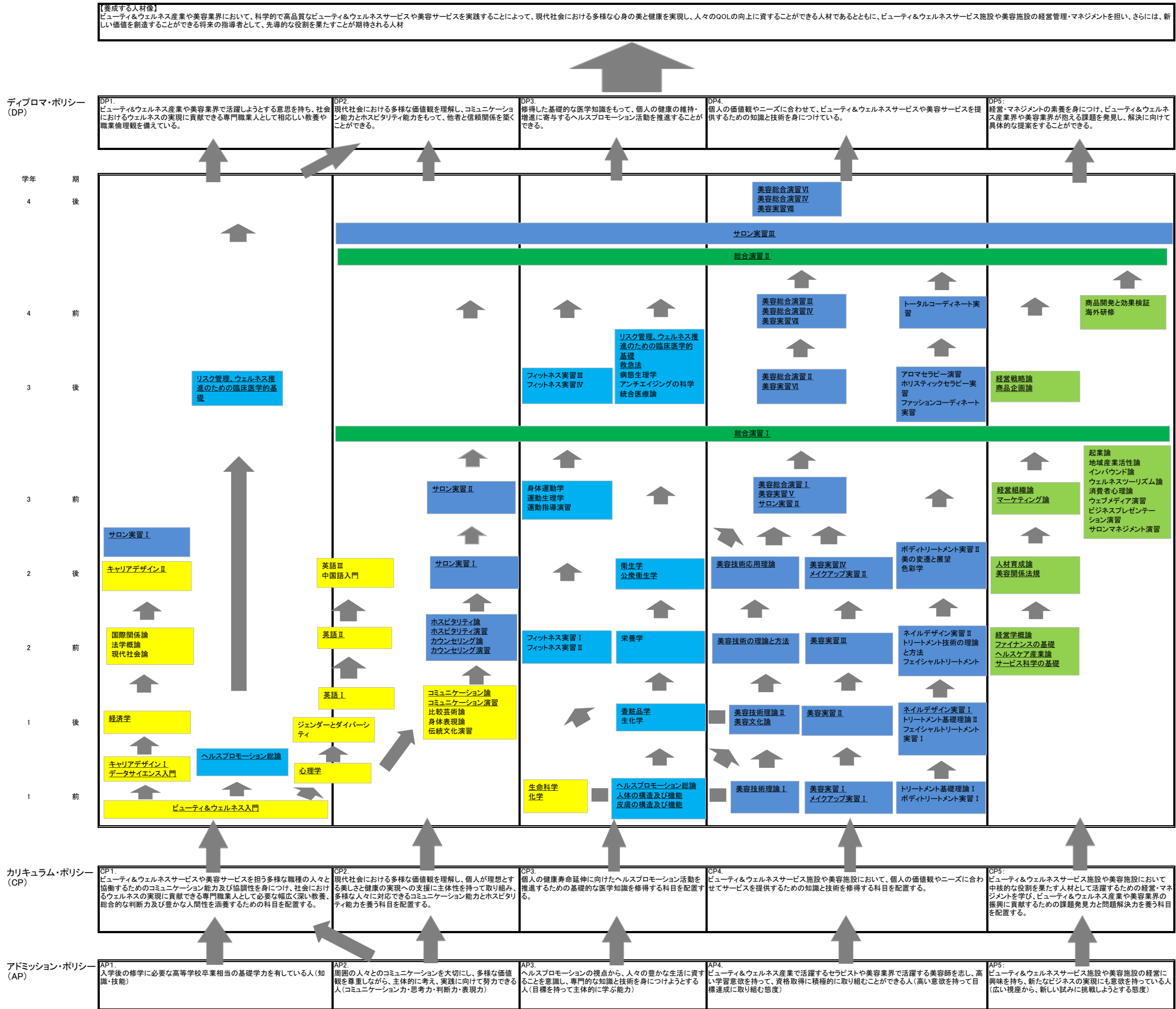
ビューティ&ウェルネス産業や美容業界において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスや美容サービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができる人材であるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設や美容施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材

ディプロマ・ポリシー

DP1: ビューティ&ウェルネス産業や美容業界で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。
 DP2: 現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。
 DP3: 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。
 DP4: 個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスや美容サービスを提供するための知識と技術を身につけている。
 DP5: 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界や美容業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。

区分		科目名	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	
基礎科目	キャリア教育	ビューティ&ウェルネス入門	◎	○	○	○	○	
		キャリアデザインⅠ	◎					
		キャリアデザインⅡ	◎					
	言語とコミュニケーション	コミュニケーション論	○	◎				
		コミュニケーション演習	○	◎				
		英語Ⅰ	○	◎				
		英語Ⅱ	○	◎				
		英語Ⅲ	○	○				
		中国語入門	○	○				
	人間と文化	心理学	○	◎				
		比較芸術論	○	◎				
		身体表現論	○	◎				
		伝統文化演習	○	◎				
		ジェンダーとダイバーシティ	○	◎				
		生命科学	◎	○				
	自然科学と社会	化学	◎	○				
データサイエンス入門		◎	○					
経済学		◎	○					
国際関係論		◎	○					
法学概論		◎	○					
現代社会論		◎	○					
職業専門科目	基礎医学とヘルスプロモーション	ヘルスプロモーション総論	◎		◎			
		人体の構造及び機能			◎			
		皮膚の構造及び機能			◎			
		香粧品学			○			
		生化学			○			
		栄養学			○			
		衛生学			◎			
		公衆衛生学			◎			
		リスク管理・ウェルネス推進のための臨床医学的基礎	◎		◎			
		救急法			◎			
		病態生理学			○			
		アンチエイジングの科学			○			
		統合医療論			○			
		身体運動学			○			
		運動生理学			○			
		運動指導演習		○	○			
		フィットネス実習Ⅰ			○			
		フィットネス実習Ⅱ			○			
		フィットネス実習Ⅲ			○			
		フィットネス実習Ⅳ			○			
		心身の美の追求	美容技術理論Ⅰ				◎	
	美容技術理論Ⅱ					◎		
	美容技術の理論と方法					◎		
	美容技術応用理論					◎		
	美容総合演習Ⅰ					◎		
	美容総合演習Ⅱ					◎		
	美容総合演習Ⅲ					◎		
	美容総合演習Ⅳ					◎		
	美容総合演習Ⅴ					◎		
	美容総合演習Ⅵ					◎		
	ホスピタリティ論			◎	○	○		
	ホスピタリティ演習			◎	○	○		
	カウンセリング論			◎	○	○		
	カウンセリング演習			◎	○	○		
	美容実習Ⅰ					◎		
	美容実習Ⅱ					◎		
	美容実習Ⅲ					◎		
	美容実習Ⅳ					◎		
	美容実習Ⅴ					◎		
	美容実習Ⅵ					◎		
	美容実習Ⅶ					◎		
	美容実習Ⅷ					◎		
	サロン実習Ⅰ		◎	○		○		
	サロン実習Ⅱ		○	◎		○		
	サロン実習Ⅲ			◎	○	◎	◎	
	メイクアップ実習Ⅰ					◎		
	メイクアップ実習Ⅱ					◎		
	ネイルデザイン実習Ⅰ					◎		
	ネイルデザイン実習Ⅱ					○		
	トリートメント基礎理論Ⅰ					○		
	トリートメント基礎理論Ⅱ					○		
	トリートメント技術の理論と方法					○		
	ボディトリートメント実習Ⅰ					○		
	ボディトリートメント実習Ⅱ					○		
	フェイシャルトリートメント実習Ⅰ					○		
	フェイシャルトリートメント実習Ⅱ					○		
	美容文化論		○	○		◎		
	美の変遷と展望					○		
	色彩学					○		
	アロマセラピー演習					○		
	ホリスティックセラピー実習					○		
	ファッションコーディネート実習					○		
	トータルコーディネート実習					○		
	展開科目	経営の基礎	経営学概論					◎
ファイナンスの基礎							◎	
人材育成論							◎	
経営組織論							◎	
マーケティング論							◎	
美容・ウェルネス産業の振興		経営戦略論					◎	
		ヘルスケア産業論			○		◎	
		サービス科学の基礎		○			◎	
		美容関係法規		○			◎	
		商品企画論				○	◎	
		起業論					○	
		地域産業活性化論					○	
		インバウンド論		○			○	
		ウェルネスツーリズム論			○		○	
		消費者心理論		○			○	
		ウェブメディア演習		○			○	
		ビジネスプレゼンテーション演習		○			○	
		サロンマネジメント演習		○			○	
		効果検証の方法				○	○	
		海外研修				○	○	
		総合科目	総合演習Ⅰ		◎	◎	◎	◎
		総合演習Ⅱ		◎	◎	◎	◎	

【資料3】ビューティ&ウェルネス学部ビューティサイエンス学科 カリキュラムツリー



【資料4】 履修モデル

養成する人材像：

ビューティ&ウェルネス産業や美容業界において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスや美容サービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができる人材であるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設や美容施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材

ビューティ&ウェルネス学部ビューティサイエンス学科

年次	基礎科目	単位	職業専門科目	単位	展開科目	単位	総合科目	単位	合計
1	前期 ビューティ&ウェルネス入門 キャリアデザインⅠ 心理学 生命科学 化学 データサイエンス入門	1 2 2 2 2 2 2	ヘルスプロモーション総論 人体の構造及び機能 皮膚の構造及び機能 美容技術理論Ⅰ 美容実習Ⅰ メイクアップ実習Ⅰ	1 1 1 1 2 2					19
	後期 コミュニケーション論 コミュニケーション演習 英語Ⅰ 経済学 比較芸術論	2 2 2 2 2	香粧品学 美容技術理論Ⅱ 美容実習Ⅱ ネイルデザイン実習Ⅰ 美容文化論	2 1 2 2 2					19
小計	11科目	21	11科目	17	0科目	0	0科目	0	38
2	前期 英語Ⅱ 法学概論	2 2	美容技術の理論と方法 ホスピタリティ論 ホスピタリティ演習 カウンセリング論 カウンセリング演習 美容実習Ⅲ	1 1 1 1 1 2	経営学概論 ファイナンスの基礎 ヘルスケア産業論 サービス科学の基礎	2 2 1 1			17
	後期 キャリアデザインⅡ	2	衛生学 公衆衛生学 美容技術応用理論 美容実習Ⅳ メイクアップ実習Ⅱ サロン実習Ⅰ	1 1 1 2 2 4	人材育成論 美容関係法規	2 2			17
小計	3科目	6	12科目	18	6科目	10	0科目	0	34
3	前期		美容総合演習Ⅰ 美容実習Ⅴ サロン実習Ⅱ	2 2 8	経営組織論 マーケティング論 起業論	2 2 2			18
	後期		リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎 救急法 美容総合演習Ⅱ 美容実習Ⅵ	1 1 2 2	経営戦略論 商品企画論	2 2	総合演習Ⅰ	2	12
小計	0科目	0	7科目	18	5科目	10	1科目	2	30
4	前期		美容総合演習Ⅲ 美容総合演習Ⅳ 美容実習Ⅶ サロン実習Ⅲ	2 2 2 8			総合演習Ⅱ	2	16
	後期		美容総合演習Ⅴ 美容総合演習Ⅵ 美容実習Ⅷ	2 2 2					8
小計	0科目	0	7科目	20	0科目	0	1科目	2	22
合計	14科目	27	37科目	73	11科目	20	2科目	4	124

※ 下線は必修科目

【資料 5】

ビューティ&ウェルネス専門職大学教職員定年規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、ビューティ&ウェルネス専門職大学の学長及び副学長を除く専任の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）並びに専任の事務職員その他職員（以下「職員」という。）の定年に関して必要な事項を定める。

（定 年）

第2条 教員のうち教授の定年は年令70歳、その他の教員は年令65歳とする。

2 職員の定年は、年令63歳とする。

（定年による退職）

第3条 教員は、定年に達した日以降における最初の3月31日に退職する。

2 職員は、定年に達した日をもって退職する。

（再雇用）

第4条 定年に達した後も引き続き雇用されることを希望する職員は、年令65歳に達する日までこれを再雇用する。

2 再雇用にあたり決定された服務、給与、諸手当等の労働条件については、個別に定める雇用契約による。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、ビューティ&ウェルネス専門職大学設置認可申請に係る専任教員の資格審査において、「資格有り」の判定を受けた者については、その完成年度末まで定年を延長する。

3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定による定年について、令和6年3月31日までに採用したものは従前の通りとする。

2 第2条の規定にかかわらず、ビューティ&ウェルネス学部ビューティサイエンス学科設置届出において、基幹教員として届出した者については、その完成年度末まで定年を延長する。

【資料6】ビューティ&ウェルネス学部ビューティサイエンス学科 時間割(前期)

月 曜 日										火 曜 日										水 曜 日										木 曜 日										金 曜 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		科目名		担当教員		教室		実習室		その他				科目名		担当教員		教室		実習室		その他				科目名		担当教員		教室		実習室		その他				科目名		担当教員		教室		実習室		その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1 時 限	9:00～ 10:30	1	生命科学	渡伏/池澤	講義室12	オムニバス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

ビューティ&ウェルネス学部ビューティサイエンス学科 時間割(後期)

[illegible]

【資料 7】

ビューティ&ウェルネス専門職大学 教育課程連携協議会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、ビューティ&ウェルネス専門職大学（以下「本学」という。）の学則第15条に定める教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定める。

(協議会の構成)

第2条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる5名の委員とする。

- (1) 学長が指名する教員その他の職員 1名
- (2) 本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活躍するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者 1名
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 1名
- (4) 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者 1名
- (5) 本学の教員その他の職員以外の者で、専門職大学及び専門職教育の教学マネジメントに精通する者として学長が必要と認めた者 1名

2 協議会に議長を置く。議長は前項第1号に定める委員とする。

(任 期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で委員を交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(会 議)

第5条 協議会は議長が招集する。

2 協議会は年1回開催することを定例とし、議長が必要と認めた場合に開催する。

(事 務)

第6条 協議会の事務は、学務・キャリア支援課が担当する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

【資料 8】

工事工程表

作成日：令和7年3月16日

工事名称 : ビューティー&ウェルネス専門職大学 美容実習室 内装工事

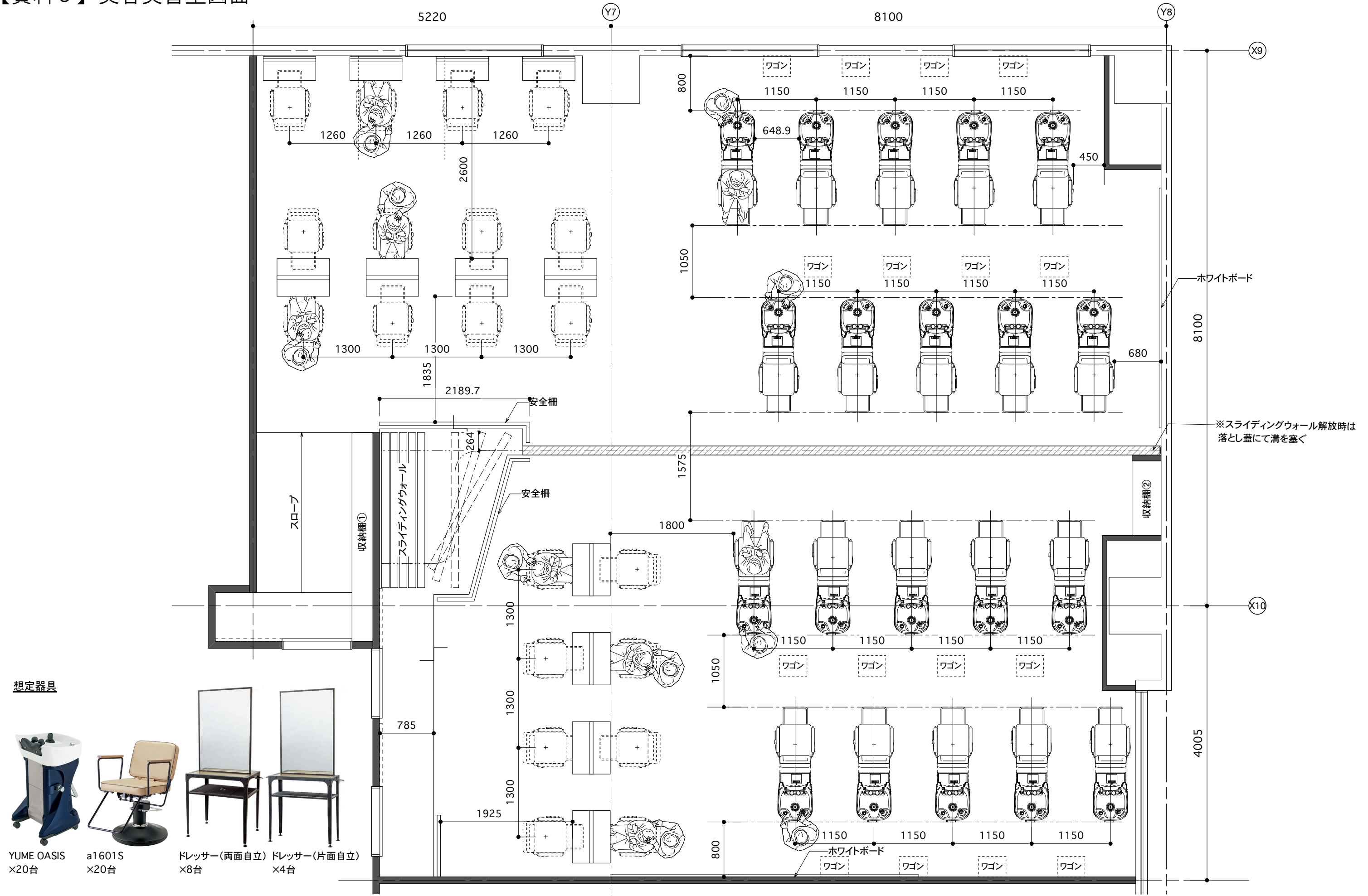
現場住所 : 神奈川県横浜市都筑区牛久保3-9-3

工 期：

工事区分		日程	1月																															2月																															3月																														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
全体スケジュール																																																																																															
	クライアント																																																																																														
	仮設工事																																																																																														
	ガス工事																																																																																														
	給排水・給湯工事																																																																																														
	給湯システム工事																																																																																														
	電気工事																																																																																														
	内装・造作工事																																																																																														
	什器工事																																																																																														

備考	1)																																																																																													
	2)																																																																																													
	3)																																																																																													
	4)																																																																																													

【資料9】美容実習室図面



(株)オンカラム	〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-5-5-1F tel:03-6709-1328/fax:03-6709-1329	PROJECT	ビューティ&ウェルネス専門職大学 美容実習室	DESIGN	t.kaji	DATA	2025.02.07/02.27	SCALE	1/50	No.
		TITLE	レイアウト図-A	DRAWN	-設置等の趣旨(資料)-12- t.kaji					

【資料１０】

ビューティ&ウェルネス学部 ビューティサイエンス学科
実習用機器備品一覧

品 名	数 量
美容用椅子	20
シャンプー台	20
ホワイトボード	2
プロジェクター設備	2
ワゴン	20
メタルラック	8
ハンガーラック	8
蓋つきゴミ箱	3
鍵付きキャビネット	1
積算電力計	1
小型発電機	1
可変変圧器	1
可変抵抗器	1
蓄電池及び充電器	1
電気抵抗発熱試験器具	1
磁石	1
磁針	1
ヘアアイロン（ストレート）	21
ヘアアイロン（カール）	21
ヘアドライヤー	21
ヘアスチーマー	1
ローラーボール	1
PH測定器	1
色彩表	1
メスシリンダー（5本セット）	1
ビーカー（50ml×3）	1
ビーカー（500ml×2）	1
皮膚模型	1
温湿度計	1
顕微鏡	1
人体模型	1

【資料 1 1】

ビューティ&ウェルネス学部ビューティサイエンス学科
図書館に整備する雑誌一覧

	タイトル	出版社
1	SHINBIYO	新美容出版
2	美容の経営プラン	女性モード社
3	PREPPY	ヘリテージ
4	Men' s PREPPY	ヘリテージ
5	ウェディングジャーナル	リフレクション

【資料 1 2】臨地実務実習施設一覧

	サロン名称	店舗名	店舗住所
1	Euphoria	池袋東口駅前店	〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2 丁目 1 7 - 8 プルーム南池袋 2F
2	Euphoria	+n サンシャイン通り店	〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1 丁目 1 5 - 1 真下ビル 2F
3	Euphoria	新宿店	〒160-0022 東京都新宿区新宿 3 丁目 2 0 - 6 エフ・エスビル 5F
4	Euphoria	新宿通り	〒160-0022 東京都新宿区新宿 3 丁目 2 5 - 9 モアビル 4F
5	Euphoria	SHIBUYA GRANDE	〒150-0041 東京都渋谷区神南 1 丁目 2 0 - 1 7 BC神南PROPERTY 3F
6	Euphoria	GINZA	〒104-0061 東京都中央区銀座 3 丁目 3 - 1 4 グランディアビル II 7F
7	Euphoria	GINZA GRANDE	〒104-0061 東京都中央区銀座 5 丁目 5 - 7 ニューギンザビル 6号館 4F
8	Euphoria	aoyama	〒107-0061 東京都港区北青山 3 丁目 6 - 2 0 Kfiビル 7F
9	Euphoria	銀座本店	〒104-0061 東京都中央区銀座 5 丁目 1 0 - 2 7F MISS PARIS
10	Ash	茗荷谷店	〒112-0002 東京都文京区小石川 5 丁目 4 - 1 ミズホ第一ビル 瑞穂第 1 ビル 1 階
11	Ash	Bees センター北店	〒224-0003 神奈川県横浜市都筑区中川中央 2 丁目 7 - 1 港北MINAMO2F
12	Ash	二子玉川店	〒158-0094 東京都世田谷区玉川 3 丁目 2 1 - 1 アーバンコート玉川 B1F
13	Ash	鷺沼店	〒216-0004 神奈川県川崎市宮前区鷺沼 3 丁目 2 - 8 グリシーヌ鷺沼 1F
14	Ash	たまプラーザ店	〒225-0002 神奈川県横浜市青葉区美しが丘 5 丁目 1 - 5 2 フルヤビル 1F
15	Ash	青葉台店	〒227-0062 神奈川県横浜市青葉区青葉台 2 丁目 2 - 2 2 エクセレント青葉台2F
16	Ash	中目黒店	〒153-0051 東京都目黒区上目黒 3 丁目 3 - 1 4 アサヒ電機朝日生命中目黒ビル1F・2F
17	Ash	Remel 奥沢自由が丘店	〒158-0083 東京都世田谷区奥沢 2 丁目 9 - 2 3 清水ビル 2F
18	Ash	横浜西口	〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸 2 丁目 1 5 - 2 0 YBS南幸ビル 1F
19	Ash	町田駅前通り	〒194-0013 東京都町田市原町田 4 丁目 7 - 1 4 リンズワンビル 1F
20	Ash	川崎	〒210-0005 神奈川県川崎市川崎区東田町 1 1 - 1 エンゼル川崎グランディア 1F
21	Ash	池袋	〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1 丁目 2 0 - 1 アイタワー 3 階
22	KENJE GROUP	WARP by KENJE	〒227-0054 神奈川県横浜市青葉区しらとり台1-10岡部ビル201号室
23	KENJE GROUP	vibes by KENJE	〒242-0007 神奈川県大和市中央林間3-10-2 ルベ-ル・サントラル 1F
24	KENJE GROUP	aaty	〒194-0004 東京都町田市鶴間3-13-7 八郎平第2ビル 2階
25	KENJE GROUP	Lia by KENJE	〒242-0007 神奈川県大和市中央林間3-11-11 パンジィF8 1F
26	KENJE GROUP	unique×KENJE	〒194-0013 東京都町田市原町田4-9-16 原町田日本堂ビル1・2F

【資料13】

ビューティ&ウェルネス専門職大学の臨地実務実習に係る実施協定書

学校法人ミスパリ学園（以下「甲」という。）と〔事業者名〕（以下「乙」という。）は、甲が設置するビューティ&ウェルネス専門職大学の学生に対する乙の事業所における臨地実務実習について、以下の通り合意する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の学生（以下「学生」という。）に対して行われる臨地実務実習（乙の事業所において、乙の実務に従事することにより行う実習をいう。（以下、「臨地実習」という。））を甲乙連携して行うことに関する基本的事項を取り決めることを目的として、締結する。

（実施計画）

第2条 臨地実習の円滑な実施のため、甲は乙と協議の上、実施計画を書面で作成するものとする。

2 実施計画には、以下の事項を記載する。

- ① 実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所
- ② 受け入れる学生の数
- ③ 実習指導者の配置
- ④ 成績評価の基準及び方法
- ⑤ 学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い
- ⑥ 実習中の災害補償及び損害賠償責任
- ⑦ その他の臨地実習の実施に必要な事項

3 乙は、実施計画にしたがい、甲と連携して臨地実習を実施するものとする。

4 乙は、甲の求めがあったときには、予め甲乙協議して定める方法により、業務の進捗状況について報告するものとする。

（指揮命令）

第3条 乙は、実施計画に定める内容を超えて、乙の指揮命令下で学生又は甲の教員に業務の提供をさせてはならないものとする。

（企業秘密の取扱い）

第4条 甲及び学生は、臨地実習の実施に伴い知得した乙の業務・契約・取引先・顧客（利用者）等に関する一切の秘密事項（以下「乙秘密情報」という。）を書面による乙の事前

の同意を得ることなく、臨地実習の期間中及び終了後において、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 学生は、乙の事前の同意を得て、臨地実習に関する報告に必要な範囲で、乙秘密情報を甲に開示することができる。

3 甲は、学生が口頭又は書面でした前項の報告に乙秘密情報が含まれる場合は、第 1 項に定める学生の負う義務と同等の義務を負う。

(機密情報等の返還義務)

第 5 条 甲及び乙は、臨地実習が終了したとき若しくはこの協定の有効期間を満了したとき、又は相手方から返還等の要求があったときは、相手方の機密情報及び相手方から貸与された情報等について、相手方の指示に従い、必ず返還、廃棄又は消去するものとする。

(知的財産権)

第 6 条 臨地実習の実施の過程で、乙の指導により学生が創出した発明等に係る知的財産権は、乙に帰属するものとする

2 乙は、学生が創出した発明等に関わる知的財産権に対し、乙の社内規定に基づき、応分の報奨を学生に付与するものとする。

3 甲又は学生が、学会発表、論文発表その他の方法により第 1 項に規定する発明等について第三者に公表・開示しようとする場合は、事前に乙の同意を得るものとする。

(改善)

第 7 条 甲及び乙は、用務の改善の必要があると認めるときは、相手方に改善の協議を申し入れることができ、申し入れられた相手方は必ず協議に応じるものとする。

(委託の禁止)

第 8 条 乙は、事前に甲乙の協議の上で甲の書面による承諾を得た場合を除き、業務の一部又は全部の実施を第三者に委託することは出来ない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 9 条 甲及び乙は事前に甲乙の協議の上で相手方の書面による承諾を得た場合を除き、この協定上の権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(安全衛生)

第 10 条 甲及び乙は、臨地実習中の学生の災害を防止するために、双方協力するとともに、実習生に自己の安全に十分に留意させるものとする。

2 乙は、甲と連携して、事前に甲乙協議の上で決定した災害防止等に必要な講習その他安全衛生管理の措置をあらかじめ講じるものとする。

(実習中の災害補償及び損害賠償責任)

第 11 条 甲は、臨地実習中の事故等により、学生が傷害を負った場合又は学生が乙又は乙の従業員若しくは第三者へ損害を与えた場合等に備え、学生に災害補償保険及び賠償責任保険へ加入させなければならない。当該保険の加入に関して必要な手続きは甲が行い、その保険料は学生が負担するものとする。

2 学生の臨地実習中の事故等については乙の故意または過失による場合を除き、学生が加入する保険をもって補償に充てるものとする。

3 学生が臨地実習中に乙又は第三者へ損害を与えた場合は、学生の故意又は重過失による場合を除き、学生が加入する保険をもって補償に充てるものとする。

(損害賠償)

第 12 条 甲及び乙は、相手方がこの協定に違反し、又は相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、その損害の賠償を相手方に請求することが出来る。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
ただし、甲及び乙は、甲乙の協議の上で合意したときは、この協定を更新することができるものとする。

(協定の解除)

第 14 条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知催告なく(第 6 号の場合を除く)、この協議を解除することができる。

- ① 支払いを停止し若しくは手形・小切手を不渡りにし、又は取引停止処分を受けたとき。
- ② 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ③ 破産、特別清算、会社整理、会社更生若しくは民事再生の申立をし、又は申立を受けたとき。
- ④ 精算又は解散をしたとき。
- ⑤ 信頼関係を破壊する重大な背信行為があったと認められるとき。
- ⑥ この協定の各条項に違反したとき。
- ⑦ 甲・乙自身自ら又は実質的に経営に関与する者、従業員が暴力団、暴力団関係者及びこれに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)であったとき。

- ⑧ 甲・乙自身自ら又は甲・乙の従業員等が、反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら資金もしくは何らかの取引をしていたとき、及び反社会的勢力と交友関係にあったとき。
- ⑨ 甲・乙自身自ら又は従業員等が、自ら若しくは第三者を利用して、甲・乙の従業員及び学生に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて不当な要求行為、又は業務の妨害、信用の毀損をする行為等を行なったとき。

(実習の中断)

第 15 条 乙は、甲又は学生にこの協定に違反する行為があったときその他臨地実習を継続しがたい事態が生じたときは、直ちに臨地実習を中断することができる。この場合には、乙は速やかに甲にその旨を通知するものとし、甲及び乙は、臨地実習の再開又は終了に関し誠実に協議するものとする。

(協定の解釈)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈等について疑義を生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 この協定に関する訴えは、甲が設置する専門職大学の所在地を管轄する横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙双方が記名押印の上、それぞれ 1 通を保管するものとする。

年 月 日

甲：住所

名称

代表者の役職・氏名

印

乙：住所

名称

代表者の役職・氏名

印

【資料 1 4】

ビューティ&ウェルネス専門職大学

ビューティ&ウェルネス学部

ビューティサイエンス学科

臨地実務実習 実施計画の骨子

I 実習内容及び目的

(1) サロン実習Ⅰ

この実習では、美容室における実際の基礎技術および現場理解を目的としている。前半は、シャンプー、ブロー、ヘッドスパなどの基本的な技術を見習い、後半は、受付業務や予約管理、清掃などのサロン運営に関する実務を経験することで、サロンの運営全体を理解し、チームの一員としての役割を認識することができるようにする。卒業後、美容師として活躍の場の中心となる美容サロンにおいて、実際の現場、働く方々を見学することで、これから学ぶ内容が、将来どのように役立っていくのかを知る。

実習期間中は、先輩スタッフからの指導を受けながら、実際のクライアント対応を通じて基本的な接客スキルを醸成していく。実際の現場で仕事の流れや、実際に行うであろう作業を知ることによって自分が働くときにどのような能力が必要となるか理解をし、その内容をまとめ発表し、評価を受ける。

(2) サロン実習Ⅱ

この実習では、さらなる応用技術と接客スキルの向上を目指す。カットやカラーリング、パーマなどの実際の施術を間近で見習い、技術研修会に参加をする機会を利用して、ウィッグやモデルを使用した技術練習を行い、実践力を高めていく。また、先輩美容師のカウンセリング技術を学び取り、顧客のニーズに応じた提案力を養えるようにする。

接客面では、クレーム対応やリピート客のフォローアップなど、より高度なクライアント対応のスキルを身につけ、プロになる自覚を深める。プロフェッショナルがどのような接遇を行っているか実際に体感し、その技術・指導を受け「おもてなし」の基準や能力を高めていく。サービスに必要な基本的なマナーを身につけた上で、クライアントの満足度を高めるために必要なものは何か考察する能力をどの程度、修得できたか評価を受ける。

(3) サロン実習Ⅲ

学内実習で学んだ業務内容を臨地実務実習先で実践することで、現場で必要となる能力を再確認し、よりその能力を高めていくことを目的として行う。各実習先での事前準備と先輩美容師がスムーズに技術を提供するのに必要なアシスタント業務を行う。クライアントを迎えるための清掃や備品を用意し、技術に必要な化粧品、器具などの準備をする。クライアントをおもてなしするために必要な知識を身につけ、アシスタント業務ができるようになったか、その評価を受ける。

あわせて、専門技術の総理解や経営的視点なども養っていく。特殊なヘア

カラー技術や最新のパーマネント技術、トレンドを取り入れたスタイリングなど、専門性の高い技術を見習い、また、クライアントに対するパーソナルなサービスの提供を目指し、カウンセリング力の強化を図る。

さらに、独立を視野に入れた経営知識やマーケティング、ブランディングの基本も学ぶことを目標とし、実習の最終段階では、サロン運営を模擬的に一部任せていただき、実践的な経営スキルを体感できるようにすることで、即戦力としての能力を高めていく。

Ⅱ 実習目標

(1) サロン実習Ⅰ

- 1) 実際の現場で仕事の流れや実際に行うであろう作業を知り、美容師という職業の理解を深める。
- 2) 美容師として働くために必要となる能力がどのようなものか理解し、今後の目標を定める。
- 3) 実習内容をまとめ発表する経験を通し、人前で発表をするために必要となる、考察力、言葉遣い、トーク力を身につける。

(2) サロン実習Ⅱ

- 1) 授業で学修したサービスマナーの知識をもとに実践する。
- 2) クライアントの来店から退店までの流れとその対応方法を知り、クライアントが「居心地がいい」「美しい」と感じる空間を提供できる清掃方法、身だしなみ、言葉遣いを身につける。
- 3) 先輩美容師のカウンセリングを通じて、顧客のニーズに応じた提案力を養う。

(3) サロン実習Ⅲ

- 1) アシスタントとして、美容室の事前準備（清掃、備品・器具の準備等）と先輩美容師がスムーズに技術を提供するのに必要なサポートをスピーディかつ丁寧にできるようになる。
- 2) クライアントのお出迎えやお見送り、電話対応などの接客業務を担当することで、クライアントと直接接しながらニーズを読み取るなど、会話や気遣いのスキルを磨く。
- 3) 学内授業では経験することができない、実習先サロンのチラシ配布や SNS 発信、ヘアケア商品や化粧品の店頭販売などの営業活動を通じて、サロン経営に必要な実践的なスキルを体感し、身につける。

Ⅲ 実習時間及び実習時期

- (1) サロン実習Ⅰ＜2年次後期＞
4単位 120時間（1日8時間×15日間）
毎週水曜日×15週
- (2) サロン実習Ⅱ＜3年次前期（集中）＞
8単位 240時間（1日8時間×30日間）
8月～9月頃の週5日×6週間
- (3) サロン実習Ⅲ＜4年次前期（集中）＞
8単位 240時間（1日8時間×30日間）
3月～4月頃の週5日×6週間

Ⅳ 実習施設

(株) ユーフォリア、(株) アッシュ、(株) ケンジが運営する美容室

Ⅴ 実習人数

学生2名を1組とする。(各学年20組)

Ⅵ 実習施設との連携

- 1) 実習開始前には、実習の目的、目標、内容等について、教員と実習指導者が事前に話し合いの場を持ち、周知・共有できるようにする。
- 2) 実習中においては、教員と実習指導者が定期的に話し合いの場を持ち、実習指導上の問題点等について、十分情報交換し検討できるようにする。
- 3) 実習終了後には、実習全体を通した総括・評価が行えるような話し合いの場を持つようにする。

Ⅶ 実習評価

実習指導者の評価（実習評価表シート）に基づき、出席状況、実習態度、実習記録、事後報告会の発表等を総合して評価する。

Ⅷ その他

- ・学生への報酬については、無償とする。
- ・学生が実習先や第三者に損害を与えたりした場合については、企業の協定書を締結し、相互の責任範囲を明確にしておく。

【資料15】

ビューティサイエンス学科 臨地実務実習 実施スケジュール																																																									
月	4				5					6				7				8					9				10				11					12				1					2				3								
週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52					
1 年																																																									
2 年																									サロン実習Ⅰ 40名 ＜8時間×15週（毎週水曜日）＞																																
3 年		ビューティ&ウェルネス学科※既設学科 企業実習Ⅲ（サロン実習）																						サロン実習Ⅱ 40名 ＜8時間×30日＞																													サロン実習Ⅲ 40名 ＜8時間×30日＞				
4 年																																																									

【資料 16】

ビューティ&ウェルネス専門職大学

ビューティ&ウェルネス学部

ビューティサイエンス学科

臨地実務実習 学生実習要項

臨地実務実習は、学内で学んだ理論・知識・技術を応用し、様々な職場でクライアント等対象者と関わることで、対象を包括的に捉え、自己の学びを統合し、より実践的な技術や職業に対する倫理観を養うことを目的とする。臨地でのみ経験できる専門職としての喜びや難しさを実感することで、自身の役割や責任を自覚し、主体的に学ぶ姿勢を身につけます。特に3・4年次の臨地実務実習では、より専門性の高い実務や日進月歩する知識・技術に直接触れ、クライアントに喜びや感動を与えるサービスを創意工夫し提供することで、専門職として求められる自己啓発能力、人間関係形成能力やマネジメント能力を養います。

○ 本学の臨地実務実習等の構成と実施時期

科目名	配当年次	単位数	実習施設
(1) サロン実習Ⅰ	2年次後期	4単位	美容サロン
(2) サロン実習Ⅱ	3年次前期（集中）	8単位	美容サロン
(3) サロン実習Ⅲ	4年次前期（集中）	8単位	美容サロン

○ 臨地実務実習等における留意点

臨地実務実習等中は、常に実習生（社会人）であることを自覚し、特に、以下の点に留意すること。

- ・実習中は実習指導者の監督・指導のもとに行動すること。
- ・疑問があれば、まず自分で最大限調べる努力をしてから、実習指導者に質問すること。
- ・クライアントに関する情報は全て秘密を厳守し、本人に直接関与する教職員以外に漏らしてはならない。
- ・実習が進展しないような場合は、まず実習指導者と率直に話し合い、それでも難しい場合には、実習担当教員に相談すること。
- ・あいさつ、私語厳禁、時間厳守、身だしなみなど、社会人として最低限のビジネスマナーを守ること。
- ・事故や緊急時の対応についてあらかじめ熟知し、適切に対応できるよう心がけること。
- ・基本的に欠席は認めない。但し、病気や家族の不幸など万一やむを得ない場合は、速やかに実習指導者及び担当教員に連絡し、指示を仰ぐこと。

- ・実習終了後は、借用したもの等は全て原状に復し、実習指導者等に礼状を出すこと。

○ 臨地実務実習施設の決定方法

臨地実務実習施設は、学生の居住地を勘案して、本学が決定します。

○ 臨地実務実習等の評価と成績

臨地実務実習等の評価は、臨地実務実習等評価シートによる実習指導者の評価を基本としますが、学生の自己評価（実習期間中に学生が向上した点など）や実習終了後に実施する臨地実務実習報告会での担当教員による評価を盛り込んで、総合成績として判断します。

○ 学生への課題

【実習前】

学生各自が実習施設の特徴をまとめ、目標と課題を設定し、日程や手続きの説明を行う事前オリエンテーションで発表します。

【実習中】

毎回、各自で目標を設定して、予習と復習を繰り返しながら実習に取り組んでください。

【実習後】

各臨地実務実習終了後に、臨地実務実習報告会を実施します。学生が実習内容・体験を報告することで、実習の総括と自己評価を行い、次の実習に向けての、あるいは美容師になるにあたっての課題を明確化し、学生同士が実習内容・体験を報告し合い情報を共有することによって、自己の経験を客観的に捉えるとともに、他者の経験から新たな知見を獲得することができます。

I 実習内容及び目的

(1) サロン実習Ⅰ

この実習では、美容室における実際の基礎技術および現場理解を目的としている。前半は、シャンプー、ブロー、ヘッドスパなどの基本的な技術を見習い、後半は、受付業務や予約管理、清掃などのサロン運営に関する実務を経験することで、サロンの運営全体を理解し、チームの一員としての役割を認識することができるようにする。卒業後、美容師として活躍の場の中心となる美容サロンにおいて、実際の現場、働く方々を見学することで、これから学ぶ内容が、将来どのように役立っていくのかを知る。

実習期間中は、先輩スタッフからの指導を受けながら、実際のクライアント対応を通じて基本的な接客スキルを醸成していく。実際の現場で仕事の流れや、実際に行うであろう作業を知ることによって自分が働くときにどのような能力が必要となるか理解をし、その内容をまとめ発表し、評価を受ける。

(2) サロン実習Ⅱ

この実習では、さらなる応用技術と接客スキルの向上を目指す。カットやカラーリング、パーマなどの実際の施術を間近で見習い、技術研修会に参加をする機会を利用して、ウィッグやモデルを使用した技術練習を行い、実践力を高めていく。また、先輩美容師のカウンセリング技術を学び取り、顧客のニーズに応じた提案力を養えるようにする。

接客面では、クレーム対応やリピート客のフォローアップなど、より高度なクライアント対応のスキルを身につけ、プロになる自覚を深める。プロフェッショナルがどのような接遇を行っているか実際に体感し、その技術・指導を受け「おもてなし」の基準や能力を高めていく。サービスに必要な基本的なマナーを身につけた上で、クライアントの満足度を高めるために必要なものは何か考察する能力をどの程度、修得できたか評価を受ける。

(3) サロン実習Ⅲ

学内実習で学んだ業務内容を臨地実務実習先で実践することで、現場で必要となる能力を再確認し、よりその能力を高めていくことを目的として行う。各実習先での事前準備と先輩美容師がスムーズに技術を提供するのに必要なアシスタント業務を行う。クライアントを迎えるための清掃や備品を用意し、技術に必要な化粧品、器具などの準備をする。クライアントをおもてなしするために必要な知識を身につけ、アシスタント業務ができるようになったか、その評価を受ける。

あわせて、専門技術の総合理解や経営的視点なども養っていく。特殊なヘアカ

ラー技術や最新のパーマネント技術、トレンドを取り入れたスタイリングなど、専門性の高い技術を見習い、また、クライアントに対するパーソナルなサービスの提供を目指し、カウンセリング力の強化を図る。

さらに、独立を視野に入れた経営知識やマーケティング、ブランディングの基本も学ぶことを目標とし、実習の最終段階では、サロン運営を模擬的に一部任せていただき、実践的な経営スキルを体感できるようにすることで、即戦力としての能力を高めていく。

Ⅱ 実習目標

(1) サロン実習Ⅰ

1) 実際の現場で仕事の流れや実際に行うであろう作業を知り、美容師という職業の理解を深める。

2) 美容師として働くために必要となる能力がどのようなものか理解し、今後の目標を定める。

3) 実習内容をまとめ発表する経験を通し、人前で発表をするために必要となる、考察力、言葉遣い、トーク力を身につける。

(2) サロン実習Ⅱ

1) 授業で学修したサービスマナーの知識をもとに実践する。

2) クライアントの来店から退店までの流れとその対応方法を知り、クライアントが「居心地がいい」「美しい」と感じる空間を提供できる清掃方法、身だしなみ、言葉遣いを身につける。

3) 先輩美容師のカウンセリングを通じて、顧客のニーズに応じた提案力を養う。

(3) サロン実習Ⅲ

1) アシスタントとして、美容室の事前準備（清掃、備品・器具の準備等）と先輩美容師がスムーズに技術を提供するのに必要なサポートをスピーディかつ丁寧にできるようになる。

2) クライアントのお出迎えやお見送り、電話対応などの接客業務を担当することで、クライアントと直接接しながらニーズを読みとるなど、会話や気遣いのスキルを磨く。

3) 学内授業では経験することができない、実習先サロンのチラシ配布や SNS 発信、ヘアケア商品や化粧品の店頭販売などの営業活動を通じて、サロン経営に必要な実践的なスキルを体感し、身につける。

Ⅲ 実習時間及び実習時期

(1) サロン実習Ⅰ＜2年次後期＞

4単位 120時間（1日8時間×15日間）

毎週水曜日×15週

(2) サロン実習Ⅱ＜3年次前期（集中）＞

8単位 240時間（1日8時間×30日間）

8月～9月頃の週5日×6週間

(3) サロン実習Ⅲ＜4年次前期（集中）＞

8単位 240時間（1日8時間×30日間）

3月～4月頃の週5日×6週間

Ⅳ 実習施設

(株) ユーフォリア、(株) アッシュ、(株) ケンジが運営する美容室

Ⅴ 実習人数

学生2名を1組とする。(各学年20組)

Ⅵ 実習計画

- ・事前オリエンテーション
 - ・美容サロン（施術やカウンセリング）の見学
 - ・美容サロンの概要と業務の流れ、組織とスタッフ業務の理解
 - ・美容サロンで働く方々からの講話、質問会など
 - ・美容サロンで開催される技術研修会への参加
 - ・清掃、受付業務、ご案内、お見送りなど実際のサロンワークに必要な基本的業務の習得
 - ・備品・器具の準備、片付け、クライアントへの接客サポート、商品販売のサポート業務など実際のサロン運営に必要な基本的業務の習得
 - ・まとめ（フィードバックと事後指導）など
- 具体的な内容は各サロンの実習計画に則って実施する。

【資料 17】 臨地実務実習巡回計画

○サロン実習Ⅰ（2年次後期／15日間）

- ・ 1 クールの実習で、20施設を使用する。
- ・ 実習施設訪問は4～6日目、9～11回目の2回実施する。
- ・ 1人の担当教員は、1日あたり2～3施設を訪問する。

毎週水曜日に実習を実施する場合 ※【資料6】時間割参照

曜日 日	月	火	水	木	金	土日
4日目 9日目			九島准教授 廣石講師 塚田講師			
5日目 10日目			九島准教授 廣石講師 塚田講師			
6日目 11日目			九島准教授 廣石講師 塚田講師			

○サロン実習Ⅱ（３年次前期（集中）／３０日間（６週間））

- ・ １クールの実習で、２０施設を使用する。
- ・ 実習施設訪問は２週目、４週目、６週目に実施する。
- ・ １人の担当教員は、１日あたり２～３施設を訪問する。

曜 日	月	火	水	木	金	土日
２週目		九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師		
４週目		九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師		
６週目		九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師		

○サロン実習Ⅲ（４年次前期（集中））／３０日間（６週間）

- ・ １クールの実習で、２０施設を使用する。
- ・ 実習施設訪問は２週目、４週目、６週目に実施する。
- ・ １人の担当教員は、１日あたり２～３施設を訪問する。

曜 日	月	火	水	木	金	土日
２週目		九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師		
４週目		九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師		
６週目		九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師	九島准教授 廣石講師 塚田講師		

【資料18】 臨地実務実習評価シート

【サロン実習Ⅰ 評価シート】

実習先名称

名前

実習担当者名

実習期間

出席状況

【評価方法】

1. 学生が決められた期限までに自己評価表を埋め、担当へ提出
2. 実習担当は担当評価欄を埋めて、決められた提出先へ提出する

【評価の基準】

- A: 優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。
 B: 良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。
 C: 普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。
 D: やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。
 E: 劣る 助言・指導が定期的に必要であり、実施できない。

項目	細目		評価基準	自己評価	担当評価	コメント
態度	①礼儀	1	場面に適した挨拶をしたり、礼儀正しい態度をしている。			
	②身だしなみ	2	美容業に従事する者として、頭髪、爪等は清潔に保っている。			
コンプライアンス	①諸ルール・法令の内容の理解	3	美容サービスを提供するものとしての自覚や社会的責任感を有しており、教えられた企業のルールをよく理解している。			
	②コンプライアンス	4	コンプライアンスに関して基本的な知識を有しており、行動がともなっている。分からないことはマニュアルを確認したり、上位者に相談したりしている。			
おもてなし	①おもてなしの理解	5	お客様の気持ちを理解した上で、ホスピタリティを意識した接客をすることの重要性を理解している。			
	②クリンネス	6	常にサロン内を整理・整頓し、清潔で居心地の良い洗練されたサロン環境を維持している。			
チームワークとコミュニケーション	①チームワーク	7	サロン内の他のスタッフとの間に良好な関係を構築しようとしている。			
	②コミュニケーション	8	業務における自己判断の有無、良し悪しに関する区分、報連相を意識して業務を遂行している。			
意欲的に取り組む姿勢	①意欲・積極性	9	疑問点をメモしたり、必要に応じて質問したりしている。			
	②発表	10	実習内容をまとめ、発表を行う。			

総評

[サロン実習Ⅱ 評価シート]

実習先名称		【評価方法】 1. 学生が決められた期限までに自己評価表を埋め、担当へ提出 2. 実習担当は担当評価欄を埋めて、決められた提出先へ提出する
名前		
実習担当者名		
実習期間		
出席状況		【評価の基準】 A: 優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。 B: 良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。 C: 普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。 D: やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。 E: 劣る 助言・指導が定期的に必要なであり、実施できない。

項目	細目	評価基準	自己評価	担当評価	コメント
「ビューティ&ウェルネス」への興味と探究心	①ビューティ&ウェルネスに関連する知識の理解	1 美容業界の動向などの概要を理解している。			
	②ビューティ&ウェルネスに対する興味、関心と実践	2 美容サービスを提供する者として、日頃から健康や美容の維持・向上に向けた取り組みを行っている。			
コンプライアンス	①諸ルール・法令の内容の理解	3 美容サービスを提供するものとしての自覚や社会的責任感を有しており、教えられた企業のルールをよく理解している。			
	②コンプライアンス	4 コンプライアンスに関して基本的な知識を有しており、行動がともなっている。分からないことはマニュアルを確認したり、上位者に相談したりしている。			
おもてなし	①おもてなしの理解	5 お客様の気持ちを理解した上で、ホスピタリティを意識した接客をすることの重要性を理解している。			
	②お客様、状況に合わせた接客	6 先輩技術者のカウンセリングを拝聴し、お客様がどのようなスタイルを望んでいるか理解することができる。			
	③クリンネス	7 常にサロン内を整理・整頓し、清潔で居心地の良い洗練されたサロン環境を維持している。			
機器の点検・整備、衛生管理	①技術に使用する機器・器具などの選択、及び安全に配慮した使用	8 実習で使用した機器の使用上の注意事項について理解している。			
	②必要な機器・器具などの事前点検・整備	9 機器を取り扱う際に、衝撃は避けて、できる限り丁寧に取り扱い、使用前・使用後に機器の点検・消毒を行っている。			
接客	接客	10決められたルールに従って、身だしなみを整え、受付業務、ご案内、お茶出し、お見送りなど接客対応を確実に実行している。			
チームワークとコミュニケーション	①チームワーク	11 サロン内の他のスタッフとの間に良好な関係を構築し、進んで周囲の仕事を手伝っている。			
	②コミュニケーション	12 業務における自己判断の有無、良し悪しに関する区分、報連相を意識して業務を遂行している。			
業務効率化の推進	①手続きに則った業務遂行	13 サロン内での基本的な業務に対しては、対応方針に則って適切に判断して、必要な準備を迅速に行っている。			
	②効率化の工夫・改善	14 旺盛なチャレンジ精神を持ち、失敗を恐れず新しい仕事に積極的に取り組んでいる。			
	④コスト意識を持った効率的な業務の推進	15 細かいことでも業務効率化やコストダウンにつながる方法を常に考え、費用対効果を踏まえた改善案として上位者に提案したり自ら実行したりしている。			

総評

--

【サロン実習Ⅲ 評価シート】

実習先名称 _____

名前 _____

実習担当者名 _____

実習期間 _____

出席状況 _____

【評価方法】
1. 学生が決められた期限までに自己評価表を埋め、担当へ提出
2. 実習担当は担当評価欄を埋めて、決められた提出先へ提出する

【評価の基準】
A: 優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。
B: 良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。
C: 普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。
D: やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。
E: 劣る 助言・指導が定期的に必要であり、実施できない。

項目	細目	評価基準	自己評価	担当評価	コメント
「ビューティ&ウェルネス」への興味と探究心	①ビューティ&ウェルネスに関連する知識の理解	1 美容業界の動向などの概要を理解している。			
	②ビューティ&ウェルネスに対する興味、関心と実践	2 美容サービスを提供する者として、日頃から美容や健康の維持・向上に向けた取り組みを行っている。			
コンプライアンス	①諸ルール・法令の内容の理解	3 美容サービスを提供するものとしての自覚や社会的責任感を有しており、教えられた企業のルールをよく理解している。			
	②コンプライアンス	4 コンプライアンスに関して基本的な知識を有しており、行動がとまっている。分からないことはマニュアルを確認したり、上位者に相談したりしている。			
おもてなし	①おもてなしの理解	5 お客様の気持ちを理解した上で、ホスピタリティを意識した接客をすることの重要性を理解している。			
	②お客様、状況に合わせた接客	6 お客様の表情などを見てお客様が何を望んでいるかを想定し、自ら行動することができている。			
	③クリンネス	7 常にサロン内を整理・整頓し、清潔で居心地の良い洗練されたサロン環境を維持している。			
器具及び薬剤使用・機器の整備、衛生管理	①技術に使用する器具及び薬剤、機器などの選択、並びに安全に配慮した使用方法の理解	8 使用した器具及び薬剤、機器の使用上の注意事項を理解している。			
	②必要な器具・機器などの事前点検・整備	9 機器や器具を取り扱う際に、衝撃は避けて、できる限り丁寧に取り扱い、使用前・使用後に用具の消毒を行っている。			
接客	接客	10決められたルールに従って、身だしなみを整え、受付業務、ご案内、お茶出し、お見送りなど接客対応を確実に実行している。			
技術	①事前準備	11決められたルールに従って、身だしなみを整え、技術に必要な機器や器具などの準備を確実に実行している。			
	②アシスタント	12お客様の予約状況を把握し、それに合わせた来店準備を確実に実行している。			
	③片付け	13お客様の使用した場所の清掃、整頓や顧客管理表への記入を確実に実行している。			
チームワークとコミュニケーション	①チームワーク	14サロン内の他のスタッフとの間に良好な関係を構築し、進んで周囲の仕事を手伝っている。			
	②コミュニケーション	15業務における自己判断の有無、良し悪しに関する区分、報連相を意識して業務を遂行している。			
サロンマネジメント	①手続きに則った業務遂行	16サロン内での基本的な業務に対しては、対応方針に則って適切に判断して、必要な準備を迅速に行っている。			
	②効率化の工夫・改善	17旺盛なチャレンジ精神を持ち、失敗を恐れず新しい仕事に積極的に取り組んでいる。			
	③顧客単価やコストなどの経営上の数字の理解	18顧客の予約状況並びに日々の売り上げから月度の売り上げを想定し、顧客単価の目標値を設定し、コストな経営的数字を理解することができる。			

総評